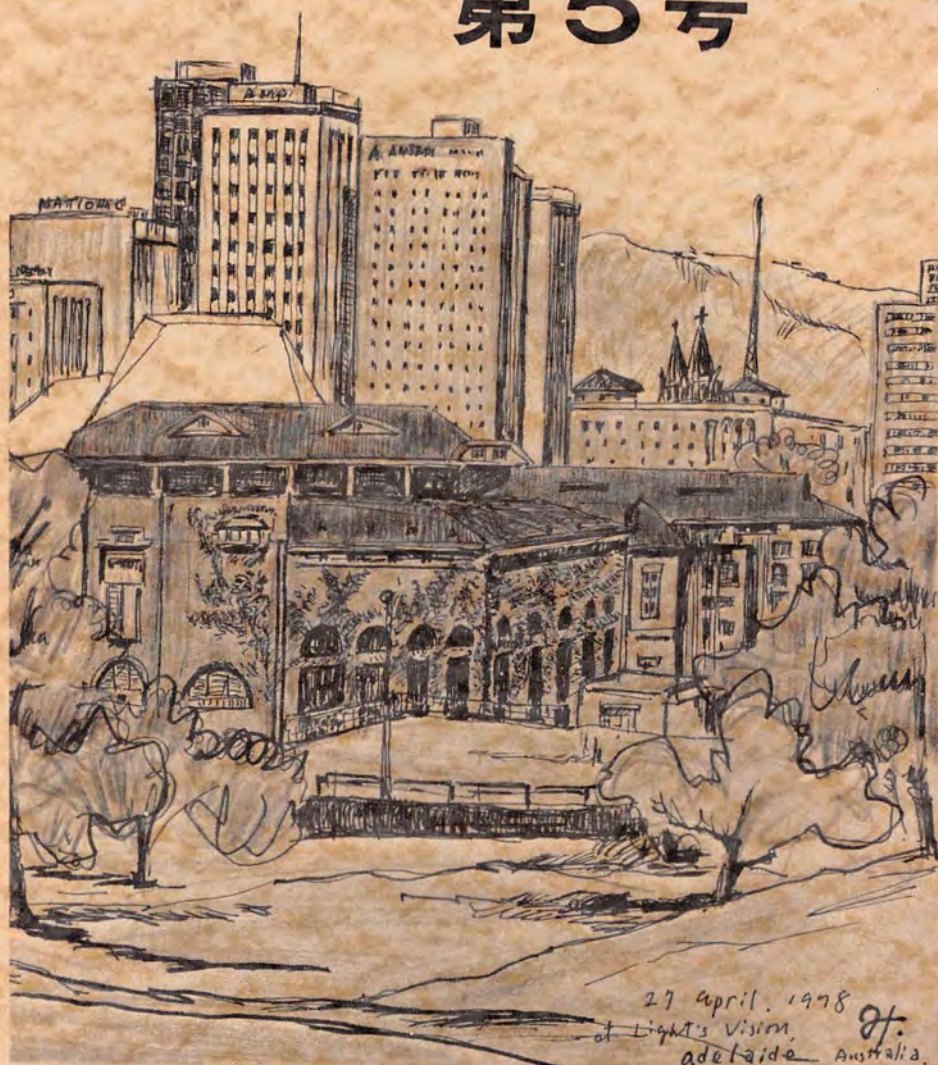


歴史と未来

第5号



東京外国語大学 国際関係論

中嶋嶺雄ゼミナール

表紙・アデレードにて

中 嶋 嶺 雄

太平洋岸のシドニーからインド洋に面したパースまで、全長約4000キロを横断するインディアン・パシフィック鉄道は、本来、3泊4日の汽車の旅であるのに、途中、ナラバー平原のただなかで17時間も立往生し、パースに着いたのは5日目の真夜中だった。

パースの都市美は定評のあるところだが、私は、帰途立ち寄った南オーストラリアの州都アデレードの方が気に入った。秋空のもと、市の中心を流れるトーレンス川にブラック・スワンが遊ぶアデレードは、芸術祭とワイン祭りで知られる都市であり、どこことなくウィーンにも似ている。市内を一望するライツ・ヴィジョンの丘でスケッチしていると、小学生の一団がやってきて私を取り囲み、引率の女教師はvery impressive だとお世辞をいってくれた。

歴史と未来

第5号

1978年9月

『歴史と未来』 第五号

目次

〈巻頭言〉

国際交流の場で……………中嶋嶺雄……………4

『歴史と未来』第五号刊行にあたって……………

特別寄稿

中国研究四〇年の回顧……………今堀誠二……………7

広島女子大学学長

〰〰〰〰〰 卒論ダイジェスト 〰〰〰〰〰

冷戦とオーストリア……………伊藤努……………13

アメリカ外交の転換……………池田保子……………28

——一九四九～五〇年の米国の中国政策の諸相——

第二次大戦前フランスの国際関係……………渡辺啓貴……………43

——フランス外交における「宥和政策」一九三八・九～一九三九・八——

アルジェリア戦争におけるJ・P・サルトルとA・カミュ……………高橋妙子……………54

チャンドラ・ボースとインド独立……………伴武澄……………62

メキシコ・ナショナリズムの育成と国民統合問題……………白井瑞枝……………69
 —— 壁面運動の成功と敗北から ——

スターリン批判とブレジネフ……………名越健郎……………77

ドイツでのある体験から——「世界」の外にある日本——……………安野正明……………84

研究動向

S. F. Finer, The Man on Horseback: The Role of the Military in Politics
 再版に寄せて——最近の軍民関係研究動向——……………遅野井茂雄……………89

卒論ゼミ報告ノート

「勢力均衡に関する一考察」……………大和田玲子……………98

An Introduction to the Australian Aborigines……………シムシヘル・シラー……………109

研究室だより…………………………110

「ゼミの会」のページ…………………………111

編集後記…………………………112

《巻頭言》

国際交流の場で

『歴史と未来』第五号刊行にあたって

中 嶋 嶺 雄

一九七〇年代も残り少なくなろうとしている。いまから十年前は、わが国で大学紛争が激化し、本学もその深刻な渦中に陥っていたことを想うと、歲月の流れは急である。

こうした七〇年代を歴史的にどのように位置づけるべきかについては、いま暫くの時間が必要であろうが、わが国のこの十年間をふりかえってみて、疑うべくもない大きな特徴は、その著しい国際化にあったといわねばならない。そして今日では、国際化という言葉それ自身が陳腐に思われるほど、この間の変化は大きかった。世界のどこへ行ってもわが国の製品が溢れているというような経済的プレゼンスの面だけではなく、文化交流や学術交流の面でも隔世の感があるといえよう。この間、わが国には懸案の国際交流基金も発足して、わずか数年間のうちに Japan Foundation の名は、世界各国の学界や文化界で大きな注目を集めるようになった。これは大変結構なことである。だが同時に、そのように拡大し、多面化しつつある国際化状況にあって、どのようなかたちの文化交流や学術交流が望まれるかについては、いうまでもなく、大いに議論の余地あるところである。

今回は、私自身、学術交流の任を負ってオーストラリアに滞在中この文章を記すことになったので、身近かな体験をまず語ってみたい。

このところ、国際会議や海外学術調査などで年に三、四回は外国出張の機会に出会う私にとっても、長期の海外生活は今回で二度目である。前回は香港に一年半であったが、それは外務省特別研究員として総領事館といういわば日本人社会に半分身をおいていたものであり、今回は状況がまったく異なっている。しかも、私が現在所属するオーストラリア国立大学の現代中国センターは、アジア・太平洋地域研究の国際的な中心の一つであり、

そのスタッフの四〇パーセントが外国人という国際色に富んだ Research School of Pacific Studies のなかの研究機関であるためあって、いわば国際的な他流試合に一人を出てきたような日常が私の周辺に存在している。加えて、私の場合、先方の要請に応じて国際交流基金が日本語・日本文化もしくは日本研究以外の分野で長期の人物交流として派遣した初めてのケースとかで、こちらでの勝負は日本の問題を論じたり、講じたりすることにあるのではない。実際、オーストラリア国立大学から私に招聘があったとき当初は、客員教授として私の専門分野を毎週一、二時間講義するのなら、準備は大変であっても、日本での多忙に比べれば時間は十分にあるろうし、自分の英語力の修煉の場としても絶好の機会であろうと考えていた。ところが、こちらの Research School は、いわば研究所兼大学院大学であって、学生は博士論文を書く者のみ、スタッフは、わが国とは逆に、学部で講義をもたず研究とセミナーにだけ専念できることに大いに誇りをもっているのである。私も滞在の前半は、それなら研究に専念できるものと長年の懸案だった著作の完成に没頭したが、滞在も後半になるとそうはいかなくなってきた。私自身がパネルを組織したり、セミナーの報告をしたり（もちろん英文のペーパーも用意する）、会議に加わったりしなければならぬ日程がぎっしりつまってきたのである。しかも、現代中国センター（ヘッドは労働党政権時代に三十代半ばにして初代中国大使に抜擢されたS・フィッツジェラルド氏）は、センターといっても専任のスタッフは現在、客員教授として米ペンシルヴァニア州立大からきたパリス・チャン氏と私、上級研究員にイスラエルのヘブライ大学から来たE・ジョフィ助教授がいるのみで、あとは各学科から多数のメンバーが参加する機能的な活動集団なのである。そうであるだけに、自分が主宰するセミナーやパネル以外でも毎週何回も開かれるセミナーや討論会で様々な問題について意見を述べたり、講評したりしなくてはならない。そこへもってきて、国際色豊かなのは結構だが、ときには特異のオーストラリア英語に加えて、なかにはさっぱり聞きとれない英語を早口に話す中国人もいたりする。そんなときには、英語のネイティブ・スピーカーは中国語だけでいいし、中国人学者は英語だけでよいのに、われわれ日本人学者は英語と中国語の二つを最低必要外国語にしなければならぬハンディキャップに苛立つこともあるけれど、ひとたび国際的な他流試合に臨んでいる以上、

そんなことをいってみてもはじまらない。こうして私は、いま連日孤軍奮闘を強いられるハメになっているのだが、それだけに中ソ対立の歴史的考察にかんする私の最近の研究成果の概要をセミナーで報告したとき、隣部屋のハーバード大学出の若い同僚などは、久しぶりに強い知的刺激を受けたと云って興奮しているのには、私もいささか意を強くした。

さて、そのような体験を通していえる中間的な結論の一つは、文化・学术交流といっても日本側が先方から受け容れることに専念していた時代、特殊日本的な文化や学芸を輸出していればよい時代、そうした国際化時代の第一期はもはや終わりつつある、ということである。文化交流にしても学术交流にしても、それが異文化間交流（intercultural exchanges）である以上、われわれ日本人は、もっとその通常のかたちの成果を輸出すべきだと思ふし、われわれの研究分野に即せば、研究成果の輸出に際して言語の障壁という大きな課題さえ克服すれば、研究水準においては決してヒケをとらないであろう。三年前、京都の比叡山で開かれた「戦後アジアの国際環境」にかんする国際シンポジウムは、この分野では初めての国際学術交流の場であったが、そこに参加した欧米の第一線の学者は、日本側の研究水準の高さを知って一様に驚いていた。この点では大いに自信をもつてよいように思ふ。

ところで、前回のこの欄には、本学の地域研究大学院構想が念願久しく教授会で可決されたことを記した。幸いにして同大学院構想は予想以上の早さで現実化し、昨年四月から発足して、来春には本学から国際学修士が誕生するはずである。本学も近く創立八十周年を迎えるが、その機会に、文字通り外国研究の国際的な総合大学へと大きく飛躍してほしいと思ふ。この際、思いきって「外語」というこの伝統の看板を書きかえ、大学名を一新することが先決であるのかもしれない。明治期以来、わが国の文明史や対外接触史に重要な礎となってきた「外語」八十年の歴史は、ここに一つの幕を閉じ、二十一世紀に向つて、新しく広く世界を展望し直すべきときではなからうか。

（キャンベラにて、一九七八年八月四日）

中国研究四〇年の回顧

今 堀 誠 二 (広島女子大学学長)

一九三一年九月、満州事変が始まった頃、私は中学の四年生で、戦場に赴く兵士たちを、何回となく宇品港に見送った。その当時、反戦運動も身近に行なわれていたから、多感な少年は何か本質的な考え方をつかみたいと思ひ、政治に目を向けるようになった。大学を出て四十年、この波瀾に富んだ時代を、ともかくにも走りつづけて来た。一九七七年九月、広島大学教授を辞任するに当り、在職中に発表したものを整理してみると、目録だけで五〇ページになった。むろん不十分な仕事ばかりで、満足のいく業績は皆無である。あれこれと領域を揚げすぎた為に、どのテーマも食いさしになってしまい、何一つまとまっていない。しかし、この変動期に、中国の基本問題を真正面からとりあげ乍ら、後からみて恥かしい思いをする論文は一編も出していない。それがせめてもの救いと言えよう。

例えば大学新聞の一九四五年八月廿一日号に、私は「資料学への沈潜」という学界時評を出している。実はこの原稿は同年三月頃、新聞社の依頼で書いたもので、社はそれをポツンにしていたわけだが、

敗戦の結果、この「不穩」な原稿がよみがえって、日の目をみたわけである。戦争中書かれたこの原稿は、郭沫若氏らの著書や、満鉄調査部事件で獄死した新庄憲光氏らの業績に高い評価をあたえ、アメリカのアジア研究をも引用した上で、日本の支那学は封建制の遺物だと批判し、中国研究は「変動し苦悩する現実の中国社会に對する、真に苦痛にみちた」連帯を持つことが必要だと言って、「封建社会と共に亡んだ支那学、資本主義社会と共に没落した近代科学をもって、豊かな肥料とし、新文化の一翼たるべき、中国社会の理論構成への、夢多き志向のために、資料学に沈潜することを、世代はわれわれに要求している」と結んでいる。それが私の戦時下への提言だったのだが、はからずも戦後への助言として、活用される結果となったのである。

一九七六年九月十日、毛沢東氏死去の翌日、「毛沢東論」をサンケイに出したが、これは何と七年前に渡してあった代物であった。その時も毛沢東死亡説が流れ、サンケイは万一に備えて拙稿を求めた。私は死亡していないことを主張した上で、原稿を渡したが、そ

れが七年後に掲載されたわけである。だからこの時評には九全大会以降のことには全く論及していないが、毛沢東神話の任務と限界を解説したこの小稿は、当時はもとより、四人組批判の後においても、毛沢東論として、十分に通用すると信じている。

私の論著は、以上に限らず、時代を越えて、通用すると思つてゐるが、困境を越えて通用したことも事実である。「マラヤの華僑社会」は、一九六六年以来、三度にわたつて行った現地調査の成果をまとめた小著である。調査当時、現地では戦争中の「血債」を、日本に要求する運動で、わきかえつてゐた。

小著は、調査日数が三回を推算して二十日間に足りず、現状分析が甘く、農村との関係を欠落さすなど、弱点多い著書である。しかも出版を引受けられたアジア経済研究所が、活版に組まないで、タイプ印刷にした為、ミスプリント続出となり、まことに惨憺たる著書となった。にもかかわらず、本書が公刊された翌一九七四年には、劉果因氏訳の「馬來亞華人社会」が、引用資料をすべて原材料にあたって修正した上、出版された。小著は今日まで、日本の学界では黙殺されているが、劉氏の訳書に対してはマレーシヤやシンガポールの新聞・雑誌が一斉に書評を出し、高く評価されたのである。拙著の弱点は私自身、大いに反省しているが、それでも現地においてこうした評価を得たことに對し、喜を禁じ得なかつた。

私がとにもかくにも時代を越え、困境を越えて、通用する論理を用意できたのは、ものごとの本質を理解しようとしたからであろう。もし私が、時流に乗つた発言をしていたら、敗戦とか文革とか、

あるいはマレーシヤの対日血債要求の様な大きい変動を、乗り越えることは出来なかつたはずである。同時に、もし時代とは無縁に、歴史の本質を離れて、徒らに無用の考証にふけていたならば、日本の敗戦とか毛沢東の死、ないしは発達途上国との友好関係等と言つた重要な問題について、全く発言できないまままで終り、私は「御苦勞様」としか言ひ様の無い、ムダな仕事をつづけていたことにならう。

戦争中の日本は、研究の自由など全くない、暗黒の時代だつたと言われている。むしろそれは事実だが、私はそうした時期においても、研究者はその責任を回避すべきではないと考えていた。この時期において、日本人として何を研究すべきか、本質的なテーマは何か、それはどうしたら、暗黒時代においても研究できるのかを、思いつめた気持で、暮していた。重慶や延安にいる良心的な中国人からも、敬服されるような研究をした。また後世の日本人からは、戦争中にも立派な研究者がいたと思つてもらえる様な業績を残して死にたい。私自身がいつ軍隊に召集され、戦場にかり出されるか分らないが、その時が来るまで、いくつも残っていない時間を、どの様に使つたらいいのか。明日はどうなろうと、今日はこれ以上有益な時間の使い方はなかつたと思える様な、そんな毎日を送らねばと痛切に思つていた。私の脳裏にあった、目標とすべき人間が、スノーであつた。

エドガー・スノーは、中国の貧困におどろき、その原因は帝国主義と封建制にあると思つた。同時に、これを克服する道が、陝北の

解放区において模索されていると考え、この地区に入って調査した上で、「中国の赤い星」（一九三八年刊）を著したのである。今日の水準から見れば、事実の究明に原史料を使っていないなど、赤い星にも問題がある。しかし当時としては、中国の本質を逐つて中共に着目したその見識と、蒋介石軍によって包囲されていたこの地区に入ろうという勇氣、この不可能に近い潜入を見事にやりとげた力量に対し、全幅の敬意を禁じ得なかつたのである。

私が大学を出て北京に留学したのは一九三九年であるが、そこでまず目覚めたのは、中国人の人間性のすばらしさであった。私が肺炎を病んで入院していたとき、陳維廉氏の夫人は、四十五日間、三食とも特別の料理を作つて、女中さんに運ばせ、健康の回復を助けてくれた。やがて私はしばらく陳氏宅に寄宿することになるが、その家の中では夫人が絶大な力をもっていることを知って驚いた。陳君は私の大学の同級生で、民衆を大切に考える方から、臨榆県の知事になっていたが、夫人は病院や土地をたくさん持っている大金持で、陳宅の家計は主として夫人の財産収入で賄われていた。夫人の地位は、財産から来るだけでなく、その教養なり手腕なりに基づくものであった。夫人は東京女子医専出身の医師で、私の特別食も女医としての知識によって用意されたものである。京劇を愛し、名優の舞台をよく見ていたし、彼らとの個人的なつきあひも深かった。また夫人は、彼女の兄弟を重慶政府の空軍将校や、辺区政府の高官に送り込んでいた。中国の将来がどうなるかと、陳家の将来は安泰だという見透しであった。日本の敗戦に際し、陳君は人民裁判にか

けられたが、一人として有罪を証言する者がなく、見事に無罪釈放をかちとつた。それも、すべて戦争中に周到に用意された配慮の賜であつた。陳君は政治家として、民衆の為にあらゆる可能な努力をつづけ、私財を投じて慈善事業や社会福祉につくしていた。彼は毎日、ポケットマネーで貧困な人のために米一升の入った袋を二百人分、配っていたが、一升あれば少くとも飢死を免れることが出来たのである。中共としても、日本軍占領下の県知事の中に、こうした立派な人物がいることに驚き、中共政府への参加を求めてやまなかつたが、「日本に協力したものは野に降るべきだ」と云つて、郷里に帰つてしまつた。

私はこの様なすぐれた友人に恵まれただけでなく、非常勤講師としてつとめていた北京師範大学の学生諸君を通じて、多くのことを学んだ。この大学は、すべての学費を免除し、寮に入れば食費もタダだったから、貧しい家庭の青年が多かつた。寮には、共産党の組織もあつて、延安との間を往復している人もいた。女子学生がたくましいのに驚いた。寮の中で、徹夜で論議したりしたが、毛沢東への評価は高かつた。

私は中国社会の軸となるものは、家・村・ギルド、および政治権力などに流れる、封建体制にあると考えた。むろん、帝国主義の支配の面も強調しなければならぬと思つた。このフレームは、スノーの影響によるものだが、スノーと違つて、これを学問的に研究する必要があると思つた。そこへ仁井田隆先生との出会いがあつた。私は自分の考え方を卒直に話し、先生の教を乞うた。先生は、マル

クス主義的な発想にはきわめて慎重であった。歴史学についても、法則性も、固有の研究法も持たない「学問」は、学問とは言えないと酷評された。法学には法体系があり、「一本づり」「はえなわ」「底びきあみ」の様な、固有の研究法もっているが、歴史学者はこうした方法を持つことが、すなわち「偏向」の原因だといって、手ぶらで海に入り、魚を手づかみにしようとしている。これではどうしようもないと言われたりした。私は仁井田先生の高教から、実に多くのものを学び、それによって私の考え方を育てていった。

私は思った。中国が封建制によって苦しんでいるとすれば、何よりも家族制度の中にその核があるに違いない。同時に、中国を解放するエネルギーもまた、家族制度の中から検出できるに違いないと。

家族制度の研究は、仁井田博士の指導を仰いで、いち早く始められた。文学作品とくに小説や、家訓・家譜・族譜を使うことは、博士のお家芸であった。私は尺牘書の中に、手紙だけでなく、文書の雛形が多く収められているのを知って、その蒐集につとめた。私文書、とくに土地や家屋の売買文書も数百点入手したが、これが家長および家族が、家産に対してどんな権利をもっていたかを考えるキメ手となった。これらの資料によれば、家族制度の中には、一面では家父長専制が貫徹しており、家長は家族を売ったり質入れする権利をもっていた。しかし他面では家産共同体が成立しており、夫婦・父子・叔姪がそれぞれ共産関係にあり、家産の処分にはこれらの共産親の合意がどうしても必要な条件となっていた。このような家族制度は、アジア的農業と深く結びついているわけで、家族を苛酷

な農作業に駆り出すためには、家長の命令権が絶対でなければならぬ。同時にアジア的農業は、高度な集約性を前提とするが、これには、家族の労働への熱意が必要である。家族制度は、共同体によって、日常生活の上でも、財産権の面でも、全員を平等に扱うことで、労働生産性を高めたのであった。家族は家長に対して、奴隷的に服従しながら、共同体の一員としては家の主体としての地位を与えられ、家すなわち家長に対し、恭順し進んで協力する態度を、とることになったわけである。

中国の家族制度は、家父長専制の故に、王朝や軍閥など専政権力の基盤となっていた。だがその家が、家族員の生活を保護できない事態になれば、家長の権力は後退し、家産共同体が表面におし出されて、平等な家族関係が家の支柱となった。この共同体は、民本主義に基く、新しい権力に結びつくこともあったが、少くとも専政王朝の基盤を崩して政権を交代さす原因となった。家族制度のもつ二面性が、王朝を安定さす上にも、それを崩壊さすことにも、貢献したわけで、中華民国の歴史を解くカギの一つは、このあたりにあった。

もっとも家は、ダイレクトに権力に結びつくのではなく、中間的社會集団が媒介役を買っていた。私は仁井田博士の指導の下で、ギルド調査に従ったが、やがてこれを若干拡大して、同郷団体・同族団体・宗教団体・隣保団体・慈善団体・会党・女系親族・同業団体・同窓団体その他、ありとあらゆる中間的社會集団の調査に手を染めることになった。調査にあたり、これらの社會集団の発行した文

献や、その事務所にある碑文などを精査することは、仁井田博士から学んだ。しかし、何十という村・鎮・県城・大都市、およびこれらをつぶ交通網上の駅や港町を、点または線としてとらえるのではなく、面としてとらえ、総合的・体系的に調査することで、博士からも喜んで頂いた。更にこれらの延長線上にある、華僑集団を調査したことも、無意味ではなかった。

中間的社會集團は、家族を基礎單位としてゐるから、それ自体が家長專制と共同體の組合せで出来てゐるのは当然だが、一面、政權の末端機構であり、政權と取引して、政權との間に持ちつ持たれつ關係を設定してゐた。その場合、村とギルドが基幹となつて、民衆の力を結集すると共に、政府の代弁者として、社會と政治の結節点となつてゐた。

村とギルドは、土地または商業資本の所有者の專制機構だったが、その支配權は、すべての農民や商工業者の構成する共同體によつて支えられてゐたのであり、共同體的強制力の支援で、デファクトの力を持ち得たのであつた。村やギルドは、行政力だけでなく、警察・裁判・軍隊などの強制力も持つてゐたが、例えば村内で起つた民事・刑事の諸事件にしても、村の裁判で決着をつけるのが民衆の掟であつて、これには共同體強制力が決定的な役割を果した。税金にしても、共同體がノ一と言ふ限り、政府はこれをおつめることが困難であつた。ギルドは村落の慣習法によつて規制されてゐた。

私はこうした論点を、「中國の社會構造」「中國封建社會の機構」などの著書にまとめたのであるが、學界からは中國革命への展望が

なく、アジア的停滯論にくみするものだと言ふ批判をうけた。私は「東洋社會經濟史序説」や「清代における農村機構の近代化について」(歴史學研究一九一―一九二號)などでこれに反撃したが、多くの人の支持を受けることが出来なかつた。

戰時中における私の研究が、當時、革命對象だつた封建制に向けられてゐたのは事實だが、これをうち倒すエネルギーを、草の根を分けてでも捜すことに、ねらいをつけてゐたわけで、そこに私の姿勢があつたわけである。どの村にも農民團體があり、それは「功過格」に基いて、村の宗教や祭典を盛んにすることを目的にしてゐた。ギルドの内部には下部團體として平職人ギルドがあり、祖師信仰と徒弟制度の堅持を目的としてゐた。これらは元來、村やギルドの傘下の團體で、その支持團體とも言えた。しかし小商品生産段階になると、農民や職人の生活が立ち行かなくなつたので、これらの團體は宗教に借口して團結を固め、小作料や高利貸の利息の引下げ、賃金の引上げや労働條件の改善などを、村やギルドに要求する様になつた。更に進んで村の指導權を奪ひ、村やギルドを農民共同體、職人共同體に模様がえする傾向さえ見せ始めた。封建制を崩すものは、村やギルドの内部にある、小商品生産者の社會集團であり、鄧茂七・李自成・洪秀全らが、この變革のリーダーだつた。もつとも彼らが目ざしたのは、小商品生産の上に立つ、絶対主義權力だつたから、必ずしも民衆の支持をおつめ得る權力ではなかつた。辛亥革命も、北京の軍閥政權すなわち絶対主義權力を発足させただけで、孫文のブルジョア權力構想などは、とつとくに雲散霧消してしまつてゐた。

国民革命は、不平等条約撤廃を求める全国民のナショナリズムの熱意が、土地革命を求める農民のエネルギーと結びついて、爆発したブルジョア革命であった。これには外国の工場で働いていた労働者も推進力となって奮闘した。フランス革命と違って、反帝を実現できるか否かが、国民革命の運命の分れ目であったが、国民政府が浙江財閥と結んで英米と妥協し、労働者・農民に大弾圧を加えたので、この革命は挫折してしまつた。

私が中国で実地調査を行つた時期は、解放区の建設の成否に、焦点がしぼられていた。私は都市や農村で、聴取を行なうと同時に、上海租界などで、重慶および延安で出版された文献の蒐集につとめた。その多くは、東京警視庁によつて没収された。私は今日、重慶出版の「中国租佃制度之統計分析」「立法院考察団報告」「論新階段」（毛沢東著、新華日報館刊）や、延安版の「論連合政府」「解放週刊」「解放日報」などを所有しているが、それは後に香港で入手したものである。

私は一九五六年に「毛沢東氏の階級区分の史的発展」を発表して以来、中国革命の展望をあとづける研究を公にし始めたが、丁度その前後から原水禁運動に深くかかわつたのと、大学行政の責任者として多忙を極めた為、仕事は遅々として進まなかつた。「毛沢東研究序説」「中国の民衆と権力」など、若干の著書を公刊したが、毛沢東研究の本論を、一九七〇年に完成する予定だつたのを見ても、私の怠慢は覆うべくもない。来年三月に発行する「中国封建社会の構造」にしても、その原稿は一九五〇年に出来上つていたのであり、

この一年をかけて校正をやつたにすぎない。

今日までに、私がやりかけた仕事で未完のままになっているものは、唐宋経済史、元明農村史、商業資本発達史、辛亥革命史、国民政府の研究、一九二八―五三年の土地革命の総合研究、婦人解放史、中国共産党史、人民公社史をはじめ、多種多様である。ある意味では、日暮れて道遠しの感がないでもない。ただ、少くとも、これからの十年の間に、資料の抜書きが終つている分だけでも、まとめたと思つている。毛沢東研究の本論もその一つで、「毛沢東思想の消長とその歴史的評価」（「共産主義と国際政治」一の一三）は、デッサンの一部であるが、毛沢東選集第五巻の文献考証を柱にして、戦後の中国史の骨組を、論理化したいと言つ考えてある。中国の民衆の動きを、世界史の流れの中で、どこまで捕え得るかが、見どころであるが、果してうまくまとまるかどうか。そこらが私への評価の分れ目になるだろう。

それにしても私たち戦中派の時代は、今や終りかけようとしている。中嶋教授など、戦後派の華々しい活躍に比して、すでに活力を失つていのではないかとさえ思われる。むろん私も、このまま消えてしまふつもりはない。若い日に、わが心に固く誓つた中国研究者としてのあり方を、改めてかみしめながら、明日への旅に旅立ちと考える昨今である。

四十年を省みて、よき師、よき友、よき学生に恵まれたことを、深く感謝している。

（一九七七年二月二日）

冷戦とオーストリア

伊藤 努

はじめに

第二次大戦後、オーストリアはドイツと同じく、アメリカ・イギリス・フランス・ソ連連合四国によって分割占領された。オーストリアの独立回復をめぐるオーストリア問題の解決は、ドイツ問題とともにその後の東西の冷戦によって長期化していった。

だが、戦後の冷戦が、東西ドイツを誕生させ、「二つのドイツ」を固定化させて今日にいたっているのと対照的に、一九五五年、オーストリアは統一を維持し、中立国として国際社会に復帰した。な

ぜ分裂をまぬがれ、統一を達成しえたのか、戦後オーストリアの占領史の中でいくつかのアスペクトをとらえ出して考えてみようとしたのがこの小論の目的である。自国の安全保障方式として永世中立の道をとった小国・オーストリアの戦後史を調べることは同時に、私にとっては、日本の戦後史、東西ドイツの戦後史との比較という問題意識をもつことでもあったといえる。

一、オーストリアの再建

第一次大戦後、パリ平和会議はドイツとオーストリアの合体がド

イツの勢力を過大にすることを恐れたため、ヨーロッパの勢力均衡を保持する見地から、合休禁止の方針を採用し、ドイツの署名したヴェルサイユ平和条約でも、またオーストリアの署名したサン・ジェルマン条約でも、オーストリアの独立尊重の原則を確立した。だが、ヒトラー・ドイツはこの国際条約を犯し、第二次大戦の前夜ともいうべき一九三八年三月十三日、オーストリアを併合した。こうしてオーストリアは、ドイツとともに第二次大戦に参戦したのである。

戦後のオーストリアの再建に関する連合国の最初の宣言は、一九四三年十月の米・英・ソによるモスクワ外相会議後に出されたモスクワ宣言である。同宣言は、オーストリアの合邦（Anschluß）の無効とともに、「ヒトラーの侵略の最初の犠牲となった自由オーストリアが連合国によってドイツの支配から解放され、自由・独立のオーストリアが復活される」ことを希望する旨を明らかにした。解放以前には、このモスクワ宣言はいまだ政策的宣言にすぎなかったが、一九四五年四月十三日、ソ連がウィーンを陥れ、ソ連の指導のもとに社会党・国民党・共産党による臨時政府が樹立され、独立宣言が発せられた（四月二十七日）後、戦後の政治的諸問題および占領管理諸協定を立案するために設立されていたヨーロッパ諮問委員会（EAC）は、オーストリアの占領管理についての交渉を開始した。

しかし、ロンドンでのEACにおけるオーストリア問題をめぐる交渉は、占領地域、占領機構の取決めについて暗礁にのりあげており、第一次占領管理協定（以下・第一次協定と略記）が署名されたのは解放後三カ月も経過した七月四日であった。第一次協定より数日後、オーストリアにおける連合四国（米・英・仏・ソ）の占領地域およびウィーン市の行政に関する四国協定が成立し、オーストリアは四国の軍隊に分割占領されることになった。第一次協定、四国協定は成立したものの、ソ連側のオーストリア問題への態度に西側、とりわけ英が強い不信を持っていたため、米・英・ソの三首脳によって七月十七日から開かれるポツダム会談を前にして、英米の間にはオーストリア問題に対処するための精力的な政策的意見交換がかわされていた。

ポツダム会談では、戦後のヨーロッパに大きな影響を及ぼす多くの重要な決定がなされたが、オーストリアの将来に関するものとして西側連合国によるレンナー臨時政府の承認問題と賠償問題の二件について討議された。第一の臨時政府承認問題については、臨時政府の権能を全オーストリアに及ぼすべきだとするソ連提案が検討されたが、承認に慎重な西側の意見が反映されて、これは米・英両占領軍のウィーン入城のちに改めて討議されるとの合意をみた。第二の賠償問題は承認問題に比べてはるかに複雑で、かつむずかしい問題であった。

ポツダム会談でのオーストリアに対する賠償問題は、米が「解放されたオーストリア」という点に重きをおいてモスクワ宣言を解釈

し、「オーストリアから厳しい賠償を取り立てることは、戦争で疲弊したオーストリアの復興にとって好ましい経済条件をうみ出さなはいかりでなく、オーストリアを連合国に敵対させ、ひいては再びドイツの支配下に追い込むことになる」と主張して、「オーストリアが侵略戦争におけるヒトラー・ドイツの協力者として、連合国に一定の責任を負わなければならない」という条項をタテに賠償を要求するソ連と対立した。結局、賠償問題をめぐる双方の主張は平行線をたどり、この問題は連合国理事会、講和条約交渉で討議されることで妥協をみた。一九五五年五月にオーストリア国家条約が締結されるまでの十年間の条約交渉において、この賠償問題、とくにドイツ対外資産の定義をめぐって西側連合国とソ連との間に容易に妥協がならず、交渉を長期化させる大きな要因になったのであった。

一方、ソ連のウィーン入城から四カ月もたった八月中旬、西側連合国もウィーン入城をはたしたのち、レンナー臨時政府は、十一月にオーストリアの総選挙を行ない、正式政府はその総選挙の結果で新たに組織されるとの条件で連合国の承認を得た。こうして、オーストリアはいまだ戦争の傷跡を大きく残した中で、占領軍の監視の下、戦後オーストリア史の大きな転機のひとつとなる選挙へ向けて、興奮した政治の季節を迎えることになった。

一九四五年十一月二十五日に行なわれたオーストリアの総選挙は、一九三〇年以来十五年ぶりの自由選挙であった。この十一月選挙の意義については、独立回復二十周年を記念して戦後のオーストリア史を特集した『オーストリア・トゥーデー』の中で、元オーストリア副首相のフリッツ・ポックが「我々・一九四五年の人間」と題するエッセーで回顧しているように、「オーストリアの将来の方向は、第一に、この選挙の結果にかかっており、もし共産党が三分の一以上の得票をもてば、オーストリアの民主主義の回復とともにオーストリアの統一は重大な危機に瀕していたであろう」との発言からもうかがうことができる。

選挙の結果は、国民党が得票率四九・八%で八十五議席、社会党が得票率四四・六%で七十六議席を獲得する一方で、臨時政府内で重要な位置を占めていた共産党が得票率五・四%、四議席という惨敗の結果になった。この結果は、オーストリア共産党、ソ連にとっては予期しないものであった。

戦後オーストリア史の研究者であるウィリアム・B・バーデルの分析によれば、結果的に惨敗となった選挙の早期実施を共産党とソ連が積極的に支持した理由として、戦前にはオーストリアの政界で影響力の皆無であった共産党が、ソ連軍がオーストリア解放に中心的役割をはたし、ソ連軍の影響によってレンナー臨時政府の中に共産党が内相と教育相の重要ポストを得ており、情勢は共産党にとって極めて有利であると判断し、選挙によって共産党が国民党・社会

党につづく第三勢力となりえると確信していたことを挙げている。

選挙戦では共産党は、戦争中に共産党が最も強く反ナチズム・反ファシズムの立場に立っていたことから、他党への攻撃よりも反ファシズムを訴えることに重点をおいた。またオーストリアの解放にはたしたソ連の功績を訴えることによって、共産党への支持をとりつけようとした。この反ナチキャンペーンに対し、国民党・社会党の両党は、一言でいえば、オーストリアの伝統的な党に再び十分な力を発揮できるように支持を求める内容のキャンペーンをはった。

選挙結果は、国民党がオーストリアにおける第一党であることを示した。十一月二十八日にレンナー臨時内閣は総辞職し、第一党となつた国民党のフィーグルが選挙結果を反映させると同時に、連合国防領管理委員会の意向を考慮した新内閣の組閣に着手した。十二月八日出されたフィーグル内閣の閣僚リストにみられる政党別構成は、三政党における激しい取引きの産物であつたが、国民党七名、社会党五名、共産党一名、そして無所属から二名が入閣した。臨時政府と比べてのフィーグル内閣の政党別構成の基本的変化は、三党の連合政権から実質的に、国民党・社会党両党による連立政権へ移行したことが挙げられる。フィーグルの提出した閣僚名簿に対して米・英・仏の西側連合国は即座に賛意を表明したが、ソ連は一部閣僚の変更を要求した。このソ連の態度の中でとくに興味深い点は、ソ連がその入閣を拒否した四閣僚候補のいずれもが、ソ連の強い支持で成立したレンナー臨時政府の閣僚であつたという事実である。オーストリア政府に対するソ連の政策の逆転は、十一月選挙がオース

トリアの戦後史における、少なくともひとつの分水嶺となつたことを示しているといえよう。

この選挙の結果、共産党は一挙に守勢に立たされることになり、オーストリア政治における第三勢力となるという同党の予測は完全にはずれ、事態は戦前と大差ないという現実には直面しなければならなかつた。共産党の敗北とともに、この選挙の結果は、戦前のオーストリアの政治状況と比較してきわだつた違いをみせた。それは、当時のヨーロッパ議会制民主主義国家ではみられなかつた、国民党と社会党の連立政権の形成という大連合の政治形態をオーストリアがとつたことである。半年間のレンナー臨時政府での経験から、国民党・社会党の両党は一九四五年にすでに、政策提携をして二党支配制を確立した。これは政府内の主要ポストを選挙の得票による力関係によって比例配分し、政策遂行に連帯責任をとっていくことに合意するというもので、本質的には、分割占領下のオーストリア政府の立場を強化するための政治手段のひとつであつた。

総じて、ドイツの支配から解放されて半年余後の十一月選挙は、オーストリア戦後史のひとつの転換点となつた。共産党の予想外の敗北は、臨時政府で得ていた支配権確立の足がかりをほとんど奪うことを示したが、とくに、チェコ、ハンガリーの例を考えてみると、共産党にとつては臨時政府内で得ていた内相と教育相のポストを失つたことは大きな打撃であつた。しかしながら、一九四五年段階においては、政府内における支配力は大きく後退したものの、労働組

合・治安部門には解放直後に獲得していた共產党の勢力は依然として強かった。こうして、強いて図式的にあらわせば、米・英・仏西側連合国に支援されるオーストリア連立政府と、ソ連共產党との対立という新しい局面が開かれることになったのである。十一月選挙以前のオーストリアの占領管理をめぐる東西の対立は以後、講和条約問題もからんで「隠微ではあるが公然とした」ものになっていった。オーストリアにおけるその対立は、ルーマニアにおいて西側が、イタリアにおいてソ連が直面したような、一方に決定的な戦略的不利を招来するというものではなく、双方がオーストリアの占領管理にどれだけの影響力と威信を維持し、広げていくことができるといふ対立であった。

三、連合国の占領管理

オーストリアの初代大統領に就任したカール・レンナーはかつて米・ソ・英・仏によるオーストリアの分割占領を「一隻のボートに乗った四頭の象」という比喻で説明した。

オーストリア問題は一九五五年、占領に終止符をうち、統一を維持して独立を達成することによって解決をみた。ここでは、東西冷戦の狭間にあって、オーストリア問題解決に「決定的とはいわぬまでも少なからぬ役割」（前出のW・B・バーデル）をはたしたオーストリア連合国占領管理委員会（以下、連合国管理委と略記）の占

領行政の進展と、それに関連してドイツにおける占領管理とオーストリアのそれとの相違点について触れていく。

連合国管理委は、第二次大戦下の連合国が解放したブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、イタリア、ドイツ、オーストリアに設置されたが、連合国管理委内部での実際の影響力は、解放にはたした役割、および占領に参加した国の軍事力の力関係によって規定された。そのため連合国管理委といえながら、連合国管理委がその名称の通りに現実に機能したのはドイツとオーストリアにおいてであった。

四五年十一月の総選挙後、国民党のフィーグルを首班とする連立政府が成立し、フィーグル政府は連合国の承認をうけたが、第一次協定（四五年七月四日成立）によれば、オーストリア政府の行動に關するすべての決定は連合国理事会での四国すべての一致を必要としていたため、政府に対する制約は強かった。それゆえ、連合国理事会でソ連代表がオーストリア政府の決定事項に拒否権を行使するということを考えれば、フィーグル政府が親西側連合国であるという事実も、現実にはあまり意味のないことであった。東西を問わず拒否権の行使の常態化は、フィーグル政府ばかりではなく、ドイツの場合のように連合国管理委の機能の有効性をも著しく損うことになったわけで、そのような状況が現実化すれば、オーストリアにおける連合国理事会は完全にマヒ状態をきたし、連合国四国のいづれかによるユニラテラルな行動を容易に正当化させる余地をうむことになったといえよう。その意味から、ソ連が自発的にこの拒否権の

権利を放棄するということに最大の意義があり、このことによってオーストリア政府にかなりの程度まで政治的自立性をもたせることになった第二次占領管理協定（四六年六月二十八日成立・以下、第二次協定と略記）の成立は、オーストリアにおける占領史の中で「最も重要な勝利のひとつ」（アドルフ・シェルフ・オーストリア第二代大統領）となるものであった。

第二次協定は概して、連合国の占領行政を軍政から民政に、管理方式を直接管理から間接管理に切りかえたが、この協定の最も重要な点は、第一次協定では法律はすべて四国の承認を必要としていたのに対し、新協定では同様の手続きを憲法的法律だけに限ることとした点である。第二次協定の成立したのは、東西冷戦の顕在化していない一九四六年六月の段階であったが、この協定によって経済復興の不振に苦しむオーストリアは、翌年六月に米国のマーシャル國務長官によって発表された欧州復興計画（ERP）に、米国との二国間協定を結ぶことによって参加する法的根拠を与えられることになった。

次に、ドイツとオーストリアにおける占領管理の相違点について触れていく。最も明らかな違いは第一に、地勢に関する違いである。オーストリアの全国土はドイツにおける四占領地域のうちの一占領地域に相当するにすぎず、またドイツの人口はオーストリアの人口の十倍にも及び、オーストリアの占領を分割のままに固定することは、政治的のみならず経済的にも不可能であったというのが現実だ

った。第二に、占領四大国のドイツとオーストリアに対する政策態度の違いがある。一九四三年十月のモスクワ宣言にも明らかのように、ソ連の強硬な主張によって「オーストリアは戦争に参加した責任は免れない」としながらも、同時に「ヒトラー・ドイツの侵略の最初の犠牲になったオーストリアは、ドイツの支配から解放されるであろう」と規定して、敗戦国ドイツに対する連合国の姿勢とは顕著な違いをみせている。西側連合国の中でもとくに米国は、オーストリアを解放国とみなす傾向が強く、その占領目的もドイツの支配とナチの影響力の除去を通じての民主的独立オーストリアの再建に向けられていた。

第三に、オーストリアとドイツに中央政府を樹立すべきか否かという問題についても相違がみられた。程度に差はあったものの、連合四国によって支持されたドイツにおける地方分権化の要求は、強力な、それゆえに潜在的に危険なドイツ復活の防止を希望することを反映したものであり、これはオーストリアには見られぬことであった。それに関連して、ドイツが連邦共和国（西ドイツ）の成立まで中央政府というものをもっていなかったのに対し、オーストリアが一九四五年段階ですでに中央政府をもっていたという相違が挙げられる。

これらの相違に加えて強調されねばならない点は、タイムリングの問題である。オーストリアの戦後史の中で、臨時政府の樹立、独立宣言、連合国の臨時政府の承認、一九四五年十一月の第一回総選挙、第二次占領管理協定の締結などの重要な出来事、決定の多くが、東

西関係の悪化が顕在化する以前になされたことは、冷戦という国際環境にもかかわらず、オーストリア問題の解決に基本的な方向づけを与えていたという意味で、ドイツとは大きな違いをもっていたといえよう。

四、冷戦とオーストリア条約交渉

オーストリアを占領した連合国四国の十年に及ぶオーストリア国家条約の交渉は、バーンズ米國務長官が一九四六年三月のパリ外相会議で、オーストリア問題を同会議の議題の一つとすることを提案することで始まった。これに対しモロトフ・ソ連外相は、オーストリアとの条約問題よりもまず、ドイツと同盟関係にあったブルガリア、フィンランド、ルーマニア、ハンガリー、イタリアという旧枢軸国との平和条約交渉問題が先決である、などを反対理由としてバーンズ提案を拒否した。これらの旧枢軸国との平和条約が締結されると、ソ連は同年十二月のニューヨーク外相会議で出された、オーストリア国家条約を討議する特別委員会（代理会議）設置という米提案に同意した。

これを受けて翌四七年一月から二月にロンドンで開かれた第一回代理会議で、米・英・仏三国が共同提出した五九条の条約草案を討議した。この草案は、一九三八年のドイツとのアンシュルスを政治的にも経済的にも禁止し、オーストリアを自由・独立の民主国とす

ること、および条約締結後九〇日以内に四国占領軍がオーストリアから撤退することを定めるほか、請求権、財産権などの問題について言及したものであるが、四国はこの草案に原則的な意見の一致をみたものの、その細目については一九五三年のロンドン外相会議で討議が打ち切られるまで二六〇余回の会議を経てなお一致をみなかった。

紙数の都合で交渉の詳細に言及するのは避けるが、一九五四年二月のベルリン外相会議終了後にダレス米國務長官が「世代から世代へとオーストリア国家条約の話、悲劇的な話が語りつがれるのだとしたら、私はシシフスの神話が次の二千年間も忘れ去られるとは思わない。オーストリアは十一年前に独立を約束された……。われわれが何度も何度もオーストリア国家条約を締結する寸前まできながら、そのたびに何らかの邪悪な力が作用して条約を後戻りさせ、すでに何年もの歳月が経過した。そこでわれわれは山のふもとから改めて始めなければならない。きょうまたここで反覆されている悲劇がそれである」と語っているが、その当否はさておき、このダレスのたとえば、長期化したオーストリア条約交渉の経過をよくいあてているといえよう。

一九四五年から四七年におけるソ連のオーストリア問題に取組む姿勢は、オーストリア国内政治情勢の変化と、より広く東西関係の変化にあわせていた。とくに共産党勢力の大幅な後退という四五年十一月選挙に直面して、ソ連はその後の情勢の推移をみるという

“ a wait and see attitude policy ” をとっていたという W・B・バーデルの分析は首肯できるのではないだろうか。ソ連は究極的目標としては、オーストリアを東欧圏に組みこむということを望んでいたといえよう。だが、これが現実の問題外となることが明白になると、ドイツの占領地域で独自の経済圏を樹立するという必要性をオーストリアにおいては見い出さなかったことは、その後の交渉の推移からみてソ連のオーストリア問題への取組み姿勢を間接的に物語っているといえよう。

四八年の春以降、オーストリア国内における主要政策のイニシアチブは、マーシャル・プランをはじめとして西側がとっていた。これに対しソ連は、オーストリア共産党が政治的イニシアチブを獲得できる場合にそなえて、治安・労組における既存勢力を維持することで満足していた。四八年二月から始められた西欧六カ国（米・英・仏とベネルクス三国）のロンドン会議において西側は、西側連合三国が占領しているドイツ占領地域を西側グループに加え、東西ドイツの分離による西ドイツ政府樹立の方向へ努力していたが、ソ連にとっての主要関心事は、この西ドイツ創設に向けられていたのであり、オーストリアへの関心は決定的に後退していった。このようなソ連のオーストリア問題に対する姿勢は、共産党にとっても打撃となっていた。十年の占領期を通じて、ソ連の共産党に対する支援は、五〇年の共産党による騒乱にみられたように、常に武力介入の一手手前でおわる消極的なものとどまっていた。

マーシャル・D・シュルマンは「一九四九年という年は、スター

リンが死去した五三年よりも、ソ連の対ヨーロッパ戦略に変化のあった年である」と述べ、その変化の理由として、ベルリン封鎖の失敗によって戦後の暫定的な安定がヨーロッパに確立されたこと、およびソ連の戦後の軍備強化が国際緊張と西側の軍備増強に拍車をかけたことがソ連自身にとっても明瞭になった点を挙げている。ベルリン封鎖を解除したあとのパリ外相会議（四九年五月二十三日から六月十六日）では、代理会議の結論をまとめ上げ、条約締結一歩手前までの見事な妥協ぶりを見せており、会期末に近い六月十二日、ヴィジンスキー・ソ連外相をして「ユーゴの主張があるものの、我々としてはオーストリア条約を決定的に延ばすことはできず、現在ある困難も解決にとっての永久の障害とは考えない」と言わしめ、オーストリア問題解決への関心を強く表明した。このパリ外相会議は、他の外相会議と比べ、東西双方が真剣に解決を望んでおり、かつ機が熟していたという点で前例をみないものであった。

しかし、同年秋になるとソ連は、オーストリアの条約交渉に関心のないことを明らかにした。パリ会議後のオーストリア問題に対するソ連の急激な変化は、ドイツ問題と結びついていることは明らかだった。ヴィジンスキー・ソ連外相はパリにおいて、ドイツにおける連合国の占領管理を回復させ、西ドイツの成立を阻止することに失敗したため、九月七日、西ドイツが正式に成立すると、ソ連は東ドイツを成立させてこれに対抗させた。このようなドイツ問題の凍結によってオーストリアの問題解決の可能性は一挙に遠のくことになった。

五、共産党騒亂

ドイツ問題の凍結とともに、一九四九年九月のソ連の原爆実験の成功が米国のグローバルな外交政策に与えた影響がオーストリア問題の解決を遠のかせることにもなった。米国と原子力独占の上に築かれた世界的な封じ込め戦略の崩壊という問題が生じて五カ月目の五〇年三月九日、國務省はアチソン長官の演説を公表した。アチソンはこの演説で、アメリカの外交政策、とりわけソ連に関する政策で「総力外交」を呼びかけた。それは、ソ連に対処する唯一の方法は「力の立場をつくる」ことにあるというもので、さらに同年三月十六日、アチソンはカリフォルニア州パークレーで重要な演説をした。もし二つの制度が共存すべきだとするならば、最大の意見の相違点は「早晩調整されねばならない」と声明し、その最大の意見の相違点として、(1)ドイツやオーストリア、日本に対する平和解決に関する意見の一致で、これらの国々をソ連の衛星国にしないようにする、(2)東ヨーロッパの衛星国からソ連の軍事力、警察力を引き揚げさせ、人民の「真の意志」が表明できるような選挙を実施することなどを内容とする七項目で、このアチソンの七項目は、冷たい戦いにおける國務省の長期的な目的——総力外交の目的を公式に提示したものであった。この米の新たな外交政策は、ソ連のオーストリア問題に対する取組み姿勢をさらに硬化させ、五〇年から五三年までオーストリアの条約交渉は行き詰まり、何らの進展もみせず、「凍結」されることになった。

一九五〇年秋、オーストリア共産党は、「連立政府を転覆させ、人民民主主義を樹立させることを目的」(A・シユルフ、O・ヘルマー他、社会党系の立場の見方)とするゼネストを指導した。このゼネストは五〇年九月二十六、二十七日と十月四、五日にかけて二次にわたって行なわれたが、このゼネストのもつ問題性は、ストライキそのものよりも共産党の指導によるストライキ下で、「ソ連占領軍が占領以来はじめてオーストリア政府の治安勢力と衝突する可能性、危険性を孕んでいた」(W・B・バーデル)点にあるといえる。しかし、一九五〇年十月を境として、五年間にわたる共産党の連立政府に対する挑戦は、最終的に失敗に終わったのであった。

五〇年のゼネストの伏線になったものとして、前年の四九年十月に行なわれた第二回総選挙があった。この総選挙は、占領下での国民党——社会党連立政府の政策の是非を問うところに最大の焦点があった。それはまた、四五年十一月選挙で敗北し、政府内の支配力を失っていた共産党が影響力を回復する最後のチャンスでもあった。共産党は、各工場委員会の代表選出選挙で得票を大幅に伸ばしていた点、また、連合国理事会で大ドイツ主義を綱領に掲げ国民党よりも右寄りの体質をもつ独立同盟の結成が新たに承認をうけていたため、国民党の支持が割れることが期待され、それが間接的に共産党のチャンスを増大させるとみられていた点など、選挙前の予想は共

産党に有利とみられていた。

しかし選挙結果は、国民党——社会党連立政府に対する支持は、四五年十一月選挙に比べ一一％になったものの、依然として八三％（国民党・四四％、社会党・三九％）の支持を得ていることを示した。一方、新しく結成された独立同盟が一二％の得票率だったのに対し、共産党は前回同様の五％にとどまった。このように四九年十月の選挙も、共産党には厳しい結果になった。ソ連占領地域での労働組合、治安部門に勢力を温存していたとはいえ、このような結果に直面して、政府への支配の足がかりをつかむ共産党の選択の幅は一層限られていくことになり、挑発行為によって潮流をかえる機会を共産党がうかがっていたのは否定できない状況であった。

このような伏線状況に加えて一九五〇年にはいると、マーシャル・プランに参加することによって経済再建の道をとっていたオーストリアの経済は、ひとつの転換期に直面していた。マーシャル・プランは、オーストリアの経済を立て直すために重工業生産を高めることによってその方策を見出していた。それはかなりの成功を収めていたが、一方で農業の不振と恒常的なインフレという二つの欠陥が露呈してきていた。戦後の農業政策の失敗により、輸入総額の六五％までを食糧が占めるほどに、食糧を外国に依存する結果になっていた。加えて、国内の農産物価格を国際価格よりも低く抑えていたため、そのプライス・ギャップを埋めていたERP（欧州復興計画）からの補助金が累積し、ERP当局はオーストリア政府に対し国内農産物価格を引上げるように圧力をかけてきていた。

このため五〇年三月、国民党の利益団体である農民同盟は、政府に対し農産物価格の引上げを要求した。当初は、国際価格に沿った価格の移行がスムーズに実現される情勢にあったが、同年六月、朝鮮戦争が勃発すると工業原料、資源の需要が世界的に高まり、オーストリアには強いインフレ圧力がもたらされた。そのため政府は、産業界、労組、農民同盟の代表を招いて、新たに賃金・物価協定の交渉を開始したが、三者の利害調整がつかず、交渉は著しく難航しつづけた。九月にはいってからも交渉は暗礁に乗りあげたままで、新協定が結ばれるまで農家は出荷を見合わせるという状況にまでなつた。

これに対し、共産党は政府に、物価の凍結と一五％の賃上げの要求を掲げるとともに、秘密裡に行なわれている協定交渉を厳しく批判するキャンペーンを続けていた。第一次のゼネストを直前に控えて、政府は調停能力を失い、労組と農民同盟との間の相互不信は対立に発展しかけていたのであった。

九月二十六日のストライキを前にして、ストライキの成功は、社会党系労働者と共産党よりも政府に対する批判の強い独立同盟系の労働者の支持と、ストライキに対して暗黙の了解を与えていたソ連占領軍が公然たる武力介入をさうかどいう点が大きなカギとなっていた。二十六日のストライキは、主としてソ連占領地域で行なわれ、一万五千人の労働者が賃金・物価協定に抗議するデモを行ない、デモ隊と警官隊が衝突し午後一時すぎまでに二十三名の負傷

者を出していた。ストライキと並行して、ソ連占領地域ではウィーンに通じる交通、通信の破壊行為が相次いで発生していたが、ソ連占領軍は政府治安当局の介入を阻止していた。

第一日のストライキを総括した共産党指導部は「ストライキは我々の力を示した。明日は完全な勝利へと我々を導くだろう」と宣言するとともに、「労働者階級の支持を失ったOGB（オーストリア労働総同盟）の執行部は辞職すべきだ」と強く要求した。労組での社会党のリーダーシップへのこの共産党の挑戦に対し、社会党は共産党のプロパガンダをくいとめる努力を精力的に開始した。政府もストによる混乱收拾のために連合国管理委に支援を求めたが、西側占領軍とソ連占領軍がいずれかに加担して分裂を来たす危険性を考慮に入れ、九月の理事会の議長国である米国代表は占領軍の介入を拒否した。

翌二十七日も共産党系労働者による破壊行為は頻発したが、同日午前、OGB執行部は「このゼネストは経済ストではなく、一連の破壊行動によって社会秩序を著しく混乱に陥れ、オーストリアに人民民主主義を樹立させようとするものであり、ファシストと共産党の扇動による政府転覆工作」であるとの声明を出し、共産党を激しく批判した。ゼネストの成功は、まず第一に社会党系労働者の支持にかかっていただけに、OGBのこの声明によってストは次第に鎮静化し、同日夜には、共産党自らがストライキ終結宣言を出した。

第一次ストライキに失敗した共産党は態勢を立て直すとともに、政府に対して新たな要求案を提出、これが受け入れられない場合に

は十月四日に再びゼネストを決行するとの最後通牒を出した。十月四日のゼネストでは、社会党系労働者の支持は期待できないことは明らかだったが、政府が要求案を拒否すれば、共産党には勢力が残存しているウィーンおよびソ連占領地域で政府に圧力をかけ、社会を混乱に陥ればソ連軍が介入し、ソ連軍の介入はオーストリアを分割に導くとともに、ウィーンを支配下におさめることができるとの期待があった。それゆえ、第二次ゼネストの成功は、ソ連軍の支援にかかっていたわけで、国民の関心はストライキが始まるとソ連軍はどんな役割をはたすかに絞られていった。

四日からの共産党の攻撃は、ウィーンと下部オーストリア州（ソ連占領地域）に集中した。ウィーンでは大衆デモはほとんど見受けられず、ウィーンに通じる鉄道、道路の封鎖、破壊が目立った。ソ連占領地域にある混乱地点では、ソ連軍の直接介入の危険があったため、政府は警察力を有効に行使しえないうでいた。そのかわり、警察よりも社会党系鉄道労働者が共産党労組員の破壊活動を阻止するという状況があらわれていた。このような一般労働者のストに対する態度が、ソ連軍が不介入の態度をとらせる大きな要因となっていたことは否定できない。スト四日目の七日、共産党はストの失敗を認め、終結宣言を行った。

六、オーストリアの中立

一九五三年三月五日のスターリンの死後、後をついだマレンコフ首相は三月十五日のソ連最高会議で、紛争の平和的解決を強調し、従来よりも弾力性のある平和共存政策の推進を示唆したが、オーストリアのソ連の占領政策も徐々に緩和されていく兆候を示していた。

ソ連の側での占領管理政策の緩和と並行して、五三年二月の総選挙後、フィーグル首相をついで連邦首相に就任したJ・ラープは、対ソ連外交を活発にし、凍結されている国家条約交渉を正常化させる条件を見出す外交努力に着手した。ラープ首相は、どのような条件によれば連合国軍隊の占領を終結させ、かつ国家条約締結が可能かについて、モスクワ駐在のN・ビショップ大使を通じてソ連に打診した。また、オーストリアとソ連の関係改善のために、ラープ首相の意をうけたグルーパー外相は五三年六月、スイスに滞在中の当時のアジアの非同盟国の代表であるネルー・インド首相を訪ね、オーストリア問題打開のための助言を求めた。同年八月には、シュルフ副首相を特使として、ソ連に隣接する小国ながら、国内体制では北欧自由主義の伝統を守り、中立政策をとっているフィンランドのケッコネン首相に意見を求めるなど、一連の外交努力を重ねた。

とくに、ネルー首相とグルーパー外相との会談の結果、モスクワ駐在のメノン・インド大使を通じて、国家条約締結の基本条件として、外国と軍事同盟を結ばず、オーストリア領土にいかなる外国軍隊も駐留させる意図がないとのオーストリア政府の意向を、モロトフ・ソ連外相に伝えた。こうして、一九五三年にはいつて、長期化

した占領を脱し、オーストリアの統一を維持したままで独立を達成する、その条件としての中立が、国家条約交渉の焦点としては浮かびあがってきたのである。

オーストリアにおける「中立」の思想は、遠くは一九一八年にまでさかのぼることができるが、ここで触れるのはオーストリアの永世中立が、第二次大戦後の東西冷戦という特殊な国際環境から成立した点をふまえて、戦後あらわれた中立への志向についてである。

オーストリアの占領が始まってまもなく、連合国四国、とくに西側とソ連の間には占領地域の取決め、レンナー臨時政府の承認問題をめぐって意見の対立が明らかになってきていた。そのような状況の中で、解放直後のオーストリア政府の指導的政治家の発言は、臨時政府の外務次官、四五年から五三年まで外相を務めたグルーパーが述べているように、「オーストリア政府は、一方に、また他方につくことはできない」に代表されよう。四五年十一月総選挙の結果、新たに就任したフィーグル首相は国会におけるその所信表明の中で「オーストリア政府のなすべきことは、世界のすべての国家と友好関係をもつことであり、連合四大国とは、とくにそうでなければならぬ」と述べている。そして連合四国の占領がつつき、米・ソの間には冷戦が表面化はじめると、隣国スイスの中立の例がオーストリアの国際的ステータスの例として触れられるようになった。

四九年の選挙の結果成立した第二次フィーグル政権においても、両体制間のいずれにも属さないというオーストリア政府の外交方針が再確認されたが、四九年四月の北大西洋条約機構(NATO)の

創設というヨーロッパの軍事体制の新たな成立という国際状況、国内にあっては西側占領地域における占領軍の軍備増強を背景として、議会では主として共産党議員から政府の外交姿勢に対する質疑がなされた。これに対しフィーグル首相は五〇年二月、(1)連邦政府は片面講和による国家条約締結の意志は全くないこと、(2)連邦政府はすべての占領軍の撤退を主張し、条約締結後はいかなる国の軍隊の駐留にも反対していること、を改めて明らかにした。連合国四国のいづれかとの片面講和は、オーストリアの分割の危険を招くとして、分割の危険をおかしてまで国家条約を締結することはできないとの基本方針は、フィーグル政権、ラープ政権を通じて一貫していたのである。

ラープ政権下におけるオーストリアとソ連との間の外交接触を通じて、四九年のパリ外相会議以来五年ぶりに開かれたベルリン外相会議で、条約交渉にはじめて政府代表団をおくることのできたオーストリアは「一切の軍事同盟に加盟する意図がない」ことを自主的に表明した。ソ連も、ドイツ問題が解決しない限りオーストリア国家条約の締結はありえない、としていた態度をゆるめ、同条約の中にオーストリアが、(1)ドイツと合邦しないこと、(2)対ドイツ戦に参加した諸国を対象とする軍事同盟に参加せず、外国軍に基地を提供しないこと、ただし、(3)対ドイツ平和条約締結までは連合軍の一部兵力を引きつづきオーストリアに駐留させる、との条件を示した。しかし、賠償金額のほか、ドイツ問題解決まで駐留することへのソ

連提案がオーストリア、西側連合国の受け入れるところとならず、結論に達しなかった。

同年十月に、西ドイツの再軍備およびNATO加盟に関するロンドン・パリ協定が成立すると、その影響がオーストリアに及ぶことを危惧するソ連としては、ベルリンでの提案をさらに緩和する必要性に迫られていた。翌五年二月八日のソ連最高会議でモロトフは、「西ドイツ再軍備でオーストリア併合の危険はいよいよ増してきたが、オーストリアが非同盟、中立を守って合邦の可能性を封じ、米・英・仏も一致してこれを保障するならば、ドイツとの平和条約をまつまでもなく四カ国はオーストリアから軍隊を撤退させうるだろう」と述べて、速やかに四カ国外相会議を開くことを要求したのである。

このモロトフ声明に接して、ラープ首相、シュェルフ副首相らのオーストリア政府代表団はモスクワを訪問(四月十二日~十五日)し、ソ連首脳と会談の結果、オーストリア中立に関する覚書交換、共同声明を発表した。この覚書でオーストリアはスイス型の永世中立制を宣言すること、国家条約が批准された後、憲法の規定に従ってこの宣言を採決すること、またその国際的承認をえる措置をとるとともに同国の領土保全に四大国の保障を要請することなどを約束、ソ連はこれを了承し、四大国によるオーストリア中立の保障に参加することを声明した。

こうしてオーストリアは、国家条約締結の最大の難関とみられていたソ連の永世中立に関する要求を、条約で押付けられた形ではな

く、自主的に宣言する形で解決し、ソ連は、オーストリアが西欧の反ソ軍事同盟に編入しないという保障を得ることになった。ソ連はモスクワ会谈の内容を、米・英・仏三国に傳達し、速やかに外相会議を開くことを申し入れ、西側もこれに同意して五月十五日、ウィーンで四方国とオーストリアとの間にその独立を回復する国家条約が調印された。

終章

オーストリア国家条約の条約交渉にあたったB・クライスキー外務次官（現オーストリア首相）は、「ある国家の中立は——今日それが合意によって、つまり二大国家グループによって受け入れられる限り——軍縮と全く同じように、それが世界政治の均衡状態にかなる変化ももたらさない場合にのみ可能であると主張すべきであると信じます」と述べている。

オーストリアの中立が、オーストリア国家条約の締結の、まさにその条件として実現したことは、一九五五年二月八日のモロトフ演説、ソ連政府によるオーストリア政府のモスクワ招聘、両国によるモスクワ覚書の発表という一連の経緯をみれば明らかであろう。確かに前章で検討したようにオーストリア政府内に、西ドイツのNATO加盟、それに対するソ連の加盟阻止のための激しい外交攻勢という当時のヨーロッパの国際環境の中で、条約締結の条件としてオ

ーストリアの中立が不可欠だとの認識が強く存在していたことは否めない。モスクワでのソ連、オーストリアによる二国会談後に出されたモスクワ覚書（四月十五日）は、オーストリアが自発的に「イスにおいて行われているような型の中立を永久に実行する」ことを明記してはいるが、連合四国による国家条約締結へのイニシアチブをソ連が決定的に握っていたことを考えると、ソ連の対オーストリア政策を当時の対ヨーロッパ、対西側政策のパススペクティブの中でもう一度位置づけしてみる必要があるであろう。

最も一般的な見方は、ソ連が五四年二月のベルリン外相会議までドイツ問題と抱き合わせにしていたオーストリア国家条約を切り離すことに政策を転換したのは、西ドイツのNATO加盟阻止というソ連の外交攻勢が失敗に帰し、そのような新たな国際局面に対処するために、東欧七カ国とワルシャワ条約を結ぶ半面で、ドイツとオーストリアとの合邦の可能性を最後のに封じる目標の達成に踏み切った、というものである。

クライスキーが述べている「世界政治の均衡状態にかなる変化ももたらさない場合にのみ可能である」との立場から、オーストリアの中立が東西関係にどのような意味をもつかについて検討してみると、軍事的には、ソ連がオーストリアから撤退することはソ連の譲歩であるが、他面、一九四六年のパリ外相会議でオーストリア駐留のために認められていたソ連の東欧諸国通過権が、国家条約締結の前日に結ばれたワルシャワ条約によって、ハンガリー、ルーマニアにおいて確保されることで補充された。加えて、オーストリアの

中立によって、ドイツとのアンシュルスを固く禁じることになったばかりでなく、ヨーロッパの東西両ブロックの境界線上にあるオーストリアが完全な軍事的真空地帯になることを確保し、それが間接的にNATO加盟国であるイタリアと西ドイツの間を切断し、西側の軍事行動に一定の制約が加わることによってたらされるソ連側の利益は大きいといえよう。西側としても、東西間に新たな緩衝国が生れることが、東西の緊張の緩和に与える影響を軽視できなかったわけである。

そのようなソ連の政策的な動機づけよりも、ソ連には、オーストリアの中立化のモデルが軍備引き離しや欧州中立ベルト地帯の形成など、ソ連の新たな外交攻勢に役立つとの長期的展望があったことは否めない。

確かに、ソ連の広範にわたる外交攻勢の中でオーストリアの役割というものが小さなものであることは否定できないが、戦後十年にわたる「第一次冷戦」(D・C・ワット)を終焉させ、ソ連が平和共存外交に踏み出すときの露払いの役割を担ったのがオーストリアにおける連合四国、東西の合意であった。そしてソ連は後々まで、ソ連の平和共存外交の原則のひとつとしてオーストリアの中立の例をもちだしている。

だが、オーストリアの中立が他の地域においても適用可能かという問いに対しては、西側の逆提案としてH・キッシンジャーが、ドイツの統一がデッドロックに陥っている状況を脱出させる唯一の

道として「東ドイツを独立・中立・非武装化させて、西ドイツとのゆるやかな連邦形態をとれば、統一ドイツは十年でオーストリアと同様の国際的地位を獲得できよう」と提唱したのに対し、ソ連側が拒絶したという事実は、中立を考える上での見逃すことのできない大きなポイントであろう。オーストリアの中立はいろいろの教訓を我々に与えてはくれるが、他の地域に、*ready made* に適用できるモデル・ケースではなく、東西がファイファイ・ファイファイと考えるところで妥協することができるという一例であると考えるのが妥当であろう。

その意味では、国際法上、中立の国家ステータスをとりながら厳格な中立政策をとっているスイスやオーストリア、国際政治上の中立政策をとっているスウェーデンなど、自国の安全保障の一方式としての中立は、国内での政治変動が少なく、かつ、近隣諸国との国家システムが安定しているという条件が最低限存在する場合にのみ普遍性をもちえるのではないかと私は限定的に考えている。それゆえ、中立の成立の背景として、各々歴史的特殊性という差異はあるにせよ、同じ近代化のレベルにたった国家の間で保障の関係が成立したヨーロッパの中立は、ヨーロッパ以外の地域のそれとは質的な相違があるといえるだろう。だが、そのことは、ヨーロッパ以外の国家の中立を全面的に否定するものではなく、中立の現われ方にさまざまな形態があることを予想させるものでもある、といえるのではないだろうか。

(いとう・つとむ ドイツ語科五一年度卒)

アメリカ外交の転換

——一九四九年と五〇年の米国の中国政策の諸相——

池田保子

まえがき

ニクソン大統領の訪中決定、米中首脳会談の実現といった米中接近劇が新聞紙上を賑わしてからかれ五年以上の歳月が流れようとしている。その間、米国の中国政策は中ソ対立を基軸に展開され、また対ソ戦略の必要から一層強化されつつあるのが現状である。しかし、こういった米国側の戦術は、実をいうと決して目新しいものではなく、我々はその原型を歴史のある時期に求めることができる。ある時期——それは一九四九と五〇年。欧州においては米ソ冷戦が、アジアにおいては共産中国の成立が顕在化し始め、戦後現代史の分水嶺にもあたる時期である。このような国際環境の中にあつて、トルーマン政権、とくにアチソン國務長官が、ソ連共産主義への對抗策として、共産中国に採ったアプローチが、中ソ離間（中国チトー化）政策である。今日の米中関係が中ソ離間を大前提として成り立っているという事実を鑑みても、当時の中国政策を再評価すべき時機が、到来しているように思われる。

では一体、米国政府は具体的にどのような中国政策を遂行したの

であろうか。研究の対象とする時代を、一九四九年一月と一九五〇年六月に限定し、その間に見られた中ソ離間政策の実体、及びその限界を明らかにしようとする模索したが、この小論である。

元来、一九四九年と五〇年の中国政策は錯綜としており、不明瞭な点多かった。しかし、幸いにも、一九四九年、及び一九五〇年の國務省資料 (Foreign Relations of the United States) が一九七五と七七年にわたって公開され⁽¹⁾、入手出来た事は、米政府の中国観、中国政策決定過程の究明に大いに役立った。筆者はこれらの一次資料に基づきながら、テーマへのアプローチを試みた事をここに附記する。

I 中国政策の基調

1. 中国政策の再検討

一九四九年一月二一日、米国に新しい國務長官が誕生した。彼の名は、ディーン・アチソン。当時、米国は欧州において共産主義包圍網を完成しつつあったのに比して、中国に対しては、アチソンの

主導のもとに、不干渉と静観の方向へと転換させていった。国民党政府の腐敗の露呈、国民党軍の壊滅といった状況の中で、米国は、毛沢東、または中国民衆のチトー化——ソ連の勢力圏から分離し、民族主義に根ざした独自路線を中国がとる事——という目標の中に、新たな活路を見出した。つまり、國務省は、将来共産党が政権を獲得した際、ソ連の支配から独立した存在となるように間接的に働きかけたのである。

一九四九年初頭に国家安全保障会議 (National Security Council) が作成した一連のNSC文書を分析する事によって、中国政策の目標が中国のチトー化にあったという事が証明される。一月十一日に起草されたNSC—34/1は、米国の中国政策の目標を「統一・安定・独立した親米的中国の発展」に据え、そのために即時中国がソ連の勢力下にはいる事を防ぐべきであると述べている。二月二十八日に起草、三月三日に大統領の承認(1)を得たNSC—34/2では、焦点が中ソ間の対立に移っており、当時の國務省の中国共産党観が表出されている。つまり、満州、国民政府所在地広東におけるソ連の行動のみならず、ソ連のマルクス・レーニン主義自体が中国の民族主義と抵触するであろう、と断言し、米国の中国政策の目標を次のように定めたのである。

「米国は、干渉という形を慎重に避けながらも、政治的・経済的手段を通じて中国共産党とソ連、中国の共産党組織内外のスターリニストとその他の分子とのあらゆる不和を利用すべきである」(傍点筆者)⁽²⁾

NSC—34/2と同日に起草されたNSC—41は、政治的・経済的手段の内容を具体化している。つまり、日本・西欧自由主義諸国が共同歩調をとりながら、ソ連・東欧諸国に流出するのを防ぐために戦略物資の対中輸出を禁止する事、しかしその他の品目にかんしては制限を緩和する事、それによって対中貿易の独占を狙うソ連に対する中国の反感を惹起し、中国のチトー化を図る事が指針として出されたのである。⁽³⁾

共産党政権が国家経済を再建するためには、西側諸国との通商が不可欠である、という米国の見解は的を射ていたように思われる。実際、当時、中国共産党はソ連一國の援助能力にはかなり疑問を抱いていたといえる。五月十三日、六月六日、六月二十八日の三回にわたって行われたスチュアート・黄華会談は⁽⁴⁾、主として商業上の必要性から、当時中国が西側諸国と接触し、ひいては外交関係を樹立する意志を持っていた事を証明している。六月十五日、政治協商會議準備委員会の席上で毛沢東が行った演説においても、「世界各国の人民と友好的に協力し、国際間の通商事業を回復させる」事の必要性が強調された。毛沢東演説は、六月二十八日の会談において、黄がスチュアートを北京へ招聘するという形で具体化されたのである。

このように米国に対して有和的な態度を示していた毛沢東が、七月一日には「人民民主独裁について」と題する論文で向ソ一辺倒宣言を行い、ソ連に対するイデオロギー上の信奉を内外に明らかにした。しかし、中国共産党が帝国主義的行動をとらない国と通商・外

交関係を結ぶ事に対しては否定していないことに留意する必要がある。また、「中国が真の経済的独立を実現するには、長い時間を要する。中国の産業が発展し、最早、経済的に外国に依存しない時、始めて真の、かつ完全な独立がありうる」⁽⁵⁾という一節を見ても明らかかなように、中国の最終的目標がソ連から独立した民族国家の建設にあった事は確実である。長期的観点から見れば、米国の期待した中国のチトー化の可能性は実在していたといえよう。

一方、米国は七月一日の毛沢東論文以降も中国のチトー化を追求する。当時の國務省の中国観は八月五日に刊行された伝達文の中の以下のような一節に凝縮されよう。

「最後には、中国の深遠な文明と民主主義的な個性主義が必ず自らを主張し、そして中国は外国の桎梏を破棄するであろう、国における全ての発達は、今も将来も、この目標に向かって進むのであるから、これを我々は激励すべきである」⁽⁶⁾

つまり米国は、中国共産党の指導者がソ連の支配下にはいった事を認識しながらも、中国の民族主義を鼓吹する事によって、中ソの離間を求めたのである。こういった中国政策の基調は、中華人民共和国が成立した後、承認問題、台湾問題等にかんする政策の中に反映されていった。

2. 台湾政策の特異性

米国の中国政策の基調は、一九四九年初頭には既に明確化していたが、台湾政策はそれとは少し異った展開を遂げた。中国共産党の

台湾占領を黙認するという統一見解が米国政府内で出来上がったのは、一九四九年八月以降のことであり、八月以前の台湾政策の目標は本省人を国民政府・中国共産党双方から守る事であったのである。一方、台湾が次第に国共内戦の渦中に巻きこまれるにつれて、また米ソ冷戦が顕在化するにつれて、米国は台湾に対して、軍事的な肩入れを開始するが、台湾防衛のために軍事力を使用する事は、断じて禁じている。

以上述べたような台湾政策の基調は、一九四九年二月三日のNSC-37/2、三月一日のNSC-37/5に示されている。先ず、NSC-37/2では、米国の本省人支援の立場を次のように明らかにしている。

「米国は、台湾を少くとも少しは立派に統治するような、地方の非共産主義中国政権を発展させ支持するよう努めるべきである。

我々はこれ以上本土の中国人が流れこまないように、尽力すべきである」⁽⁷⁾このように米国は台湾本省人による政権を支持する事に政治的安定を確立し、台湾を外敵から守ろうとしたのである。

またNSC-37/5において、軍事力を使用しない事、米艦隊を台湾の港の内外に駐留させない事が再確認された。上記の決定を下した理由をNSC-37/5は以下のように説明している。「軍事力の示威は中国至る所に重大な政治的影響を与えるであろう。それは、まさに我々がソ連の満州・新疆における行動を利用したいと望んでいる時にイレデンタ民族統一主義の争点を生み出すかもしれない」⁽⁸⁾つまり、米国の台湾政策においても、その窮極的目的が中

国のチトー化にあった、といえる。

NSC-37/1及び37/5を基調とした米国の台湾政策は、国民党軍下の中国人の台湾への敗走、それに伴う人口増加、経済的大混乱、といった悪条件が絡み合せて、早くも四月には、その非現実性が明らかになり始めた。こうして米国は従来の台湾政策の再検討を迫られたが、台湾放棄の立場をとるに至っていない。事実、米国は四月から八月までの期間、台湾が中国共産党の勢力下にはいらないように種々の手段を講じていた。とりわけ米国が最もブラクティカルなものとして推進していた構想は、台湾を国連の信託統治下に置き、最終的にはその帰属を台湾人の住民投票によって決定するという構想であった。

米国の台湾政策は、このように、米国にとっての政治的利害と戦略的利害、ひいては国務省と軍部の利害の接点となっていたが故に潜在的に矛盾をはらんでいたといえよう。実際に、朝鮮戦争という軍事的危機の状況において、この矛盾がいち早く露呈されるのである。

しかしながら、米国政府の台湾政策と中国政策が一致した時期がある。一九四九年八月以降翌五〇年六月迄の約十ヶ月間、米国政府は中国チトー化の誘い水として台湾の陥落を黙認する立場をとった。国務省は八月四日、国家安全保障委員会に、台湾が間もなく共産党の勢力下に陥るであろうから外交と経済のみを武器として台湾を守る事は不可能である旨を明らかにした覚書を提出した。一方、統合参謀本部も、八月十六日、台湾防衛のための公然たる軍事行動を強

く否定し、九月には実情確認を目的とする軍事使節の派遣に対してさえ、反対したのである。

以上の決定が下された時期が、国務省による中国白書の刊行の時期と合致するという事実を鑑みても、米国が当時、いかに中国のチトー化を画策していたかが理解される。台湾にかんして政府内で得られたコンセンサスは、国民政府の台湾遷都という事態に直面した時、崩れ始める。しかし国務省は、台湾放棄の姿勢を固守したのである。

II 中国政策の連続性

1. 中華人民共和国の成立

一九四九年十月一日、毛沢東は中華人民共和国（以下中国と省略）の成立を宣言し、十二月末には実質的に中国本土全領域を占領した。一方、国民政府は十二月八日、その首府を台北に移した。こうして大陸における「中国喪失」は歴然としたにもかかわらず、米国の中国政策に何の変化も見られなかった。逆に、中国のチトー化に対する期待は、一時、一段と高揚した観がある。その起動力となったのが、フェアバンク等民間の極東問題専門家である。彼らは、北京政府がまぎれもなく中国人のものとなるであろう、という中国観に基づき、十月六日と八日の三日間にわたって開催された「米国の中国政策にかんする円卓会議」において、数々の政策提言を行った。とりわけ、彼らは国務省に、中国の早期承認を強く要請している。

国内世論に視点を移しても、一九四九年末までは共産中国に対す

る憎悪感は薄かった。一九四九年十一月に行われた、中国承認についてのギャラップ調査によると、承認反対の42%に対し、賛成が21%であった、という事実がこの事をよく物語っている。(1)

一方、國務省内部においても、十月二十六日、二十七日の両日に行われた会談で、中国政策の目標が中ソ離間を鼓舞する事にある、という見解が固まった。しかし、承認にんしては、それが中国のチトー化実現のための絶好の道具となる事を認識しながらも、非常に現実的な立場をとった。この点を明らかにするために、ここで少し、歴史を遡らねばならない。

一九四九年五月十三日、アチソンは、黄華との対談を控えたスチュアートに対し、中国承認の基準を次のように明示した。

(a) 実際に、領土・国家の行政機能を支配し、公秩序を維持している事

(b) 政府が、国際法上の義務を履行する能力と義務を有している事

(c) 国民全体が政権を認めている事

中国承認は、新政権が三つの条件にかなった時、始めて実現するものである。

アチソンは十月十二日、上院外交委員会秘密公聴会において従来の見解を明らかにし、同日、記者会見の席上で公表した。國務省の立場は、十二月三〇日のNSC-48/2、一九五〇年一月十日の上院外交委員秘密公聴会において、より具体化する。アチソンは、同委員会において、「承認 (recognition)」と「是認 (approval)」とを明瞭に区別した。つまり、アチソンは、承認を本質的な政府間

の事務を遂行するチャンネルを維持するための実用的手段、と捉える事により、承認実現への道を開こうとしたのである。(3)

國務省の三つの承認基準の中で、承認を困難にしていたのが(b)である。米中両国間の外交関係を平和に維持するためには、先ず、米国の外交公館の財産、権益の安全が保証されねばならない。一九四九年一五〇年初頭にかけての中国側の態度の硬化に伴い、米国は、国際法の遵守、国民政府との間に結ばれた条約の遵守という条件を強く前面におし出した。この事は、米国の中国観を如実にあらわしている。つまり、米国にとって中国とは、あくまでも道徳的に指導すべき対象であり、米国には、自国の道徳的影響力に対する自負、信念が常にあった。「友好的国家」としての中国、という伝統的イメージを拭いきれない米国は、新政権承認にんしても、道義的側面をのみ強調し、中国の外交政策の中にしめるイデオロギーの役割を過小評価したのである。

実際、中国の態度の硬化——例えば、十月二四日に奉天総領事アングス・ワード以下数名が、一年間の軟禁の後逮捕された事件、翌五〇年一月十四日に北京の外国領事館及びその資産が接取された事件——がイデオロギー的敵対行為である、と断定するのは不適当であろう。後者にかんして言えば、中国は当該地域の無関係施設だけを接取したのであり、過去の不平等条約に基づく特権の清算の一例にすぎないと主張した。むしろこれを、シモンズのように、「強力な民族主義に支えられた新生国家が、国の統合と独立を声高く宣言する象徴的な行為」(4)ととる方が妥当であろう。しかし、こういっ

た形の民族主義は米国の許容の域を越えていた。

中国承認に対して、國務省が現実的立場をとった原因は国内政治にも、もとめられる。元来、米国特有の政治制度のもとで、アメリカ外交は内政、とくに議会の制約を免れ得ないが、中国政策を研究対象とする際、議会は大きな存在として浮かび上がってくる。何故なら一九四八年十一月の大統領選以来、チャイナ・ロビーと結託した共和党保守派が、議会において中国ブロックを形成し、蒋介石政権擁護のために行政府に、あらゆる角度から圧力を加えたからである。(5) とりわけ、彼らが、国民政府への経済・軍事援助の継続を要請する事により、国民政府との絶縁、ひいては中国のチトー化を不可能にさせた。つまり米政府の中国政策の弾力性を奪った、という点で、その影響力は多大である。

中国承認にかんしても、彼らは政府のフリー・ハンドを封じた。

六月二四日、中国ブロックの旗手、ノーランド上院議員を中心とする上院外交委員会のメンバーは、大統領に対し、新政権を承認しないように要請した書簡を提出した。その結果、アチソンは七月一日、中国承認の際には、必ず上院外交委員会と協議すると約束し、スチュアート大使に対しても、訪問不許可の訓令を出したのである。承認問題にかんして議会の制約を受けた事がなかった米政府にとって、これはまさに例外ともいふべき対応であった。

以上の二点は中国承認の実現を阻んでいた要因であるが、承認行為自体に否定的であったわけではない事を、ここで再度強調する必要がある。実際、アチソンは、一九五〇年一月初頭の連邦議会開会

前に中国を承認する事を主張していたのである。一方、トルーマン大統領は、大統領としての政治的立場上、中国の早期承認に異論を唱えた。両者の微妙な見解の相違は、対中貿易政策においても見受けられる。

米国はNSC-41を基調とした対中貿易を営んでいたが、トルーマンは、九月十六日、その修正をアチソンに要求した。しかしながら、十一月四日、アチソンは、「中国革命の進展は、NSC-41の基本的想定と概念を変更させる類のものではない」(6)と断言し、従来の方針を固持したのである。米国の対中貿易政策は、十二月三日のNSC-48/2において、再確認された。(7)

中国のチトー化への期待に根ざしたアチソンの中国政策は、台湾放棄という形に結実されていく。NSC-37/7で示された台湾放棄の姿勢は、十月六日のNSC-37/8において、より断定的なトーンで強調された。何故なら、NSC-37/8は、「台湾は一九五〇年末までに中国共産党の支配下にはいるであろう」という中央情報局(Central Intelligence Agency)の推定に基づいているからである。(8)

軍部も、台湾遷都までは、台湾陥落を看過するつもりでいた。しかし、台湾遷都の翌日開かれた国家安全保障会議において、統合参謀本部は、軍事使節団の派遣、台湾への軍事援助を要求したのである。これに対し、トルーマンは、台湾問題の解決にあたり、軍事的考慮を加えない事を明らかにした。

こうして、台湾問題にかんする國務省の見解は絶対的なものとな

つていった。國務省が十二月二三日、在外公館、軍の涉外関係者に「台湾政策の情報資料」を極秘に送付し、その中で台湾の軍事的重要性さえ否定した事は、その好例であろう。十二月二十九日、國務省で行われた、國務省、統合參謀本部の会談においても、後者からの圧力は依然として絶えなかったが、アチソンは台湾放棄の立場を固持したのである。

かくして、一九四九年十二月末までには、中ソ離間をはかる事を長期的目標とした中国政策の全体系が完成し、十二月三〇日のNSC-48/2において、明文化されたのである。

しかし、一九四九年の段階では、以上の決定は、政府の内部了解事項にすぎず、いわゆる「密教」的色彩の濃いものであった。政府の見解が公にされたのは、一九五〇年一月五日のトルーマン声明以降の事である。一月三日に上記の「情報資料」がプレスに漏れた事を契機として一段と高まった、中国ブロックによる政府攻撃、プレス・キャンペーンによる圧力に対して、政府は台湾政策を明らかにする事によって、自らの立場の申し開きをする必要があったのである。トルーマンは軍部、議会との協議に先立ち、「台湾に対する米国の政策」と題する声明を発表し、その中で、次のように、台湾放棄の姿勢を外内に明らかにした。

「米國は、台湾または他のいかなる中国の領土に対して略奪的な意図を持っていない。米國は現時点において、台湾で特別な権利、または特権を得ようとも、軍事基地を設置しようとも望んでいない。まして、現状に干渉するために米國の軍事力を使用する意図はな

い」⁽⁹⁾

トルーマンが、台湾問題に対して軍事的に介入する意志がない事を、米国民のみならず全世界、とりわけ中国の国民に公式に表明した事は、非常に意義ある事である。しかしトルーマン声明においては依然として台湾放棄の真の動機は公にされていない。台湾放棄が、中国のチトー化の誘い水である事を強調したのが、一月十二日ナンヨナル・プレスクラブで「アジアの危機——米國の政策の検討」と題して行われたアチソン声明である。アジアの危機とは、まさに、ソ連の帝国主義的侵略——特に、鉄道網、主要港、工業地域を通じての滿州支配、内モンゴル、新疆省への勢力拡大——を意味した。ソ連の共產主義と中国の民族主義を別の次元で捉えるという伝統的中国観が、アチソン声明において、浮き彫りにされている。

つまり、「共產主義というものは、従来考案されたソ連の外交政策の中で最も巧みな道具であり、實際、ソ連帝國主義の先鋒」であるのに対し、民族主義は「外国による支配からの自由の象徴」であった。⁽¹⁰⁾ 米國の中国政策の長期的目標は中国の民族主義をしてソ連に対抗させる事であり、この点につきアチソンは演説の中で特に強調して以下のように述べている。

「我々は、今後發展するに違いない中国国民のロシア人に対する正当な怒り、激怒、憎悪を我々の方に転換させるような事をしてはいけない……(中略)……我々は従来常にとってきた立場——つまり、中国の領土的保全を侵害するものは誰でも中国の敵であり、我々の利益に反する行為である、という立場——を守らなくてはいけない。

これは米国のアジア政策を形成するにあたって、第一かつ最大の規範である」⁽¹¹⁾

このように、アチソン声明の真の意図は中ソ兩國の一枚岩的団結を崩し、中国のチトー化を図り、米國との伝統的な友好関係を回復する事であったのである。

アチソン声明で示された防衛線（Defensive Perimeter）にかんしても、同じ事が言える。アチソンはアリューシャン列島、日本、琉球諸島、フィリピン諸島に至るラインを太平洋における防衛線として規定した。この防衛線内の地域のみ米國は防衛の責任を負うが、その他の地域については、責任を回避し、「まず攻撃を受けた国民の抵抗に待ち、次に国連憲章のもとにおける全文明世界の援助に依存」⁽¹²⁾する事を明らかにした。

こういった構想は米ソ冷戦が顕在化した一九四七年から国家安全保障会議を中心として軍事的戦略的重要性に基づいて考案されてきたが、アチソン声明の歴史的重要性は、台湾、韓国を防衛線の外に置いた事にもとめられる。とくに、台湾にかんして、その対外的影響力を狙ったところに、アチソン声明の意義があるように思われる。そこで次に一九五〇年初頭の米中ソ關係に着眼しながら、この点についての分析を試みる事にしよう。

2. 國際政治の中の米中關係

一九五〇年二月十四日に締結された中ソ友好同盟相互援助条約によって、中国の國際的合法性は保証され、表面上中国はソ連との同

盟關係にはいった。その結果、中国は正式にソ連圏の一員として、東西冷戦の中に組みこまれたわけであるが、米國は依然として中国の民族主義に期待をかけた中国政策を遂行していった。

事実、中ソ同盟条約の成立過程を見るだけで、当時、兩國が断じて一枚岩ではなかった事が瞭然とする。ソ連の經濟援助を確保しようとする中国の要求は、先ず政治的利権をその代償として求めるソ連の反対に会い、折衝は困難を窮め、十週間後によく締結に至ったのである。実際、諸協定の中で取り交わされた内容からいっても、同条約は不平等条約の様相を呈していた。

例えば、ソ連は外モンゴルの独立を中国に認めさせ、ここに辺境地域におけるソ連の支配権が確立された。ソ連が中国に対して約束した借款も、三億ドル（五年間・年利率一%）にとどまり、これは要求額の一〇%にすぎなかった。しかもソ連は借款供与を約束した直後にルーブルを切り下げたため、実質援助額は約四分の一に縮小されたのである。

このように、表面上、共產陣営の結束を謳った中ソ友好同盟条約の内部には、既に中ソ対立の原因となる要素が含まれていたのである。この点をいち早く見抜いたのが米國政府であった。交渉がモスクワで暗礁にのりあげている最中、ソ連の領土的野心を非難し中国人に反ソ感情を鼓吹したアチソン声明はその好例である。

アチソン声明を導火点として、米國の新聞は、一斉にソ連の帝國主義的侵略を非難するセンセーショナルな記事を掲載した。米國にとって共產主義の脅威とは、即ちソ連の支配権の拡大を意味し、共

産中国の存在、及びそのイデオロギーが過小評価されていた事が、
以上のような新聞の動向からも窺える。

こういった米國政府の中國觀は、當時、ある程度中國の現状に即したものであった。中國共産党政權が一月十四日に北京の米領事館を接収したとはいへ、中國人全体が米國に敵對感情を抱いていたわけでは決してなかった。上海總領事マッコノーフィーの一月二六日付の報告によると、「宣伝にもかかわらず、中國人民の米國に対する友好的感情は根深く浸透しており、大概の中國人は米國のみが一貫して中國に対して利他的な政策を推進し続けてきたという事を認識⁽¹³⁾していたのである。共産黨指導部にかんしても、親ソ派はその三〇%にすぎず、上海市長・陳毅を中心とした一派が、親ソ派に對して反逆を企てているという報告がなされている。

國務省はこういった中國の國內情勢に鑑み、中國チトー化の原動力としての民主諸黨派に期待をかけた始めたのである。この点を明らかにするために、二月二日に作成された國務省政策企画局の覚書を引用しよう。

「一九五〇年の春か夏までに……(中略)……第一に、ソ連帝國主義は共産中國に對して、恐らく一層厄介な要求をつきつけるであろう。第二に、共産中國はますます今日の食糧不足、全国的な經濟上の難局を痛感するようになるであろう。これらの事態による圧力は、中國共産黨内の民族主義的傾向を持つ指導者を鼓舞してクレムリンに身を売った指導者層内の分子との關係を断たせるのに役立つであろう。……(中略)……勿論、我々は常に、そのような分裂のきざしを油

断なく待機し、出来る限り、そのような亀裂を助長すべきである」⁽¹⁴⁾
中ソ友好同盟條約締結以降も、米國が條約の不平等性、ソ連の帝國主義的勢力拡大、中國經濟へのリパーカッションを強調した目的は、まさに、中國民衆、民族主義的指導者を鼓舞する事にあつたのである。三月十五日、アチソンがサンフランシスコのコモンウェルズ・クラブにおいて行つた演説は、こういった効果を狙つたものと思われる。アチソンの中國觀は、この演説の中の次の一節に集約されている。

「最近、モスクワで締結された條約・協定の条件のもとで、ソ連が中國において特殊權益を持つていふという事を、中國民衆が気が付かないはずがあらうか。條約の表面的な条件にもかかわらず、中國の犠牲のもとに帝國を建設しようとする役割に就いているのはソビエト・ロシアなのである」⁽¹⁵⁾

アチソン演説に呼応する形で、三月十六日、上海領事が、經濟・社會不安の波及、民衆・民主諸黨派の反ソ・反毛感情の高揚といった中國の內情を國務省に報告した事は⁽¹⁶⁾米國の中國チトー化に対する期待を一層大きくさせた。こうして、中ソ同盟がはっきりしてからも、米國は中國の民族主義をソ連、中國のスターリニストの共産主義に對峙させ、中國のチトー化をはかったのである。

従つて、米國の中國政策自体にも、何の根本的变化は見られない。先ず、承認に對する國務省の態度を例にとつてみよう。中ソ同盟條約の締結にもかかわらず、アチソンは三月十五日の演説において、承認の基準を緩和し、米國外交官の正当な取り扱ひを唯一の条件と

した。アチソンの見解は、三月二十七日、ニューデリーで行われた駐印米國大使ヘンダーソンによって、次のように明らかにされた。

「米國政府が北京政府を承認しないのは、北京政府が主として共產黨員から構成されているからという理由からではない。……(中略)……米國政府は、北京政府がその支配下の地域において米國の領事事務代表者、実業家を取り扱った態度に鑑みて、同政府が……(中略)……國際的義務を遵守する意圖をより明確に示すまでは、北京政府の承認に対し真剣な考慮を払うことは出来ないのである」⁽¹⁷⁾

このように、米國は道義外交を中國に適用する事によって、北京政府を懐柔しようとしたのであり、こういった試みは、十一月に、中國が本格的に朝鮮戦争に参戦するまで、持続される。

次に、國際連合での中國代表権問題に視点を移してみよう。結論を言えば、米國は北京政府が國民政府にかわって正式に國連に加盟し、國際政治の舞台に登場する事にも全面的に反対しているわけではなく、柔軟性に富んだものであった。米國の見解が國連の場で明らかにされたのは、國民政府代表を安全保障理事会から追放する旨を要求したソ連代表による決議案を審議した、一九五〇年一月十二日の安保理においてである。アーネスト・グロス米次席代表は、同理事會において、「米國は國連代表権問題を実質事項よりは、むしろ手続き上の問題と考え、米國の反対投票は拒否権の行使と考えられるべきではない」という立場を言明している。⁽¹⁸⁾

結局ソ連の決議案は六対三で否決され、ソ連は安保理から退去し、國連をボイコットし始める。当時安保理において、必要定数を獲得

するのは時間の問題であると予測された、という点を考え合わせた時、ソ連の行動の真意は、中國の國連加盟を妨げる事であったとも考えられるのである。⁽¹⁹⁾この事件が毛沢東のモスクワ訪問の最中に起こり、またアチソン声明と時期を同じくしている事は、決して偶然ではなからう。ここに、中國を西欧諸國から孤立させる事により中ソ同盟を強化しようとするソ連、國家の威信にかけても國際的合法性を認めてもらう事を願望する中國、中國に宥和的な態度をとる事によって中ソ離間をはかる米國という三角関係が見られる。この三角関係は、中國の朝鮮戦争介入をもって始めて崩壊するのである。中ソ同盟条約締結以降も、米國の立場は一貫しており、グロス代表は、三月九日、國連において、多数決の結果は受け入れるという従来の見解を保持する事を明らかにした。

北京政府の國連加盟に対して米國が強硬的な主張を唱えたのは、一九五〇年十二月以降であった。

米國の對中貿易政策を分析しても、米國が一貫して大勢順応主義をとっていた事が明らかになる。米國の對中貿易政策は、六月八日までNSC-48/2を基調とした柔軟な方針を貫いていた。三月以降、例えば軍事的観点から國防省は、NSC-48/2の再検討を要請したが、アチソンは、四月二十八日、「共產中國の問題が、現段階において、従来の方針に加味されるべきでない」と述べ、非戰略物資(「I B items」)の輸出を一定の制限つきで、続行するという立場を堅持している。⁽²⁰⁾

六月八日、國防省は國防省の圧力のもとに、従来の對中貿易政策

を転換させたが、依然として、大勢順応主義を貫いている。即ち、他の西側諸国が実質的に1B項目の資本材を中国に輸出する場合、米國もそれに準ずる、という例外条項を設けたのである。ソ連、東欧諸国にかんして、上記のような例外条項が見受けられないという事実をも考え合わせると、六月八日の決定が、中国封じ込め政策の一環である、と速断するのは誤りであろう。

貿易面にせよ、外交面にせよ、軍事面にせよ、米國政府が積極的に中国封じ込め政策を行ったのは、米國が中国を冷戦のわく組み、つまりソ連と同次元で捉えるようになって、から後のことである。それまでは中ソ離間を長期的目標にすえた中国政策を遂行したのである。

しかし、最後に留意せねばならない事は、こういった中国政策には、限界があったという事である。第一に、米國政府、とりわけ國務省の中國觀・中國政策が、中國革命の現実と遊離しつつあった。一月十四日、北京政府が北京の米國領事館を接收した事件を契機として、米國は中国本土から、全ての外交官を五月上旬までに召還した。爾來、國連またはインド等中國承認國の大使館のルートを除いては、中国との接触の扉は閉ざされ、兩國はイメージに基づいた外交政策を展開していった。

北京政府は米帝國主義のイメージを民衆にうえつけ、一方米國政府は逆に、米國の中國觀——親米的な中國民衆、民族主義的な中國——を中国に強調することにより、中ソ離間を期待したように思われる。五月上旬に中国本土を引き上げたマッコノーフィー上海総領

事が六月一日、「北京とモスクワの亀裂、あるいは国内勢力による北京政府の転覆の見込みは極めて大きい」²¹⁾と報告したにもかかわらず、中国の民族主義にかける期待が根強かったため、従来の中國觀に基づいた中国政策を展開したのである。

第二に、トルーマン政権の推進しようとする中国政策は議会の共和党議員からの反発を受け、策動性・弾力性を奪われた。こういった傾向は一九五〇年二月以降の全国的な赤狩り旋風、つまりマッカーシズムの抬頭によって更に強まった。マッカーシー上院議員は、二月九日の赤狩り演説以来、「國務省内の共產主義者の陰謀」というテーマを基軸に、米國政府の中國共產黨觀を否定し、タン・ツォウイわく、「中國政策破綻の死後検証」²²⁾を行ったわけであるが、マッカーシズムが当時の中国政策に与えた影響は多大である。

まず、マッカーシズムによって、共產主義を一枚岩とみる見方が定着し、米國政府の中國觀は國民の中國觀から遊離していった。國民の共產主義に対する不安はますます亢進し、反共目標は中ソ兩國に拡大した。十一月に中間選挙を控えた政府は、こういった世論に次第に拘束されていったのである。一方、中国ブロックを中心とする共和党保守派の政治的地位は一段と高まった。彼らはマッカーシーの共同謀議論を武器として、政府攻撃に拍車をかけたのである。以上のように、米國政府の中國政策は、議会、世論からの拘束を受けたが故に、自ら限界があった。また、中国チトー化政策自体、米ソ冷戦構造の枠組みの中で、中国が米國にとって軍事的脅威とならない、という前提に基づいたものであり、その存在理由が失われ

た場合、直ちに破綻する宿命を帯びていた。

しかし、米國政府が朝鮮戦争で中国と軍事的に対決するまで、一貫して中国の民族主義の高揚を助長することによって、中ソ離間をはかっていた事も、また事実である。共產主義に対する恐怖感、嫌悪感の蔓延した米國社会の中で、共產主義圏の分裂を予測し、その分裂工作を手がけた米國政府、とりわけアチソンの現実主義的な戦術とその先駆性は、大いに評価されて然るべきであろう。

あとがき

中国の民族主義への期待感に基づいて、中ソの分割統治を狙った中国政策——名付けて、「アチソン戦術」——の梗概は、以上で大體わかって頂けたと思う。この小論は卒論のいわば前半にあたる部分で、中国政策が一九五〇年六月以降、朝鮮戦争の幾つかのフェーズ (phase) に於て、いかに、かつ何故、転換していったかについては敢えて言及しなかった。何故ならば、米中対立を顕在化させ得る要因が朝鮮戦争勃発以前の中国政策に既に内在していた、という意味で、後半部分を骨ぬきにしても、決して不自然ではない、と判断したからである。

勿論、私は、「アチソン戦術」のネガティブな面を浮きぼりにしたつもりは毛頭なく、むしろ、その実体を求め、体系づけることに専念したつもりである。今回の小論で私が試みたケース・スタディが、米中接近以降今日に至る米國の中国政策を考えるにあたって何らかのプラスになれば幸いである。

〔追記〕

本稿を完成させて間もない八月十二日、米國務省は、あらたに、一三〇ページの越える外交文書 (Foreign Relations of the United States, 1949, Vol. VIII, The Far East: China, Washington, D. C., 1978) を公開した。この巻をもって、一九四九年の機密文書は一斉公開されたことになるが、従来明らかにされなかった大使間レベルでの米中両国の微妙なやりとりや、中国内部での動きを鮮明に描写している点でも、非常に貴重な資料である。公開の時期がもう少し早ければ、と悔やまれる次第であるが、卒論の梗概自体に影響を及ぼす類のものではない事を断わっておく。ただ、中国側の対米折衝の経緯にかんしては従来、幾分資料不足の感が強かったので、以下、若干補足を加えることにした。

一九四九年六月当時、中国側が経済上の必要から、対米接近を試みていた事は、スチュアート＝黄華会談を例証として本稿でもとりあげたが、今回、新たに、新事実が明らかにされた。つまり、周恩来政治局員 (当時) は、黄華、陳毅らと共に、クラブ北京総領事を通じて、米國に経済援助を求める極秘の外交工作を行っていたのである。当時、劉少奇等親ソ派との間に、外交政策、商工業政策にかんして角違があった事、従って中国のチトロー化も現実問題として浮かび上がっていた事を同資料は伝えている (See "The Consul General at Peiping (Club) to the Secretary of State", June 1, 1949, FR, 1949, VIII, pp. 357-360)。

一方、米國務省は、中国側の対米態度を批判し、互惠と相互理解

を対中援助の前提条件として強く要請している（See “The Acting Secretary of State to the Consul General at Peiping (Clubb)”, June 14, 1949, *FR*, 1949, VIII, pp. 384 – 385）。

結局、周恩来の工作は、米国政府の回套を前に、結実しなかったが、両国の首脳レベルで折衝が行われた事は特筆すべき事実である。

以上、外交文書のごく一部を紹介したに過ぎないが、中国ナトー化政策の正当性は十分裏付けされたように思われる。紙面の都合により詳述は避けるが、このほか同文書には、当時の米・中・ソ三角関係の实体を明らかにするための格好の資料が無限に含まれており興味を尽きないところである。

〈脚注〉

まえがき

- (1) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949, Vol. IX, The Far East : China*, Washington, D.C., 1975.

U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. VI, East Asia and the Pacific*, Washington, D.C., 1976.

U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. VII, Korea*, Washington, D.C., 1977.

Ⅰ 中国政策の基調

- (1) “Draft Report by the National Security Council”, January 11, 1949, *Foreign Relations of the United States* (henceforth quoted as *FR*) 1949, IX, pp. 474 – 475.
- (2) “Draft Report by the National Security Council, on United States Policy Toward China”, February 28, 1949, *FR*, 1949, IX, pp. 494 – 495.
- (3) See “Draft Report by the National Security Council, on United States Policy Regarding Trade with China”, February 28, 1949, *FR*, 1949, IX, pp. 826 – 834.
- (4) この経緯にかんしては、宇佐美滋「スチミアート大使の北京訪問計画」『国際問題』、第一九八号（一九七六年九月）、参照。
- (5) この一節は、『毛沢東選集』（毛沢東選集翻訳会訳、第九巻、三一書房、一九六一年、二二四ページ）には掲載されていない。
- (6) U.S. Department of State, *United States, Relations with China: With Special Reference to the Period 1944 – 1949*, Publication 3573, Far Eastern Series 30, Washington, D.C., 1949, p. XVI. (*The China White Paper: August 1949*, Stanford U.P., 1967). 邦訳、松治隆一他訳『中国白書——米国の対華関係——』、朝日新聞社、一九四九年、一七〇ページ。

- (7) "Report by the National Security Council on the Current Position of the United States with Respect to Formosa", February 3, 1949, *FR, 1949, IX*, p. 281.
- (8) "Draft Report by the National Security Council on Supplementary Measures With Respect to Formosa", March 1, 1949, *FR, 1949, IX*, p. 292.

II 中国政策の連続性

- (1) 『朝日新聞』、一九四九年十一月三〇日、参照。
- (2) "The Secretary of State to the Ambassador in China (Stuart)", May 13, 1949, *FR, 1949, IX*, p. 21.
- (3) See Committee on Foreign Relations of the United States Senate, *The United States and Communist China in 1949 and 1950: The Question of Reprimand and Recognition*, Washington, D.C., 1973, pp. 12 - 13. 邦訳、アメリカ上院外交委員会報告「一九四九年と五〇年におけるアメリカと共産中国——和解と承認の問題点」、『世界週報』一九七三年三月二〇日号、三七〜三八ページ、参照。
- (4) Robert R. Simmons, *The Strained Alliance : Peking, Pyongyang, Moscow and the Politics of the Korean Civil War*, Free Press, 1975, p. 94. 邦訳、林建彦・小林敬爾共訳『朝鮮戦争と中ノ関係』、コリア評論社、一九七六年、一〇三ページ。

- (5) See, on this point, Ross Y. Koen, *The China Lobby in American Politics*, Octagon Books, 1974; H. Bradford Westerfield, *Foreign Policy and Party Politics: Pearl Harbor to Korea*, Yale U.P., 1955; John W. Spanier, *The Truman-MacArthur Controversy and the Korean War*, Harvard U.P., 1959. 邦訳、中村好善訳『朝鮮戦争と戦略論争』、原書房、一九七〇年。
- (6) "Memorandum by the Department of State", November 4, 1949, *FR, 1949, IX*, p. 878.
- (7) See NSC-48/2, "Report to the President by the National Security Council on the Position of the United States with Respect to Asia", December 30, 1949, Washington, D.C.
- (8) See "Draft Report by the National Security Council on the Position of the United States with Respect to Formosa", October 6, 1949, *FR, 1949, IX*, pp. 392 - 397.
- (9) "United States Policy Toward Formosa", January 5, 1950, *The Department of State Bulletin*, Vol. XXII, No. 550, (January 16, 1950), p. 79.
- (10) See "Crisis in Asia-An Examination of U.S. Policy", *The Department of State Bulletin*, Vol. XXII, No. 551, (January 23, 1950), pp. 112 - 114.
- (11) *Ibid.*, p. 115.
- (12) *Ibid.*, p. 116.

89 “The Consul General at Shanghai (McConaughy) to the Secretary of State”, January 26, 1950, *FR, 1950, VI, p. 297.*

90 “Memorandum by John P. Davies of the Policy Planning Staff”, February 2, 1950, *FR, 1950, VI, pp. 305 — 306.*

91 “United States Policy Toward Asia”, March 15, 1950, *The Department of State Bulletin*, Vol. XXII, No. 560, (March 27, 1950), p. 469.

92 See “The Consul General at Shanghai (McConaughy) to the Secretary of State”, March 16, 1950, *FR, 1950, VI, pp. 318 — 321.*

93 “Objectives of U.S. Policies Toward Asia”, March 27, 1950, *The Department of State Bulletin*, Vol. XXII, No. 562 (April 10, 1950), p. 560.

94 See David Brook, *The U.N. and the China Dilemma*, Vantage Press, 1956, pp. 60 — 62.

95 この点にかんしては、伊豆見元「朝鮮戦争をめぐる国際関係——ひとつの歴史的解释——」、『コリア評論』第一八七号（一九七七年七月）、参照。

96 See “The Secretary of State to the Secretary of Commerce (Sawyer)”, June 8, 1950, *FR, 1950, VI, pp. 638—639.*

97 “Remarks on the Situation in China by Consul General at the Inter-Departmental Meeting on the Far East”, *FR, 1950, VI, p. 356.*

98 Tang Tsou, *America's Failure in China, 1941 — 1950*, University of Chicago Press, 1963, p. 540. 邦訳「太田一郎訳

『アメリカの失敗』、毎日新聞社、一九六七年、四二七ページ。
なお、マッカーシズムについては、やしあたり、古矢旬「マッカーシズムと政党政治」、『思想』、一九七五年三月号、参照。

※なお、本論の構成は以下の通りである。

はじめに

第一章 中国政策の基調

I 米ソ冷戦と米国の中国観

II 中国政策の再検討

III 台湾政策の特異性

第二章 中国政策の連続性

I 中華人民共和国の成立

II 国際政治の中の米中関係

第三章 中国政策の限界

I 議会の中国ブロック

II マッカーシズムの抬頭

第四章 中国政策の転換

I 米国の誤算

II 米中対立の発端

結語

(うけた・やすこ 英米語科 五十二年度卒)

第二次大戦前フランスの国際関係

——フランス外交における「宥和政策」一九三八・九〇—一九三九・八——

渡 辺 啓 貴

はじめに

第二次大戦前史研究において、いわゆる英仏の「宥和政策」は、ヒトラー||ドイツの野望を幫助したものとして従来論じられてきた。これに対して、A・J・P・テイラーは「宥和政策」はそれなりに外交政策として成功する可能性をもちえた、すなわち、合理性を有した政策として扱えたのであった。

この第二次大戦起源論争における「宥和政策」の是非をめぐる問題は、第二次大戦の諸性格と関連して広範にわたる諸視角からの接近がなされている。本稿では、それらのうちいわゆる「宥和政策」の大国主義的側面に着目しながら、フランスを中心に据えて、当時の

英仏独伊間の関係の考察を主要な目的とする。その際、フランスにとって「協力者」としてのイギリスの重要性は言うまでもない。両大戦間期、一貫して続いた英仏両国間の対仏両国間の対外認識及び政策における相異は、この期間においても依然燦々しており、そうしたズレは、独伊二国との関係の絡みにおいて微妙な外交的展開を繰りひろげたのであった。その点も本稿において重要な位置を占めていることを予め断っておく。

従来、この研究領域は、主にイギリス・ドイツにおいて発展をみており、フランスからの研究は、近年漸くその緒についたばかりである。その大きな原因の一つは、六三年から公刊され始めた仏外交

文書 (Documents diplomatiques français 1932 — 1939) がこの時期をまたかまへしめてなごうとである。本稿は、この数年、英独文書・メモワールなどを利用してすすめられた諸研究をその基礎としている。殊に、フランスからの研究の大きな成果としては、以下の文献を挙げる事ができる。

I Les relations franco-britanniques de 1935 à 1939, (ouvrage collectif) C. N. R. S. 1975.

II Les relations franco-allemands entre 1933 et 1939,

“Colloques internationaux C. N. R. S.” C. N. R. S. 1977.

III Anthony Adamthwaite, France and the Coming of the Second World War, Frank Cass, 1977.

I II は、英仏独の研究者の論文集である。所収の論文は、多くの著名な研究者の手によるもので、内容的にも、個別事件の考察、軍事的・経済的比較分析などの多岐にわたる、総合的研究の試みである。III の Adamthwaite は、イギリスの研究者であるが、三六年の人民戦線成立から三九年開戦に至るまでのフランスの外交を中心としてとり扱っており、特に I 所収の論文の成果がかなり取り上げられている。ここでは Renouvin や Néré による従来の研究からの一層の進展がみられ、大戦前のフランスの外交がかなり詳細に至るまで明らかにされている。

加えて、この時期の外交の背景となった国内状況 (人民戦線の崩壊期) を審らかにしようという試みも徐々にすすめられており、René Rémond et Janine Bourdin (sous la direction de——)

Edouard Daladier, Chef de gouvernement : avril 1938 — Septembre 1939. Publications de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1977. 所収の諸論文にその成果はみられる。

以上のような最近の研究動向を踏まえた上で、大戦勃発までのおよそ一年をフランスの外交を中心に纏めたものが本稿である。

I 「対英追隨」の頂点と四国協調の前進

——三八年九月 シュンヘン会談——

周知のように、三八年九月のシュンヘン会談は、ヒトラー・ドイツの野望の前に屈していった英仏による一連の「宥和政策」の頂点に位置づけられ、従来、多くの研究者によって手懸けられてきたテーマである。

独軍のズデーテン占領を認めた、このシュンヘン協定の結果、ドイツは民族自決の達成と東欧へのフリーハンドを確信し、そこに、この協定が従来「宥和」の最大の事件と捉えられた所以がある。一方、フランスにとっては、この協定は「対英追隨」の頂点と四国協調の前進としての意味をもった。以下においては、その二つの意味をイギリスとの比較を中心に述べていく。

このズデーテン危機に際して重要な役割を担ったのは、ドイツとイギリスであった。チェコ政府とズデーテン代表との妥協にあたった。チェコ政府とズデーテン代表との妥協にあたっては、イギリスはランシマン使節団を派遣したりしていた。イギリスは、両大戦間

期を通して、大陸におけるフランスのヘゲモニー拡大の抑止力としてのドイツの役割に期待する立場から、ドイツの決定的弱体化を望まず、そこから一連の対独「宥和政策」を是としたのである。

それ故、イギリスにとって東欧問題を重要関心事としたこのミュンヘン協定は、対イギリス貿易相手国として重要性の低い農業諸国に東欧を、工業国ドイツによる経済的搾取の正統的植民地として認める、「経済的宥和」（それは同時に、英独経済協力を意味）容認の前提のための「政治的宥和」の頂点であった。その点は、九月三日の英独宣言、翌年一月の英独石炭協定に象徴される一連の英独間の経済秘密交渉に反映されている。

一方、フランスにとって、ミュンヘンにおける「宥和」は極めて矛盾に満ちたものであった。それは両大戦間期のフランスの対東欧政策を考へることによって顕著である。

フランスの対東欧政策は、二つの視角、すなわち軍事戦略的、経済的配慮の所産であった。

軍事戦略的配慮は、ドイツの「復活」への脅威に関して、ドイツの両国境をめぐめるものである。西部国境を越えて独軍が侵入してくるといふ「直接的侵略」の脅威と、西欧侵略に備え、東欧への経済的拡大（特に、ルーマニアの石油は重要な意味をもった）に「間接的侵略」の脅威であった（ここでこの二つに加えて、ボルシェヴィズムに対する「防疫線」の意味も勿論欠かせない）。

そのような対独脅威を反映し、フランスは東欧諸国と地域主義的保障体制を固めたのであった（二一年対ポーランド条約、対「小協

商」諸国との条約）。

経済的には、両大戦間期東欧は、高利貸的帝国主義から高度工業化へと移向していくフランス資本主義にとって、ロシア革命によって失った資本（産業資本）の貴重な投資先であった。それはシュネーデルグループの侵出に代表される（「シュネーデル産業帝国」）。

以上の二つの点から、フランスにとって、東欧をめぐめる明白な対独「宥和」は容易に肯ずることのできないものであった筈である。

この問題は、フランスの「宥和」の本質に関わる問題であるがゆえに、注目すべき点であるが、現段階では、未研究の領域である。

軍事戦略的視角からは、従来フランスの「宥和」は、その軍備不足に帰結させられてきたのであるが、最近の研究でそれが決定的なものではないことが明らかにされている。また、経済的視角の点からは、一定の対独対応処置（たとえば、ドイツの東欧接近が明らかにになった三三年、フランスはダニューブ河流域諸国広域貿易連合提案を行ったりしている）を企図したものの、対東欧とその後の関係については現在までの研究ではまだそれを明確にするに至っていない。

このミュンヘン会談の形式的特徴としてしばしば指摘され、反ソロッキ的性（会談にソ連代表が招かれなかったこと）をもつ英仏独伊による四国協調構想は、大戦前史ヨーロッパの国際関係において重要な意味をもったと考えられる。四国協調構想は、三三年三月のイタリア案をその端緒とするが、イギリスは、戦争危機感の昂まるこの時期、この構想に強い関心を示したといえる。それは、三

七年一月英ハリファックス枢密院議長のヒトラーへの提議や、三年三月ソ連の國際會議提案の拒否を唱えた英首相チヰムパリンの下院での演説に、ヨーロッパの平和と四國協調構想はうかがわれる。それは対ドイツとの關係で主導的地位にあったイギリスの構想であり、ミュンヘン會談直後の英独宣言の内容は、それを象徴するものであった。

他方、このイギリス主導の四國協調構想は、単にイギリスのものだけでなく、フランス自身の外交構想でもあった。先の三三年三月のイタリアの提案に対してフランスは積極的姿勢を示し、代表をイタリアに派遣している。さらに三八年世界會議の構想に際しても、仏外相ボネは、その會議が二つの樞軸（ロンドンとパリ、ベルリンとローマ）の協力に限定されるべきことを望んでいる。この時期、フランス外交は主に外相ボネによって担われており、彼の「対英追隨」四國協調体制の構想はミュンヘン會談に如実に反映されていると考えられる。

以上のことから、このミュンヘン會談におけるフランス外交は、結果において対英協調の最優先（イギリスと行動を共にすること）、従って「対英追隨」の頂点の外観を呈したことは否めず、それは同時に、フランス外交の大国主義的側面（東歐諸國輕視）を露見させた。四國協調前進の意圖を顯著にうかがわせるものであったことが指摘できる。この三八年秋の時点で、ドイツの侵略的動向に対してフランス外交の主たる決定要因は、その唯一の有力な「協力者」たるイギリスの外交方針であった。

II 仏伊対立の顕在化と仏独宣言

前章で論じたように、ミュンヘン會談は、フランスにとって英独伊との協調の大きな前進としての意味をもった。

それは仏伊關係にも反映され、一時的に仏伊間の「雪どけ」期が訪れた。ミュンヘン會談直後の一月三日、仏首相ダラディエはイタリアとの外交關係の即時回復を表明、翌四日にはイタリアのエチオピア支配を承認し、一月六日には、長らくフランスの反対にあって発効しなかつた英伊協定の発効をみた。加えて三一年末、在独大使、親独伊派の大物F・ボンセを伊大使に就任させたことも、対伊關係に寄せる仏首腦の期待の強さをうかがわせる。

三〇年代後半の仏伊關係は大筋において、きわめて不安定であつたといえる。三五年一〇月のイタリア軍のエチオピア侵攻に際しての英仏の經濟的制裁措置にイタリアは反発し、一二月一八日、ストレーザ協定の破棄を通告した。それ以来、概して仏伊關係は不安定であり、フランスはイタリアを英仏陣営に引き入れようと一貫した姿勢を示したイギリスとは対照的であつた。たとえば、それは三八年四月調印の英伊協定は、フランスの反対によって発効されなかつたことにみられる。

上述のようなミュンヘン會談直後の仏伊間の緊張緩和は一時的なものであり、一月頃から仏伊關係は悪化し始める。従来、この点に関しては、一月三〇日、議會におけるムツソリーニの植民地領

土要求（チュニジア・コルシカ・サボイ・ジブチ）が象徴的であるが、この仏伊対立の原因は、二つの視角から説明される。

第一に、この仏伊対立は、スペイン内乱における両国の対立の延長上に位置するという点である。フランスにとって、スペインにおける民族主義政権成立とイタリアの存在は戦略的・政治的・経済的脅威であった。すなわち、フランス本土と北アフリカ植民地間の交通路にあたる地中海パレアル諸島（スペイン領）のファシスト陣営による支配、周囲を全体主義國家に包囲されること、そしてスペインの鉱山資源をファシスト陣営に掌握されることなどである。一月九日の仏伊会談では、スペイン問題で対立したまま解決をみることなく、次第に関係の悪化を兆していった。この一〇月、イタリアは民族政権支持のためのイタリア人義勇兵一〇、〇〇〇人をスペインから撤退させたのであるが、依然として四〇、〇〇〇人の軍隊と空軍は残留したままであるという事実は、イタリアがスペインの権益に対する関心を捨てていないことを示している。

一方、フランコ政権とフランス政府間での直接的交渉も、安全保障のためフランス政府に委託されたスペイン銀行の金所有権と軍事輸送路としてのピレネー国境閉鎖に関する対立によって成果をみない。三八年五月、フランス政府はピレネー国境軍事輸送路の閉鎖を決定するが、金所有権をめぐる対立は残存していた。

第二に、フランス植民地領土をめぐる対立である。元来、イタリアはヴェルサイユ条約に対して不満であり、兩大戦間期を通して条約の修正を主張し続けた。特にフランスとは北アフリカ植民地領土

をめぐる対立は激しく、三八年四月、英伊協定調印後、フランスが譲歩の姿勢を示したにもかかわらず、スペインの内乱を配慮する立場からイタリアはそれに応じようとはしなかった。

従って、ミュンヘン会談後の仏伊間の緊張緩和も、フランス政府の植民地に関する姿勢がイタリアにとって充分なものではない以上、本質的なものとはいえず、既述のように、一月三〇日のムッソリニの植民地領土要求の議会演説は必然的なものであった。さらに、一二月には、イタリアは三五年のローマ協定破棄を通告し、仏伊対立は顕在化していくのであった。

以上のような仏伊間の対立は、大戦前一貫したものであったといふことができ、フランスにとってみれば、イタリア側の硬化姿勢が顕著であった、といえる。

この三八年末に顕在化した仏伊の対立は、翌年三月二日、スペイン民族主義政権大使としてペタンをフランスが派遣し、三月二八日、スペイン内乱の終結によって、フランスが、スペインにおける現状を脅威を伴いながらも承認した後、植民地問題での対立によって解決することはなかった。

三九年に入って、二月のフランスのポードウィン派遣、三月、五月のボンセーリアン会談などの断続的交渉の試みにもかかわらず、他の植民地でフランスが譲歩しても、最終的には、在チュニジアイタリア系住民に対する特権的憲法承認の要求をフランスが認めなかったがゆえに、両国の植民地問題解決のための交渉はたち消えとなり、仏伊関係の正常化は実現しなかった。

こうした一連の仏伊間の不和の一方で、イギリスは、ドイツへのイタリヤの影響力に期待する立場から、「宥和」的姿勢を示す。先の英伊協定はそのあらわれであった。従ってイギリスは、フランスの対伊強硬的（相対的な意味でイギリスからみた場合）姿勢を改めるよう示唆する。それは、三月二日、二八日の英首相チェムバレンのフランス政府のチュニジア援軍停止を望む声明や、四月一九日、それに対するフランス政府の拒否を非難した声明に端的に示されている。

この仏伊対立は、大戦前のフランス外交の大きな特徴であり、これは開戦に至るまでのフランス外交に大きく反映する。

——十二月六日仏独宣言——

ミュンヘン会談の四大国の協調は、フランスにとって東の間の幻想として脆くも崩れ去った。

史上、この三八年二月六日の仏独宣言は、ミュンヘン会談の延長に位置づけられ、ドイツの東欧へのフリーハンドを許した「宥和」の一環として扱えられる。結果として、この宣言が「宥和」であったことは、何人も否み難いことであるが、そこに伺われるフランスの意図は、決して従来のように単純に論ぜられるべきものではなく、当時の国際関係の深刻さ、英仏独伊四国の微妙な関係を投影したものであった。

一二月六日の宣言、その内容自体はそれ程重要な意味をもってい

ず、簡単な三つの条項（善隣友好関係、現存国境の承認、関係の持続と相互利益に関する協議義務）からなるにすぎない。それは、両国の緩い協調体制の確認に留まるものである。以下においては、この宣言にみられるフランス政府の意図を独仏それぞれの意図の比較の中で考察する。

ドイツ側のこの宣言におく意味の第一は、この宣言をミュンヘン協定の延長上として、フランスによるドイツの東欧へのフリーハンドの認容としたことである。それは、翌年七月、大戦直前の時期、独外相リッペンントロップがボネ宛の書簡でそうした立場から言及した例にも示される。

第二には、ドイツがフランスの外交的孤立化を策したことが推測される。すなわち、この時期、特に英仏間の関係は、決して密接なものとはいえず（宣言に至るまでの過程で、フランス政府はイギリスからの影響を排除しようとした局面が指摘される）、独仏接近という事実からして、ドイツにすれば、英仏の分裂の可能性が期待でき、従って、この宣言にドイツが真の意味で友好を置かない限り、フランスの外交的孤立化が導き出されるだろうという期待があった。

一方、フランス側にすれば、仏独提携はヨーロッパ平和安定の貢として重要な意味をもつばかりか、この宣言が実質的効力を発揮しない場合においても、協調の姿勢を示すことは再軍備のための時間かせぎになるといふ認識があったことは確かである。

ここで問題とすべきは、ドイツが東欧への利権拡大を明らかに強く意識しているこの時期、フランスがその外交の中で東欧をいかに

位置づけていたかということである。

既述のような東欧とフランス産業資本の結びつきにもかかわらず、経済的側面からのフランスと東欧との繋りは、この時期不明瞭であった。

この時期の動きとしては、ドイツの経済的侵略の脅威をうけ、三八年一月二日、エルベ・アルファン（Hervé Alphan）を団長とする経済調査団のルーマニア・ブルガリア・ユーゴスラビア派遣が挙げられる。これは、対東欧投資・貿易の可能性調査を目的としており、一月十九日には、フランスの利益のためのフランスシートを提示、さらに翌年一月には閣僚連絡会議で穀物輸入を含む諸政策が決定された。

さらに、ルーマニア・ポーランド・チェコスロヴァキアからの接近（新設工場電氣化の資金援助などを含む経済援助要請）とそれに応じるフランス首相ダラディエの好意的姿勢が挙げられる。しかしながら、決定された諸政策、経済援助要請、いずれにも、フランス政府は具体的な形で応じることはなく、結果として、東欧に関してはフランスは曖昧な態度であったといえる。

一方、これとは対照的に、フランスはドイツと経済協力には積極的姿勢を示した。三八年一月、パリ商業会議所代表ドイツ訪問、一二月、パリ会談における交渉、その後の一連の非公式な独経済顧問と仏外務省商務関係局の交渉、そして、翌年三月にはこの経済交渉は最頂点に達した。三月に入ってから、フランスは経済協力の強い意向を示し、三月一日、ドイツ工業製品とフランス農産物との交換

を提案したのであるが、結局この仏独経済協力構想は、三月十五日独軍プラハ進攻により現実のものとはならなかった。

以上の記述から、ミュンヘン会談以降翌年の春にかけて、フランスは東欧におけるドイツの拡大に対して断固たる反対の覚悟はなく、ドイツにこの一二月の宣言に対する自由な解釈をやむなしとするような曖昧な態度に終始したことが指摘できる。一方では、ドイツに対し、殊に経済協力を媒介とした接近による緊張緩和の姿勢を示したのであった。ミュンヘン以後の東欧に対するフランスの消極性とは他方での対独接近姿勢が、ここには象徴される。

そうした中で、この宣言におけるフランスの対独接近の積極性の真意は如何なるものであつたらうか。それは、既述の英仏独伊関係の中に説明されうる。

特に、仏伊関係悪化の顕在化が、フランスに対独接近を強く促したと考えられる。すなわちフランスは、ドイツからのイタリアに対する穏和な影響力に期待した。それは、一二月の独仏会談において、仏外相ボネによるイタリアについての多くの言及や、地中海での将来の展開についての不安の表明という事実、さらに、スペイン内乱の終結が予想され、スペイン・地中海におけるイタリアのプレゼンス拡大に対する脅威の昂まりによって示される。

従って、三八年末の時期、フランスの主たる関心は地中海（イタリア関係）であり、東欧に関してはドイツに譲歩しすぎないこと（経済上の限定的拡大）を基調として、ドイツを仲介としたイタリアとの緊張緩和と間接的調停への期待が存在した。ミュンヘン会談

の四国協調の試みは、フランスにとって三、四、五、六の協調が先決であつた。

III 「対英追隨」脱却志向の頂点と後退

(三九、三、一三九、八)

第二次大戦前史上、大筋においては、英仏の対独伊「有和」は否み難いのであるが、ミュンヘン会談以降のこの時期をとってみても、既述のように（特にフランスの場合、イタリア問題に関して）、英仏の「有和」は一概に同次元において論ぜられるべきものでなく、両者の間にはそれぞれの思惑が微妙に錯綜しており、決して英仏の政策は一致したものではなかった。しかし、フランスにすれば、枢軸両国の脅威に単独で対抗することは、勢力均衡の立場から不可能であるが故に、イギリスと行動を共にする、すなわち、「対英追隨」の観を呈するのをやむなしとせざるをえなかったと考えられる。前章で触れたように、ミュンヘン会談後フランスは対独伊関係において、イギリスとは独自の姿勢をとろうとした点が認められるが、三九年春になって、フランスの「対英追隨」からの脱却志向の頂点ともいふべき時期が訪れる。それは、イギリスの徴兵制導入、対ルーマニア保障付与、英仏幕僚会談遅延といった事実で反映されている。これらの問題をめぐっては、英仏の見解が明らかに異つていたのである。

第一に、フランスにすれば、従来対独戦に備えた英仏軍協力は重

要関心事であつた。特に、ミュンヘン会談の結果としてのチェコスロヴァキア三四個師団の喪失は、フランスにイギリス軍の大陸介入（イギリスの徴兵制導入）を一層逼迫したものと感じさせた。一月、一月、国防参謀総長ガムラン將軍の英仏軍事協力の訴え、二月、外相ボネの外務委員会での軍事援助の訴えなどが指摘できる。これに対し、イギリスは明確な態度を避けていた。

第二に、対ルーマニア保障付与に関してであるが、フランスはドイツの「間接的侵略」にとつて石油供給地としてのルーマニアの地位を重視し、その保障付与を早くから問題にしていた。これに対しても、イギリスはギリシャ・トルコの戦略的地位（英地中海艦隊の有効性）にプライオリティを置き、対ルーマニア保障には消極的であつた。この徴兵制導入・対ルーマニア保障付与は、四月、イタリアのアルバニア侵略後やつと現実化する。

第三に、これら二つの影響による英仏幕僚会談開始の遅延である。この問題は、大戦原因の一つとして指摘される英仏軍事協力欠如に深く関わるものであるが、三九年当初、ヒトラーの西欧攻撃の情報を受けて、主にイギリスによって積極的に会談の即時開催の必要性が主張された。これに反し、フランスは、イギリスとは対独認識を異にし（ヒトラーの西欧攻撃は急がない）、先の徴兵制導入問題、ルーマニアの危険性をより重視した立場をとつて、結局この会談は遅延を繰り返した揚句、チェコ消滅後の三月二九日まで開催されなかつたのである。

ここで強調されるべきは、こうした経緯の根底には、明らかに第

II章で述べた仏伊、仏独関係が反映されていることである。とりわけ、重要な点は、この時期の仏伊間の衝突の深刻化がフランスの注意を地中海に没頭させるに至っており、それが対独侵略にそなえた英仏幕僚会談に対してフランス側の対応を消極的ならしめたことに強く貢献したと考えられる点である（一方で仏独宣言にみられる仏独間の一時的デタント）。

従って、四月七日、イタリアのアルバニア占領はフランスの対伊脅威を絶頂点に至らさしめ、フランスはイギリスに徴兵制導入と対ルーマニア保障を強く要請、先にイギリスは四月二〇日徴兵制導入を承認、同一三日対ルーマニア保障付与を決定したのであった。ここに、イギリスのそれなりの思惑（フランスへの譲歩はフランス対伊強硬姿勢緩和と仏伊間交渉再開の布告となる）が予想されるとはいえ、フランスの「対英追隨」脱却志向は、イギリスの徴兵制導入と対ルーマニア保障付与において功奏するとともに、この期のフランス外交の対英自主姿勢顕在化の最たるものがあったといえよう。この四月九日のイタリアのアルバニア侵略がフランスに及ぼしたインパクトが強烈なものであったことは、同日の国防常設委員会の対伊重要措置決定、四月一日の仏首相ダラディエの演説（「フランスの転換点」）に反映されている。

以上のように、フランスにとって対伊関係は最も重視すべきものであり、そのアルバニア侵略は強い逼迫感を醸成させ、英仏関係における「対英追隨」脱却志向の頂点の観をなさしめた。それ故、従来三月のドイツ軍チェコスロヴァキア侵攻後の対東欧保障供与政策

が「有和」の転換とされるが、フランスにとっては、むしろ四月のイタリアのアルバニア侵攻への対応の方に変化は求められるといえる。

一般に、三九年三月、チェコスロヴァキア消滅後の英仏の一連の保障政策は、「有和政策」の転換とされる（英首相チェムバレンのバーミンガム演説）。しかし、三九年夏、英独間秘密交渉の事実があり、真の意味での転換を指摘するのは困難である（最近の研究はその点を問題にしている）。従って、「有和政策」の決定的な転換を指摘することは困難にしても、三九年三月下旬以降開戦に至るまでの時期は、「有和政策」が少くとも表面上変貌（「保障供与」）していきながらも、英仏の指導者の内奥には依然その論理（「有和の合理性」）が命脈を保っているという表裏相矛盾する様相を呈した時期といえよう。

三九年春から夏にかけておこなわれた英仏の対ポーランド・ソ連交渉は、そうした英仏指導者の思惑を反映し、結果として交渉は成果をもたらしなかつた。そればかりか、フランスはそうした交渉のような「対英追隨」へと後退していったのであった。

対ポーランド交渉は難澁をきわめた。それは三〇年代のフランスーポーランド関係の冷却化（三四年独ポ協定、三五年東方ロカルノ計画参加拒否、三八年九月ズデーテン危機時、チェシエン地方軍事占領）を素地にして、ポーランドの根強い「反仏」姿勢、フランスの対ポーランド保障供与の消極性、イギリスが対ポーランド保障における主要な担い手となったこととフランスの「対英追隨」への後

退、を特徴としている。

第一に、ポーランドの「反仏」姿勢は、三十九年二月の英ポ会談でのポーランド提示の英ポ相互協調提案がフランスに知らされることの拒否にうかがわれる。

第二に、フランスの消極性は、三月一八、一九日の仏ポ会談における仏ポそれぞれが相手にルーマニアとダンチヒへの保障要求をし、明確な回答を両者が回避したこと、五月の会談でのフランス軍の保障措置に関する否定的な言及、ポ軍強化に不可欠の経済援助要求に対する回避的姿勢、そして、協定調印に際してフランス側が、軍事協定がなされたにもかかわらず、それは政治協定調印をもって発効するという立場に固執して、政治協定調印を拒否し続けたこと（最終的には、開戦後九月三日調印）、などに指摘できる。

第三に、以上のような交渉過程における特徴に関連して、一連の交渉ではポーランドは相対的にフランスよりイギリスを交渉相手として重要視し、イギリスの態度にフランスは暗黙の了解を与え、結果として「対英追隨」の形観を呈したことである。

こうした一連の英仏の行動の背後には対ポーランド認識における英仏の一致（ポーランドへの保障は必要としながらも効果的行動はとりえないこと）を前提としている。五月一八日駐英フランス大使はイギリスの対ポーランド交渉姿勢の消極性を伝えており、フランスの消極性はイギリスの意向の反映と扱えられる。

これに続く史上名高い三十九年八月のモスクワの決裂に至るまでの対ソ連交渉も、成果なく、またフランスは交渉において重要な地位

を占めなかった。

この交渉は、三十九年においては、三月一八日のブカレスト国際会議の呼びかけに始まり、二二日の四国宣言とポーランドの拒否による挫折、四月一四日、それに応じる形での英仏の提案、一八日ソ連の実質的三国同盟の提案、八月のモスクワ会談と断続的に行われた。この交渉の初期（四・五月頃）、フランスはイギリスに比べ、交渉への積極性を示した。それは、イタリアのアルバニア占領以降、独伊接近の可能性（五月二二日独伊鋼鉄条約）からして、軍事フランスは圧倒的に英仏にとって不利となり、それを補完するための東南欧諸国の軍事力への期待は、ソ連の援助によってのみ現実性のあるものだという認識に由来するものだった。

これに対し、イギリスの対ソ不信は一貫したものがあり、五月末に、間接的侵略の定義と軍事協定締結をめぐって交渉が難破していく過程で、独ソ接近の可能性の情報についてすら正確な状況判断を欠く程に対ソ不信を、フランスもまた募らせていったのである。八月のモスクワ会談では、交渉は主に英ソ間で行われ、フランスはイギリスの政策に伍したかの観を呈し、ここに、フランス外交の限界を露呈させたのであった。

この二つの交渉においてみられるのは、ミュンヘン会談の四大国によるヨーロッパの秩序維持をめざす大国主義を基調とした認識である。四大国の一つで隣接国であるイタリアとは激しく衝突し、その点からは対英自主の姿勢を強めたフランス外交も、結局は、東欧・ソ連との関係においては、イギリスへの依存（「対英追隨」）に

立ち戻っていった観があることである。

結びにかえて——課題と展望——

以上のように、第二次大戦前史におけるフランス外交は、イタリアの動きを基軸に把えることができ、従来論じられてきたような、単純な「宥和」と「対英追隨」ではなかった。

以下においては、まだ研究不十分な領域である当時のフランス外交とその国内的関連について若干言及し、今後の課題を提起したい。

本文中に示されたフランス外交を、国内的に考察するなら、それを主に指導した人物は外相ボネ、首相ダラディエ、外務省事務局官房長レジエであった。この三八年三月に成立した急進党ダラディエ内閣は、人民戦線の最終的崩壊、開戦期の内閣であった。

内閣においては、その対外交勢をめぐってボネとダラディエによって代表される見解が存在した。

前者は、軍備不足、平和主義を理由に、対独伊譲歩を不可避とし（「宥和主義」）、イギリスとの関係においてはその「宥和政策」に倣う（「対英追隨」）のを特徴とした。一方、後者は、対独戦の可能性を重視せず、また対伊強硬を主張、防衛については一定の対応処置を講じ、そこから東欧・イギリスとの連携に重きをおく（「勢力均衡」）。従って、イギリスとの関係では、独伊への圧力としてのイギリスの大陸介入を主張、前者に比べて相対的に対英姿勢に自主性を強めていく（「対英要請」）立場である。

三八年春、この第三次ダラディエ内閣成立時には、国内経済の危機（「縮少再生産慢性化」）が主要眼目であり、その点から、経済界と関係の強いボネの地位は閣内において至上のものであったと推測され、ミュンヘン会談がフランスにとって「宥和」と「対英追隨」の頂点となったのは、そうしたボネの影響力を背景としている。三八年末から、翌年春にかけて、ボネの外交政策は不評（スパイ容疑まで発展）を買い、ボネは権威を失っていく。一方で、経済再建成功、国内的威信確立（法的権力集中化、植民地訪問成功）を果たしたダラディエは、レジエとともに、自らの外交を展開し、それは、対伊、対英政策に顕著に示されている。

以上の国内的視角からの考察によって、既述の外交推移は、その背景のアウトラインを引くことは一定可能であるが、それはまだ十全な理解に至るまでのものとはいえず、爾後の研究にその多くを負っている。最後に、そのための一つの視角を提示して本稿を閉じることにする。

この時期のフランスの対外交勢をより理解するには、第一に、国内における諸勢力とその外交方針を整理してみる必要があるであろう。特に、経済界の認識（対東欧・植民地）は重要である。そこから、当時のフランス外交を規定した主要因を見出し、それと本稿において論じた外交推移や政府関係者の思惑との繋りを統合することによって、大戦前史のフランスの主に対外的側面における様相が体系的に把握されることになると思う。

（わたなべ・ひろたか フランス語科五十二年度卒）

アルジェリア戦争におけるJ—P・サルトルとA・カミュ

高橋 妙子

一九六〇年一〇月二十七日、カルチュ・ラタンにある公会堂は、アルジェリア戦争の即時休止を訴える群衆であふれていた。これは、フランス全学連の提唱に対して、キリスト教労働者同盟、労働者の力、および統一社会党などの組織が応じたものであった。アルジェリア戦争が始まって、すでに六年が過ぎようとしていたこの日、政府の禁止をけて左翼が初めて大がかりな結集を試みたわけである。

フランス全学連は、この集會に先立ち、数々のチャンネルを利用して、反戦運動を展開していた。それは、若者の正義感から説明されるべきものであったかもしれないし、同時に、アルジェリアで死んで行く兵士が彼らと同世代の若者であり、「明日は我が身」と言

った切実な問題であったこともまた確かであつたらう。

こうした反戦運動の盛り上がり背景には、また、「ジャンソン機関」と呼ばれた秘密結社の存在があつた。この機関は、その名の通り、フランス・ジャンソンのイニシアティブにより、資金供与等を通じて、アルジェリア民族解放戦線に積極的に協力した。

そして、その最も大きな貢献は、「一二一人宣言」として知られているように、フランス知識人を一つの頭在する反政府（反植民地政策）勢力に統一したことであらう。

すでに、ド・ゴール政権の下で、戦争終結の方向に動きつつあつたフランス社会ではあつたが、その中で、アルジェリアの独立を明確に打ち出した知識人達の存在は、世論にとって、少なからぬ衝激

を与えたはずであった。この事實は、日ごとに「宣言」に署名する知識人が増えていったことから充分にうかがい知ることができよう。

次に、J・P・サルトルとA・カミュのケースを考察することによって、アルジェリア戦争をめぐる知識人の一断面をさぐってみたい。なぜなら、アルジェリア戦争が激しくなるにつれて、一方は積極的に *s'engager* して行き、他方は目のように沈黙してしまつたという事實は、ともに、フランス社会における知識人の現実の姿であつたのである。

J・P・サルトル

行動する知識人・実存主義の作家として、日本においても多くの読者を擁していたサルトルは、当時 *les Temps Modernes* の編集長をつとめ、それに彼自身も植民地問題に関する意見を多く書いてゐる。それは後に、*Situations V* : *Colonialisme et Neo-colonialisme* として他のいくつかの論文とともにまとめられてゐる。

その中にみられる彼のアルジェリア問題への立場は、「完全独占」を支持するものであつた。そして、それを貫徹するために、「フランス人がアルジェリア人民側に立つて戦わなければならない」というものであつた。彼のこの見解は、

新植民地主義者は、植民者に良いのと悪いのと考える。

植民地の状況が悪くなったのは、悪い植民者の罪だという。……が、良い植民者があり、その他に性悪な植民者がいるというようなことは真実ではない。植民者がいる、それだけのことだ。そのことを吞み込んでしまえば、なぜアルジェリア人がこの経済的、社会的政治組織に対して、まず政治的に攻撃してくるのか、なぜそれが正しいのが理解されよう。

という理論の展開から生まれてくるものであり、これは、カミュの立場と真向から対立するものである。

サルトルの主張の一つに、ド・ゴールを首班とする政府に対する攻撃をあげることができる。彼は、ド・ゴールが首相に指名されるかもしれないという空気が流れると、ただちにペンを執り、次のように訴えた。

フランスには一つの強力な国家が必要であることは確かだ。一二年間の投げやりと妥協とによって没落した政府の權威を回復せねばならないが、その没落を完全なものにする最良の手段、それは自己の規則をあらゆる人々に押しつけるような一人の「強力な人間」に国家をゆだねることにあるだろう。我々は、この衰えた国家、この声価の落ちた共和国を、人々とともに、回復しなければならぬ。我々は死んだ偉大さを夢みるあらゆる夢に抗して、市民たちの現実の諸権利と諸自由とを同時に回復してはじめて、

國家に制度的な力を返すのである。

ここにみえる彼の考え方の基礎は、ド・ゴールをあくまで反動君主と見なしている点にある。彼は「ゴースト体制には、その最後に行きわたるまで、そのすべてのあらわれにおいて、出生時の専断と暴力とのにおいがつきまとう」として、ド・ゴールをファシズムの権化であるとする強硬な立場を改めようとはしない。

一九五八年九月二八日の憲法改正の国民投票に臨んでサルトルは、

当面の一時的矛盾のために、ある国の統一が不可能となったとき、その国の統一への悲痛な欲求をただ一人の人間に投射するものだけだということはどうしてわからないのだろうか。

とまさに悲痛な面持ちで訴える。そして、国民投票の結果を苦々しくかみしめることになるのであった。

この時点におけるフランス世論は、パラシュート部隊による攻撃の脅威よりも、ド・ゴールによる「力の統治」を選択したわけであり、これ自体は、ある意味で合理性を持つ決断であったと言えるであろう。即ち、多数の政党が林立する議会で、コンセンサスを得るためには、△○○○△の票を投ずるしかないという状況が存在していた。そういう状況の下で、イデオロギーにも思想にも縁のない国民が、△○○○△を投じることによってフランス全体がこうむる危険は、それがどんなに「近視眼的」であろうとも、容易に想像でき

たはずのものであった。

国民投票で、予想以上の得票率をもって憲法改正案が通過したことは、サルトルにとって、大きな衝撃であった。しかしながら、彼のアルジェリア問題への関与は、その後も一貫して変わらないド・ゴール体制批判とともに、ジャンソン機関を弁護することにより、その理論的發展の終局を迎えることになる。彼は、ジャンソン裁判が行なわれる軍事法廷へ書簡を送り、彼らの活動の正当性を訴える。

私は被告たちと私の「全き連帯性」を確信するだけでは不十分であり、なぜにそうであるかを言う必要がある。……………

組織については、ジャンソンを通してかなりよく知っていた。アルジェリア問題は我々二人を結合させた。私は一日一日と彼の努力を見守ってきたが、それは同時に、合法的手段によってこの問題を解決しようとするフランス左翼の努力であった。そして、この努力の失敗、この左翼勢力の明らかな無力を前にした時、彼は非合法活動——自己の独立のために闘っているアルジェリア民衆に具体的な支持をもたらすための非合法活動に入ることを決意したのである。……………

彼のアルジェリアの闘士たちとの連帯行動は、彼の主義主張のみならず、フランス自体における政治的分析に由来する。アルジェリアの独立は既にひとつの事実になろうとしているのであり、確実でないのは、フランスにおけるデモクラシーの未来である。政治的諸自由の縮小、政治生活の消滅、拷問の一般化、文官権力

に対する軍人権力の常時的反乱は、誇張なくファシズム的と形容しうる発展を明示している。……

アルジェリアの諸自由とフランスの諸自由の共同の敵に対して、今日現実に闘っている唯一の力にその努力を結びつけなければならぬ。その唯一の努力とは、FLNであり、そうする時はじめて、アルジェリアのみならず、フランスも解放されるのである。

以上のように、サルトルは、植民地主義によりそれ自体が頽廢に向かいつつあるフランスに、きびしい警告を与えつつ、ジャンソンを弁護している。このように、彼の無想を植民地主義批判という観点で結晶させることによって、フランスの知識人としての自己に課された役割を十分に演じきったわけである。

しかしながら、彼の植民地主義批判が根ざす基本的認識を振り返ってみる時、ここにいくつかの疑問を引き出さずにはいられない。

まず、Situations Vの中の「植民地主義は一つの体制である」の論文における植民者の定義についてである。彼は、「植民者がいる。ただそれだけのことだ」と言い切った後に、脚注において、「この体制の犠牲者であり、同時に罪なき受益者であるヨーロッパ系の小役人や労働者を、私は植民者とは呼ばない」と言い添えている。

彼がどれだけの考えをもってこの注を付けたかについては想像の域を脱し得ない。彼が問題にしているのは常に、フランス植民地主義であり、その悪を体現しているのが政府でありGross colonであるとしたいのであろう。たしかに、一部の下層コロンは、その生

活もアルジェリア原住民より貧しかったという状況にあって、彼らを一概に植民者のカテゴリーの中に入れることはできないのかもしれない。

しかしながら、そのような下層コロンが、貧しいが故にアルジェリア原住民に対して持つ屈曲した形での優越感がなかったとは言い切れない。さらに「小役人」にしても、植民地体制が彼らに保障していた優位性をまた否定できない。このような事情が、僅少ではあったかもしれないが、結果的にアルジェリア問題の解決を遅らせた要因になったのではないかと思える。

つぎに、彼の人種観について一言触れておこう。ここで注目したのは、「百分の一秒では、我々はみなおなじ人間なのである。みな人間の条件の中核に据えられた人間なのだ」という彼のことである。

サルトルは、それまでに多くの時間を外国旅行のために費している。中国、キューバ、ブラジル、イタリヤ等々。上記の結論も、確かにそのような度重なる旅行での経験にもとづいて得られたものなのであろう。

この「一つの中国からもう一つの中国へ」の序文に見せる彼の人種観は、彼の目でとらえた中国人をそのまま許容しつつ、かつその生活文化からくる違いを認め、それでも彼らは我々と同じ人間であるというものである。

ここで思うことは、後に論じるところの、カミュの『異邦人』をはじめとする作品の中にみられる、あの自己と異質な文化との対峙

を、サルトルが彼個人の中で経験しているのかどうかということである。言いかえれば、サルトル自身が異民族の中に一個の人間として入り込み、究極のところでは経験するであろう理性と感情の葛藤を経てきたかどうかと言う問題である。彼が「我々はみな同じ人間なのだ」と言う時、彼はきままって自己をいつわっているわけではあるまいが……。

A・カミュ

カミュのアルジェリア問題に対する態度について語る時、初めに彼の生い立ちについて記す必要がある。即ち、アルジェリアに住む典型的な下層コロンとして育ったカミュにとって、アルジェリアの自然の中での自我の解放のみが救いであった。カミュの作品のほとんどが、アルジェリアを舞台にしたものであることは、この事実を背景としている。

そして、このように小さい時から抑圧されたアルジェリア原住民をまのあたりに見てきたフランス人として、彼はアルジェリア問題に対する確固たる態度を要求されるのである。さらに補足するならば、彼の母親に対する愛情が、特筆されるべきものであったということが、彼のそのような立場をより苦しいものにした。

カミュは、一九四二年、パリがドイツ軍の占領下にあった年に、『異邦人』を出版し、フランス文壇に大反響をまき起こした。このころより、レジスタンスに加わっていくが、彼の政治的活動の端緒

はそれ以前に見出される。

当時の彼の政治的関心は、まさにフランスの植民地地下にあったアルジェリアの状況であった。カミュは、一九三七年に、ブルムルヴィオレット計画に対するマニフェストにサインしていた。この時点での彼の立場は、アラブ原住民のフランスにおける法的権利の拡大であった。さらに、一九三九年にかけて、彼が『アルジェ・レピュヴリカン』に寄稿したルポルターージュ・「カビリアの悲惨」(“Actualités III, Essais d'Albert Camus 収録”)は、フランスの植民地政策によって政治的飢餓におとし入れられていたカビリア地方の悲惨を克明に報告し、アルジェリア政府と激しく対立した。それは、『アルジェ・レピュヴリカン』を廃刊に追い込み、さらには彼自身もアルジェから追放になる程のものであった。

一九四〇年、『パリ・ソワール』社に就職して、パリの生活の孤独の中で書いた作品が『異邦人』であった。何ごとにも無感動な若者が、アラブ人を射殺して死刑を宣告されるという作品である。

しかし、彼はなぜこの作品の中で、アラブ人を殺さなくてはならなかったのか。しかもあまりに無造作に、そしてあまりに不条理にこの点について、カミュがアラブ人に対して、人種的偏見をもっていたと結論づけることはあまりに性急であろう。ただ、彼はそのすべての作品の中で、アラブ人に名前を与えることをせず *二・bis* という三人称によってのみ終始している。さらには彼らの風貌を描写するにしても、彼らから常に一定の距離を置いてたんたんとした調子があったことも否定できない。

それは彼が人種差別意識をもってあのように描いたのではなく、彼にとつて「事実を客観的に見て書いたにすぎない」（白井浩司

『アルベール・カミュ―光と影―』）。だが確かに、たとえ彼らと同じようにアルジェの貧民窟で育ったとは言え、そこには決して入っていけない異質の文化が歴然と存在していたはずであるし、彼のアラブ人を見る目は「ヨーロッパ人というレンズ」（白井浩司、前掲書）におおわれていたことは否めない事実なのである。ただ、カミュとても、サルトルのごとく、アラブ人を人間として見ていたことには変わりあるまいが……。

カミュは、戦後もさらに多くの政治的問題に取り組んで行こうとする。それらの中にあつて、その後のカミュの思想的基盤を根底から揺さぶり、結果的に、アルジェリア問題に対する彼のかたくななまでの姿勢を決定する一つの要因になり得たと思われるものに、対独協力者の肅清問題があろう。

人間として決して疑うことのできないと思われた「正義」を「肯定」するためにレジスタンスを行い、そしてその「正義」をして地上を支配させようとする「革命」に参加して、「不正義」の者の肅清を正当化した彼は、盲目のうちにその限度を越え「正義」そのものを失ったことを知った。

たとえ間接的にはあろうと、人を殺してしまつたという意識、そして「正義」は人を殺さざるを得ず、人を殺せば「正義」が失われるという悲劇的認識（西永良「カミュと対独協力派肅清問題」）

が、その後のサルトルの論争とともに、彼の後年の作品を決定し、さらには、アルジェリア問題に対する彼の「生ぬるい」とされる態度を決定することになつたのである。

一九四五年五月八日、セテイフでの暴動をきっかけとして、フランス政府が民族運動に弾圧を加え始めると、カミュは即座にアルジェリアに向かった。そこで書かれたルポルターージュが「アルジェリアの危機」（Actualités 収録）である。その中でカミュは、アルジェリアの地位について次のごとく論じている。

いずれにしても、人々がほんとうに同化を望み、このように立派な人民がフランスの人民であらうと欲するなら、彼らをフランス人からひき離す作業をしてはならない。もしも、私が彼らをよく理解しているのなら、彼らが要求しているのはこのことである。そして、私の感情を言えば、そのときはじめて相互の認識が生まれる。私はここで始まるであらうと言うのは、まさにそう言うべきであり、実際にまだ開始されていなかった。そして、我々国の政策の誤りもそれで説明することができる。

これに対して白井浩司氏は、

カミュの善意を疑うことはできないが、カピリア地方の悲惨は植民地という機構が生んだものに他ならなかつたであらう。この

カミュの認識の甘さ、あるいは彼の善意の限界は、のちにアルジュリア戦争の場合に露呈される。

と指摘している。

しかし、その幼年時代からアルジュリア人の置かれていた状況に精通していたカミュにとって、植民地体制のもつ誤謬を見てとれなかったはずはあるまい。ただ、『異邦人』の中でムルソーに殺人の理由を、「それは太陽のためだった」と言わせる彼の認識の底に、そのような不条理性をもたらす「アルジュリアの太陽」さらにはその太陽と一生かかわって行かねばならないアルジュリア人の生活のイメージが、独立後のアルジュリアの姿に大きく影を落としていたのではないだろうか。

さらに、そのような原体験として持つイメージは、後年、自分の知的成長がすべてフランス文化の遺産に負っているという自覚がまずにつれて強くなったのではないかと考える。

アルジュリア戦争が激しくなるにつれて、カミュの態度が曖昧模糊としてくることについては先に触れたところであるが、それでも一九五六年一月にはアルジュリアにおいて「市民の休戦」を呼びかけている。しかし、この呼びかけに対して返ってくるのは「フランスのアルジュリア」を唱える過激派からの嘲笑と脅迫だけであり、彼の試みは完全に失敗であった。が、テロと拷問がいたるところで展開されていた当時の状況で、アラブ民族とヨーロッパ系コロンの間に広くまんえんしていた憎悪を、だれよりもよく理解していたはずの

カミュが、なぜ「市民の休戦」を呼びかけずにはいらなかったかという問題は、彼の母親に対する「愛情の深さ」を抜きには説明できまい。

即ち、テロと拷問の横行するアルジュリアに、彼の母親が一人住み、彼のとる立場いかんによって、危険が母親にまで及ばないという保証はなかった。

カミュは、ストックホルムでのノーベル賞受賞講演の会場で、カピリア人の暴言に対し、

自分はアラブ人のために戦ったためにアルジュリアから追放された最初のジャーナリストであったことを注意したあと、勘忍袋の緒を切らせ「私は正義には賛成だ。しかし、正義と母とのいずれかと選ばなければならないなら、私は母を選ぶ」と答えた。

(白井浩司『アルベール・カミュ―光と影―』)

ボーヴォワールはこれをうけて、「彼の中のピエ・ノワールがヒューマニストを圧倒していた」(『La force des choses』)と辛辣な批評を加えているが、それが彼の限界であり、それを乗り越えさせることは、誰にもできなかったのではあるまいか。

カミュがノーベル賞をうけたばかりであって、その発言に一段と重味があったにしても、彼は、もはやアルジュリア人のために闘うことがどんなに空しいことかを知ってしまったのであったのである。

アルジュリア人でもあり、フランス人でもある著名な知識人とし

て、カミュこそこの問題を口にするユニークな資格のある人——という期待を、カミュはきっぱりとはねつけているが、カミュにあっては、彼自身のアイデンティティーをアルジェリアとフランスに同時に見出すことは絶対に不可能であった。

彼はその文学活動を通じて、自ら求めたであろうフランス人としてのアイデンティティーに、最終的にたどりつけなかったであろうと思われる一方、一度その方向に身を投じることによって、アルジェリアは彼にとつて異邦でしなくなってしまうたのである。言いかえれば、彼はもはやアルジェリアに帰ることはできなくなったのであり、それによって起こるフランスとアルジェリアの間の彷徨が、彼をして言葉を失わしめたのではないだろうか。

彼の社会的、政治的活動の前半で見せたアルジェリア問題への彼の *S'engager* のあり方にしても、又、「正義よりも母を愛する」といった彼の見解にしても、それがその時々彼の全き姿であつてボーヴォワールのいう

これが彼のペテンであるゆえんは、一方でいっさいの紛争を超越したようなふりを装い、それによつてこの戦争およびその手段とブルジョワ的ヒューマニズムとの調停をしたがっている連中にひとつの保証を与えたからである。

という批評とは、その時すでに問題の次元を異にしていたのではないかとさえ思える。

カミュは一九六〇年に、「二一人宣言」も「ジャンソン裁判」も知らずに自動車事故でその生涯を閉じた。そして、ここで「もしカミュが生きていたならアルジェリア問題に再び取り組んだであろう」とする J・ロワの仮定はカミュを語る上で何ら助けとなるものではない。

一九五八年四月に、「わたしの証言のすべてであつて、もはやわたしは何もつけくわえるべきことはない」(『Actuelles III』)とする言葉で彼の公的発言に終止符を打った時から、その死に至るまでのカミュは、多くの酷評の中でしだいに孤立して行き、『追放と王国』の中の短編「客」に登場する老教師の孤独は、まさにカミュの孤独であつたろう。

以上、サルトルとカミュにおけるアルジェリア問題について述べてきたわけであるが、ここで断つておくべきことは、サルトルとカミュの二つのケースを比較することは非常に困難な条件を擁しているということである。すなわち、彼らはお互いに比較されるべき同一の座標軸を結局持ちあわせはなかつたのである。

いづれにしても、共に「不条理もの」をテーマとしてその文筆活動を始めたのにもかかわらず、最後には、このような形で両極端に位置した両者であつた。一方では反戦運動の急先鋒となり、他方では貝のようにおしだまる。しかしながら、いづれにしても両者はそれぞれに時代を代表する知識人であつたのである。

(たかはし・たえこ フランス語科五一年度卒)

チャンドラ・ボースとインド独立

伴 武 澄

チャンドラ・ボースの復権

一九七七年一月二十三日、ニューデリー発共同電が伝えるところによると、スバス・チャンドラ・ボースが復権したという。ボースの肖像画がインド国会議事堂中央議場に高く掲げられ、ガンジー、ネルー父子、パテルら建国の父の肖像と相並んだ。また、デサイ首相は、戦後インド国民軍将兵が反逆罪の名で戦犯にかけられたレッド・フォートで、この「インド独立の志士」の業績をたたえる演説を行ない、その模様は全インドにテレビ中継されたともいう。

ボース復権はデサイ政権下に始まったものではない。死後三十数年を経た現在でも「ボース生存説」がまことしやかに伝えられ、出身地のベンガル州では神格化され、復権の要求は綿綿と続いていた。ガンジー政権成立後、ネルー政権下で冷遇されていた国民軍将兵に年金が支給されるようになり、それまで有志の研究機関だったカルカッタのネタージ研究所（ネタージ指導者の意でボースの愛称）は公

的機関に昇格した。デリーにボースの銅像が建てられたことも目新しい。また国民軍の聖地マニプール州モイランでは、ガンジー元首相立ち合いでインド国民軍記念館の竣工式が行なわれた。

インド国会は「ボース生存説」に対して、過去三度にわたり、東南アジア、日本に調査団を派遣し、その死を確認しようとしたが、民衆の根強い「ボース復活」説に抗しきれず報告書に「確認」の文字をタイプできなかった。ボースの遺骨は現在、東京都杉並区の蓮光寺にある。ネルー、ガンジー元首相はもちろん、インド政界首脳の訪日の日程には必ず「ボースの遺骨詣で」が組み込まれている。ボースの遺骨がまだ帰還できないインドの複雑な政情はあるが、戦後、インド政界、民衆の上に落としていた「ボースの影」は大きなものであったことがわかる。

インドにとってボース復権の意味

ポースは戦前、ガンジーと袂を分かち、日本へ亡命、インド国民軍を率いて武力によるインド解放を試みた。ポース復権はこの急進路線の評価に関わっているともいわれる。しかし、ガンジーとの対立は、武力と、非暴力の問題だけではなかった。国家統合の展望も違っていた。ガンジーが、古きよき時代を含めた宗教的道德的国家観を持っていたの比べ、ポースは独立後のインドに民主主義は不適当で、最低十年間の独裁政治が必要だと考えた。共産主義とファシズムとを融合させた政治体制——彼はサーミヤワダと呼んだ——を基礎に、議会主義的デモクラシーをも排除し、国家による工業の計画的再編成を目指し、サーミヤワダ体制の成功こそインドの使命だと考えた。この独裁権力はイギリス撤退後の力の空白を埋めるためにも必要だった。

しかし、解放されたインドは民主主義を選び、パキスタンと分離しただけでなく、種々の社会改革、経済の自立さえ十分に果し得なかった。ガンジー元首相時代のポース再評価の背景には、同首相がとった非常事態宣言、憲法改正など、強権政治を行なわざるを得なかったこうしたインドの事情があったともいわれる。「ポース在りせば」、いわばポース復活待望論とも考えられる。

また、故ネルー首相はポースのインド武力解放論には真向から対立したが、インド国民軍を評して「インド国民軍はインド国民の様々な宗教集団の統一の象徴となった。なぜなら、この軍隊のなかにはヒンズー教徒もイスラム教徒もシーク教徒も、それからキリスト教徒もすべて参加していたからである。彼らは自分たちのなか

で宗派対立の問題を解決していた」と述べている。インド国民軍はインドの宿命といわれる宗教的対立を融和へと導く実験であった点でも注目されている。

急進的政治家としてのポース、思想家としてのポース、そして国民軍への評価が相絡んでの復権と考えられる。

ガンジーとポース

ガンジー——マハトマ（聖なる人）の登場と労働者、青年層の台頭による急進路線の出現によって両大戦間のインド国民会議派史は新たな段階に達した。ポースはガンジーを評して「ガンジーは会議派を討論の場から生きた闘争機関へと変貌させた」と述べている。

立憲的反英闘争（第一次大戦への協力と引換えに約束されていた自治が戦後、ローラット法施行で反古となった）が徒勞に帰し、単発的テロ（有名な中村屋のポースはテロ失敗で日本へ亡命した）も失敗したとき、彼は、無抵抗主義、非協力主義、という武器をひき上げて登場、広範な一般大衆を反英闘争に巻き込んだ。彼の提唱したサチアグラハ運動（非協力運動）はたびたびインド帝国の行政機構をマヒさせ、イギリスに大きな打撃を与えた。しかし、この運動の究極は三億インド人の最後の一人にまで忍耐を要求するもので、イギリスの弾圧に遇うと容易に暴動に発展する危険があった。ガンジーは暴動を背信行為とし、運動展開中、暴徒の出現で運動はたびたび中止された。運動が最高潮に達したときでも、ガンジーが運動

の中止指令を出すので急進派はいつもチャンスのをがすガンジーに不満を持つようになった。

ガンジーの登場は民衆の参加という確かに画期的出来事だったが、民衆の参加でかえってガンジーの神格化、独裁化が進行した。また同時に、彼によって、魂の独立なる問題も民族独立と同次元まで昇華された。彼はインド古来の服装カーディーを着用、菜食主義を旨とし、村々を回って殺車を回すことを奨励した。彼の黙想や坐禅の習慣と相俟って、不殺生を説く姿は仏陀やマハービラといった古代の聖者を彷彿させたという。

一方、労働者、青年層といった急進派の期待を担ったのがボースだった。ケンブリッジを卒業、インド高等文官試験に合格したが、「同時に二人の主人に仕えることはできない」と一九二一年帰国、独立運動に身を投じた。当時の会議派の巨頭ダスに師従、二十四歳にして会議派運用委員に選ばれ、カルカッタ行政長官に就任した。二十年代後半にはネルーらとともに会議派急進派のリーダーとなり、世界恐慌のあおりで高揚した労働運動を背景に反英運動を展開した。特にベンガル州での個人的勢力は圧倒的で、しだいにネルー、ガンジーと並び称せられるようになった。

(ネルーは二九年の会議派年次大会で議長に推され、急速にガンジーに接近した)ボースは一九三八年同議長に推された。性格的にも闘争心の強いボースは三九年の選挙にも立候補、議長に選出されたが、ガンジーの猛烈な反対で辞職せざるを得なかった。

その後、ボースは前衛ブロックを結成、独自の運動を展開「独英

の衝突を利用してイギリスとの全面抗争」を主張したため、「イギリスの弱みにつけ込んで独立したくない」と考えるガンジーは追い打ちをかけるようにボースの党籍までなく奪した。

会議派のリーダーにとって十数回の投獄は常識でむしろ榮譽でさえあった。ボースも例にもれなかったが、彼に対する弾圧は最も苛酷で、一九二四年から二七年、ビルマのマンダレーへ流刑、三三年から三六年、欧州へ追放の憂目に遇っている。このことだけでもいかにイギリスがボースを危険視していたかわかる。ボースとガンジーとの決裂を最も喜んだのはイギリスだったに違いない。ボースは四〇年再逮捕されたが、拘留中に逃走、陸路ベルリンへ亡命、再起をはかったがヒットラーと折が合わず、四三年日本へ再亡命した。日本軍の援助を得てシンガポールに自由インド仮政府を樹立、インド国民軍を率いてインパールに転戦した。終戦直後、台湾上空で不慮の死をとげた。

インド国民軍の成立

開戦間もなく、日本軍が電撃的勝利を重ねていたころ、マレー半島のジャングルの中かで、投降した英印軍内インド人将兵を再編成、再武装させ、新たな正規軍——インド国民軍(INA)をつくるという史上稀にみる快挙が成し遂げられつつあった。密林を南下する日本軍に混ざって、F字の腕章をつけた俊敏、果敢な日本人とインド人のグループがみられたはずである。南方軍直属の特務工作隊で

藤原若市少佐を長とする藤原機関（藤原、フレンドシップ、フリーダム）の頭文字FをとってF機関と呼ばれた」とバンコックに本拠を持つシーク族のインド独立を目指す秘密結社、インド独立連盟（IIL）の工作員たちである。

開戦前夜、バンコックは各国の情報活動の拠点として峻烈な秘密戦が繰りひろげられていた。大本営は来たるべき戦争に備え、藤原少佐ほか数人の工作員を送り、インド、マレイ人に対する戦争協力の事前工作に当たらせた。少佐はインド独立連盟（IIL）に接近、書記長プリタム・シンと密会を重ね、協力を要請した。日本側の意図はマレイ進攻作戦を容易にするため、マレイ半島在住のインド人の協力を取りつけ、また、英印軍内インド人將兵を投降させ、敵の戦闘能力を弱体化させることであつた。一方、プリタム・シンが示した条件は「投降したインド人將兵をインド独立義勇軍に再編成すること、日本はインドに野望を持たないこと、将来のインド解放の戦いに協力すること、ベルリンのチャンドラ・ボーズを呼ぶこと」などだつた。

謀略には常にかげ引きがあり、騙し合い、いかに相手を有効に利用するかなどドロドロした暗く陰惨なイメージがある。しかし、少佐の場合、少々違つていた。「謀略とは誠の一字。日本軍は戦えば戦うほど住民と現地兵の俘虜を味方に加えて、ますます太っていくもの」でなければならぬと考へた。この若き少佐の脳裏をかすめたものは「ひょっとしたら、この戦いは大東亜共栄圏の理想を実現する絶好の機会になるかもしれない」という大それたものだつた。

そもそも大東亜共栄圏は、世界恐慌後の西洋列強のブロック経済圏に対抗、アジアから西洋諸国を追い出し、日本を頂点とした経済圏を形成することを目的としていた。美しい言葉に着飾られたイメージと裏腹に日本の強いアジア支配欲があつた。

理想を求める若き將校が、インド人工作という日本にとって全く未知の分野をまかせられたのは歴史の偶然かもしれない。藤原少佐は上部機関に日本軍とIILとの協力関係について諮り、後日、前記協力事項に関する覚書が双方の間にとり交された。開戦と同時にF機関とIILのメンバーは敵陣深く潜行、インド人將兵に投降して、インド解放のため戦うよう呼びかけた。藤原少佐の情熱と真意はしだいにインド人側に伝わり、マレイ半島各地でIIL支部が結成された。翌一九四二年二月のシンガポール陥落までに約五万人のインド人將兵が接収された。彼らはF機関とIILの管理下におかれ、国民軍参加希望者は俘虜としての身分を解かれ、再訓練、再武装された。

ジャングルでの出会い

マレイ進攻作戦はジャングルを南下するという鶴越えにも似た作戦の勝利ともいえるが、特にインド兵の投降が後方の士気に与えた影響は大きかつたといわれる。イギリスはF機関に対抗する諜報機関を作り、F機関メンバーの首に膨大な懸賞金をかけた。まさに生死をかけた三カ月、ジャングルの中でF機関とインド人の間に言語、

人種を越えた信頼関係、友情がいくつも育まれていった。そのなかでもインド国民軍生みの親モハン・シン大尉と藤原少佐の出会いが劇的だった。

大尉の部隊は二百人の一個大隊で、大隊長がイギリス人のほか全員インド人の部隊だった。F機関が転戦してはじめて、マレイ半島北方アロルスター近郊で接収した英印軍俘虜となった。プリタム・シンとの約束どおり、彼らはインド独立連盟の管理下におかれ、監視もなく自由に起居し、独立運動の教育を受けることになった。このうわさをきいたインド人敗残兵は続々とアロルスターのF機関本部に集まった。

日本軍は英印軍を追って進撃したため、アロルスターの警備は一時真空状態になった。そのすきを狙った暴徒がつねづね反感を持っていた華僑を襲うなど治安が乱れた。町には日本軍といっても数人のF機関員がいるのみで、たのみの機関員も藤原少佐の信条で武器を携えていなかった。窮地に陥った少佐はひとつの妙案を思いついた。たった今投降してきたインド兵を使うことだった。少佐はプリタム・シンを通じてモハン・シンに市民の生命と財産を保護する任務を命じた。この措置に一瞬驚いたものの、モハン・シンは数時間でアロルスターの秩序を回復、少佐の信頼に応えた。この大胆な措置の成功で日本軍将兵のF機関に対する信頼とインド人に対する親しみが生まれたのだった。

また、インド人側も日本軍に好意を示すようになった。しかし、モハン・シンらインド兵にとって日本軍はやはり敵で、プリタム・

シンによるインド独立義勇軍結成の説得は一応理解できても、F機関の示す誠意を即信することはできなかった。F機関は南方軍の一機関にすぎず、南方軍、さらに大本営の対インド施策は全く把握行など、日本との協力をしかねる要素が多くあった。

インド独立連盟が開いたインド人大会はどこでも成功、経済界の大物も後楯となり、名実ともに独立を目指す組織へと成長した。藤原少佐はモハン・シンこそは国民軍のリーダーとなるべき人物と、彼への説得を続け、現地第二五軍の保証を取りつけるため山下司令官とも会談させた。三週間後、彼はついに祖国解放のため起つことを決意した。しかし、彼の真意は「日本のインド独立支援が偽りでも、日本の戦果拡大に際し、インド人兵士の生命を守り、住民の財産を保護できる」と消極的だった。

ポース登場

インド国民軍はチャンドラ・ポースに引き継がれ、インド独立連盟は発展解散して、一九四三年八月自由インド仮政府がシンガポールに樹立された。それまでインド人の利権を守るため、IILに同調している人びとも、ポースの登場で積極的援助を申し出るようになった。仮政府は東南アジア在住二百萬インド人の独立運動の前衛的組織となった。ポースは「これまでの長い闘争のなかで得られなかった唯一のもの、国民軍を得た」と喜んだ。国民軍は再訓練の後、

日本軍の武器で再武装（当時日本は国民軍に十分な武装をする余裕はなかったが）、ラングーンへ進出、「チエロ・デリー（デリーへ）」ジャイ・ヒンド（インド万歳）」の掛け声も勇しく死のインパール戦線に参加する。

この間、ラウレルのフィリピン、バー・モウのビルマが独立、一九四三年十一月、タイ、満州帝国、中国の汪兆銘政権を加えての大東亜会議が東京で開かれた。戦争の政略面を重視、つまり、戦争遂行を容易にするため計画されたが、ポースは仮政府代表としてオプザーバーで出席した。東条首相の発案で「米英の桎梏より解放された新秩序建設」を謳った「大東亜共同盟」が採択され、インドの解放闘争に対しても援助することになった。ポースは一見して相手を魅了させる大人の風格があった。ムツソリーニ、東条英機しかり。東条首相の場合、はじめベルリンから亡命したポースにどうしても会いたがらなかったが、一度会ってからは、「どうかかしてこの男の願望を適えてやりたい」と思うようになった。

インパール作戦

過去の戦史を顧みてインパール作戦ほど無謀な作戦はなかったといわれる。ビルマ方面軍第十五軍司令官牟田口中将の個人的功名心の成せる業との説もある。もちろん日本軍将兵もこの一戦に国家の存亡をかけたに違いない。しかし、東条首相のポースに対する思わく、ポースの熱意に心動かされた現地軍の動向はあまり顧みられな

い。勝算のほとんどないこの戦いに最も期待かけたのはポースとその指揮するインド国民軍将兵だった。

峻険なアラカン山脈と連合軍の包囲を突破しても制空権を握られ補給のない日本軍には飢えとマラリヤが待っているだけだった。しかし、国民軍にとつてアラカン山脈の向こうは母国インドの土地だった。国境線を突破しさえすればインドは応呼して立ち上がり、イギリスがインドに居座る猶予はもはやなくなる、ポースの思わくはそこにあつた。日本側からみれば無謀な作戦が実はポース側にはインド解放へのかけがえのない一戦だった。

先年、日本をおとすれたマニプールの人びとは「日本兵はインド独立の人柱となった。われわれは日本軍、国民軍の印緬国境突破を記念してインド国民軍記念館（前述）を建て、ポースの偉業を日本軍の協力を後世に残すため、遺品の数々を展示している」と語っている。

インパールへの進攻は日印合同作戦を建て前とし、国民軍の指揮は完全にポース下にあつた。ただポースの思わくはずれた。英印軍はマレー進攻作戦を教訓に、インド人将兵を前線に立てることはなかった。イギリスに忠実なグルカ兵を多用したため、敵陣に潜行した宣伝班も効果を上げられなかった。また、日本軍も、国境を突破、インパールにせまったものの、それもイギリスの陽動作戦で後方遮断を狙ったものにはかならなかったからである。

レッド・フォート裁判

戦争直後、国民軍将兵はデリーのレッド・フォートに收容された。イギリスは彼らを「見せしめ」のため反逆罪などで戦争裁判にかけ、インド支配を強固にしようとした。しかし、インドは「国民軍こそは愛国者だ」と反対に立ち上がった。イギリスの思わくははずれ、全国的ストライキが敢行され、暴動に発展する気配となった。ポースを追放した会議派も国民軍擁護にまわり、ネルーをはじめとする

そうそうたる弁護団を裁判に送り込んだ。裁判の進行でインドは騒然となり、翌年、遂に大英帝国の番犬とまでいわれた英印軍兵士が飼い主に牙を向けた。事態を重視したイギリスは裁判を中止、将兵全員の罪を不問に帰した。イギリスは数百年にわたる植民地支配史上初めての敗北を帰し、これ以上のインド領有はいたずらに経済的・軍事的消耗を強いるだろうと判断、インドは放棄されることになった。

「国民軍は戦場から同胞を蜂起させることはできなかったが、法廷からその使命を果たした」のだった。

終わりに

「大東亜共栄圏」時代の東南アジアの民族独立運動最高指導者の一人である元ビルマ国家元首バー・モウ氏が昨年五月死去した。

氏はポース、ホセ・P・ラウレル（フィリピン）、ピブン（タイ）の死後「大東亜共栄圏」唯一の生き証人だった。バー・モウ氏は著書『ビルマの夜明け』のなかで「ビルマの歴史には一九四三年八月

十五日のビルマ独立とそれまでのビルマ独立義勇軍の物語は語られず、戦争末期の反日感情と憎悪に満ちた反日の声のみつづられている」と語っている。

日本人にとって「大東亜戦争」は、過去の暗かった時代」の一言で片づけられるのと同様、東南アジア諸国でも当時のことはほとんど語られていない。日本軍政の期間、すなわち西欧の植民地支配が終わり、日本の軍事支配を経て独立を達成するまでの期間は、いわばエア・ポケットのようなもので各国とも公式の記録をほとんど持たない。短い期間だが、それぞれの国の独立史にとって、無視できない歴史の展開があったはずである。

日本が「大東亜共栄圏」と呼んだものは如何なるものだったか。日本はどのような政策でアジア諸民族に接したか、日本の民族施策はアジア諸民族の解放と独立に、あるいは国家形成にどのような影響を与えたか。八〇年代を前にアジアとの新しい関係を結ぶことを余儀なくされている現在、いま一度振り返り考え直す必要のあるテーマではないだろうか。

私の卒論はチャンドラ・ボースとインド独立を主題としつつ、インド独立の契機をつくり、インドの将来のための数々の実験を試みたインド国民軍の成立、育成に関与した日本人をも取り上げた。われわれが膨張主義と呼ぶ「大東亜共栄圏」建設のため戦ったひとびとのなかに、現在のわれわれに何か誇ってよいものを残してくれたような気がする。

メキシコ・ナシヨナリズムの育成と国民統合問題

——壁面運動の成功と敗北から——

白井瑞枝

はじめに

今日の發展途上国の大多数がかつて植民地であつた経験をもつ。征服者たちはそれらの土地を占領した時、一つの自覚された文化的単位のみを包含するような政治的境界を確立しようなどと配慮しなかつたし、また、できもしなかつた。その境界は、今日の先進諸国の人々によって作られた人為的なものであり、往々にして、そこには多くの異質の人種・民族集団が含まれていることとなつた。近代的國家建設のために經濟振興が急務とされるこれら發展途上国であるが、その前提条件として、政治的安定という問題を見逃すことはできない。

過去において、内紛にまで至る大きな政治的混乱のために經濟的發展が低位におしとどめられた例は多い。政治的な安定が確保され

て初めて本格的な經濟發展が可能となると言つても過言ではなからう。ヨーロッパの国々が何世紀もかけて成し遂げた、こうした国造りを、今日の發展途上国は、めまぐるしく變化する現代世界において、その何十分の一という短い時間で、かつ、植民地時代の残した弊害と戦いながら成し遂げなければならぬ状況にあるわけである。こうしたナシヨナル・アイデンティティ確立の苦悩の一面を捉えることが、私の卒論の目的であつたのだが、この大事業達成の推進力を、**「国民の莫大なエネルギー」**に見出すという視点から考えてみた。

部族単位の地域社会に生きる人々や、いくつもの異なる人種・民族集団を包含する国々で、**「国民のエネルギー」**とは一体何を意味するのであろうか。理想論を言えば、それは、おのおのが国民であるという十分な自覚をもち、よりクリエイティブでエネルギーッシュ

な前進を志向することであり、そうした動きの中ですべての人々が国民生活に統合されていくことと言えようか。国家の政治指導者がその動きの真のリーダーになれるかどうかは、政治的安定にとつて重要な意味をもつものである。

では、その「国民のエネルギー」を捻出するというのはどういふことであろうか。かりに、カリスマ的指導者の強力なリーダーシップによって、一過性の、あるいは表面的な安定を保ち、統一が成功しているように見えていても、部族・人種問題や諸社会層の格差といった不安定要因を抱える国の政策のプライオリティは、まず、小さな部族単位の生活をしてきた人々に対して、国家の存在を示し、その必要性を説得し、国家発展に向けて国民の合意を調達することと言えよう。その結果、経済的には殆ど必要ない幹線道路で異種族を結合し、人的交流・相互依存関係の拡大を図り、もつて国としての統一を確保しようという目的のために建設を行ったり、異なる民族の居住する二地域を同時並行的に開発する必要がある生じたり、場合によっては、モニユメント建造型の政策をとる必要が生じたりするのである。

こうした点から、私は「ナショナリズム」に関心をもち始めたのであるが、国民統合の推進力となるナショナリズム感情は、それ自体、場に応じて多種多様にとらえられている一方、応々にして、様々な感情のあつれきを生み出すものであるため、一面的な分析は多くの誤解を生む危険をはらんでいる。本論においてこの辺の定義が明確に為されないままに、いわば、一つの模索ケースとして本論を

進めてしまったことで、私の卒論が結果的に弱いものとなつてしまったように思う。自分の至らなさが残念ではあるが、政治・経済レベル外からの「南北問題」を考えるための一つのアプローチの試みとしては、面白い課題であつたと思う。

さて、私がメキシコの壁画運動に注目したのは、それが政府レベルと民衆レベルが一体となつて、民衆を国民として教育し、安定基盤をもつ国造り・国民統合を成し遂げるといふねらいをもつものであり、「政治的・経済的ナショナリズム」の中で、とかく呑み込まれがちで、あるいは置き去れがちな大衆というものを、国民生活の中に持ちこもうという意欲がそこにはあつたと感じたからである。レオポルド・セア、サムエル・ラモスらが繰り返して述べているように、表向きの政治的解放は成されても、精神の解放、文化の解放が成されない限り、完全な独立は得られないし、物質的解放も獲得できないものであつた。こうして、独自の国民文化を模索した壁画運動は、「メキシコ革命」という新しい息吹と一体となつて、国民の大部分を包括するような、新しい土地、アメリカにおける「文化ナショナリズム」を見事に花開かせたと言えよう。

しかしながら、世界で初めてと言われた社会革命を果たして六十年余、また、その革命精神を結実させようという希望に満ちた壁画運動最盛期から五十年ほどたった今日、メキシコを訪れた私が肌で感じとつたものは、国の至る所で見うけられる壁画運動の足跡が象徴するような全国的な建設意欲に燃えたナショナリズムというのとは少し違つていた。それは、反米感情の色彩の濃い——非合理的

な感情のしこりとも感じられる——対外的ナショナリズムであった。

現在、メキシコは、公党PRIが実質的に独裁的権力を持っている。こうした形で保たれているその統合は、いわば上からの統合であって、壁画運動の頃の国民の主体的統合の努力とは異質なものであるのではないだろうか。確かに、「革命」ということばは生きのび、改革事業も行われてはいた。しかし、「革命」は、社会的矛盾を是正しようとした歴史的な社会革命ではなく、「神話的イデオロギー」として生きのびたのであった。ことばをかえて言えば、「一つのイデオロギーなきイデオロギー」となっているように思われる。PRIは、制度的革命党と訳されるが、その権威の正統性が、「革命そのもの」を名づけることにあるとするならば、それをいかにして獲得したのか。また、PRIが唱えるところの、「ナショナリズム」とは、いかなる基盤をもつものなのか。国民統合、国家発展に必要なとされるものは、その国民資質と風土に符合した精神的高揚と同時に、巧みなテクニックでもあるということなのかもしれない。

以上に述べたような概念から、卒論第一部では、壁画運動が生まれるに至った時代状況と、文化ナショナリズムに支えられた壁画運動の奨励者ホセ・パスコンセロスの教育事業、及び実際の壁画家たちの活躍にスポットをあて、第二部では、壁画運動の挫折を取り扱って、徐々に革命というものが色褪せ、体制が変質していく中で、メキシコのナショナリズムの担い手がPRIに指導され、壁画運動の頃のそれとは違った役割を担わされていく過程に焦点をあててみた。以下に紹介するのは、主として第一部の概略である。

一、壁画運動の土壌と時代

ラテン・アメリカでは、芸術とは、その社会の中でどのような意味をもつものであったのだろうか。一言で言うくと、近代におけるラテン・アメリカの芸術の特徴は、その社会的関心の深さにあるという。つまり、ヨーロッパでは、芸術の発展・展開はごく自然発生的に移りゆく伝統そのものであると言えるのに対し、ラテン・アメリカの「近代主義」「新世界主義」「土着民主主義」などは、社会的態度を示しているのであって、芸術そのものの継続した発展ではなくして、芸術の外にある諸要因の要請によって生まれたものと言えるだろう。

芸術問題に限らず、ラテン・アメリカでは、内部的な消化・吸収・成熟が達成される前に、常に外部的な事象の影響が先立つたため、社会全体の不均衡が倍加される傾向にあった。そうした恒常的なあつれきが、その影響をまともには受けざるを得ない芸術家や知識人の社会意識をいやが上にも増して、彼らをして、自分たちの国の意識の代弁者として活躍させることになったのであった。また、征服の時代に形成された社会構造は、二種類の文化——ヨーロッパに傾倒した貴族的都市文化と原住民世界に関わるつましい地方文化——の併存をラテン・アメリカにもたらしたが、ヨーロッパ志向の知識人たちのもつ洗練された教養は、彼らを取り巻く粗野な環境とは極めて均衡を欠くものであり、これがまた、彼らを板ばさみな苦しい状

況に置いたことから、彼らのテーマは次第に社会批評の方向へ向かうこととなったのであった。二十世紀の壁画運動も、こうした土壤中で花開いたものとして捉えることが重要なことである。

時代的には、壁画運動の起こった一九二〇年代はどのような時代であっただろうか。第一次世界大戦でヨーロッパ列強が互いに撲滅しあう姿は、それまでヨーロッパの文化あるいは社会制度に優越性を認めてきたラテン・アメリカの人々にとって大きな衝撃であったが、この衝撃は、ラテン・アメリカの人々に新たな道を模索させることになった。すなわち、第一次世界大戦のもつ意義が、相手を倒すということではなくて、それによって新しい世界を生み出すことなのだと感じ始めたのである。政治的・社会的・経済的に弱体であったラテン・アメリカに対して、アメリカ合衆国は、すでに一九世紀末から侵略的な態度をとっていたが、こうした脅威から、ラテン・アメリカ諸国は「一つの共同体としてのラテン・アメリカ」という観念を重視し、ラテン・アメリカ的なものを求める傾向が生まれていた。それが、第一次世界大戦によってヨーロッパに幻滅したことから、ラテン・アメリカという土地自身を、ユートピア建設の土地として新しく見直すということになったと言えよう。

このユートピア思想は、自分の身近にいる土着の人々の中に、つまり、自分自身の国の中に、ヨーロッパにはない新しい価値を見出すことであった。ヨーロッパ自身、二十世紀初頭には、それまで基礎を置いていた理性的・知的・科学的なものより、人間性の中にあるもっと非理性的なもの、無意識な行動というものを認識し始め、

他の地の文化に芸術的刺激を見出そうと苦慮していたのである。その意味で、一九二〇年代は、世界的に、創造芸術における革命の時期であった。古い慣習が捨てられて、先験的でないことを標榜する多くの前衛運動（未来派、ダダイズムなど）が、急速なテンポで発展と衰退をくり返したのである。このような傾向に対し、ラテン・アメリカの芸術家たちは、初めて、自分たちがヨーロッパを魅了するものをその身近にもっていることに気付いたわけである。したがって、一九二〇年代は、ラテン・アメリカにとってまさに希望の時代であった。また一方、政治面においても、一九一七年のロシア革命に力を得た何人かの人々が、ブルジョアに対する攻撃が資本主義社会の崩壊を早めることになると思われ、真剣に信じたことから、芸術活動が、神聖な仕事という今までの概念を離れて、ブルジョア世界に対する皮肉や悪ふざけの性質を持ち始めるという大きな変化が現われ、多くの社会的動揺も見られたのである。こうした傾向は、いわば「来たるべき」社会主義の時代に対する予感」に支えられていたと言えるものであって、このような意味でも、一九二〇年代は、大きなターニング・ポイントであったと言えるのではないだろうか。

さて、一九一〇年にメキシコに始まった社会革命こそ、ラテン・アメリカの抱いた希望に光を与えるものであった。この革命の直接の結果として発散した強力な新しいエネルギーは意欲あふれるものであった。エンリケス・ウレニャの以下のことは、この時期のメキシコの意気込みを最もよく集約しているものと言えよう。「メキシコは今日、その国家的生命における活動期の一つ、すなわち、危

機と創造の時期にある。……メキシコは、自己の性格を肯定し、自らを独自の文明を創るのに適したものと宣言することによって、新しい生命を創りつつある。」「革命後のこの新しい文明は、文化とナショナリズムという一対の道具によって作りだされたものであった。ここでは、『文化』、あるいは、『ナショナリズム』というこ

ばは、一九世紀的な意味を離れている。文化は社会的なものとして把握され、すべての人々によって作られ、真に与えられ、かつ、労働に基礎を置くものであり、学ぶことの目的は、知ることのみならず、行動することであるとし、また、ナショナリズムは、従来からの政治的・経済的ナショナリズムとは異なる精神的ナショナリズムを指すものである。」この精神的ナショナリズムは、社会のすべての分野を国民生活にもちこもうという意欲、及び、ヨーロッパの価値にかわって民族文化・土着文化の価値を見出そうという新しい姿勢に支えられており、これによって、国民の獨創性を、芸術や思想において表現していこうとするものであった。革命後の経済発展に支えられて、芸術における国家的形態が生まれ、この両者によって国民的社会的結合が進み、その結合がさらに経済発展を産み出す礎になるといふサイクルがやっと現われ始めたのがこの時期であった。

一九二〇年、大統領の座についたオブレゴンの政権から、メキシコは、一九一七年憲法の精神にのっとって国内の社会改革運動をおし進める時代に突入するわけだが、それは、何事も『革命の名』において、為され、革命的雰囲気には満ち満ちた時代であった。オブレゴ

ン政権は社会改革と精神的に取り組んだが、その中で最も力を入れ、そして最も建設的效果をあげたのが、教育改革の分野であった。教育改革の一環として、文部大臣バスコンセロスが奨励し、その隆盛をみた壁面運動は、まさに、希望の時代一九二〇年代を集約するイベントであったと言えよう。

二、壁面運動提唱者バスコンセロス

壁面運動提唱者バスコンセロスは、政治家であり、哲学者であり、作家であると同時に、アテネオ・グループのメンバーであった。アテネオ・グループとは、ディアス時代の道徳の腐敗と戦い、文化を革新させ、従来の偏見や劣等感を捨て去って正々堂々とメキシコ人を名のすることを呼びかけた知識人の集団である。その中において、バスコンセロスは、同じくメンバーであったアントニオ・カソのようなくまびすまされた知識人、というよりは、『行動する哲学者』、政治家、教育者、であった。『思考』に終始する哲学から、実行しかつ実効な哲学、政治的活動に具現されていくような哲学を志向したと言えるだろう。

彼は文部大臣の任務にあった三年間に、実に精神的に教育改革——特に大衆教育——を実施したが、この一連の教育改革を基礎づけている彼の考えは、『革命後の国を改革するには学校制度を改革するだけではだめだ。国民に本と芸術を与え、その視野を広げる必要がある』という認識であった。バスコンセロスによれば、『革命的で

あるというのは、文化という宝に新しい価値をつけ加えるものすべてを特にさすことば」であった。「革命はすべて戦いであり破壊であるが、と同時に、政府の中に革命が据えられた時から、それは、創造的で沈着で建設的で、正しく適したものとならねばならない」と考えたのである。彼の目ざす革命の主眼とは、新しい国民文化を高揚させるというようなこと、概して穩健な要素を拡大することにあつたと思われる。つまり、彼の仕事は、革命に彩られた国家建設の問題を扱っていたのである。アテネオ・グループを始めとする知識人が「革命」を支持したのも、一つの国の政府と芸術家と国民が、こぞって新しい社会を創り出すのだという共通の基本的願望に鼓舞されていたからである。メキシコ革命が、芸術活動に著実に影響を及ぼし、社会のすべての階層の人々が、そこから生まれる新しい素材を分かちうるような新しいナショナリズム観を發展させる機会が与えられた。そして、それをすかさず実在化していったのが、バスコンセロスであつたと言えよう。メキシコ独自の伝統美術を新しく蘇生させ、一般民衆に革命の精神と革命後の新しい国家建設の啓蒙を目ざして始まった壁画運動は、バスコンセロスの教育事業をまさに劇的なものにしたのであつた。

さて、メキシコの統一と進歩のためのエネルギーとして、バスコンセロスが強調していたのが、人種的誇り」であつた。彼によれば「人は階級というものから脱出できても、人種からは脱け出ることができない。ゆえに、人種を否定することは無意味で無益なことなのである。ただ排他的に差別するということはやめて、人類という

広大な機構の中でおのおの人種のもつ一細胞としての独自の意義というものを、積極的に自覚するべきである。歴史的に、人種という概念がマイナス的価値として、他を見下すという目的によつてのみ取り上げられ、その他の場合には、無視されたり否定されたりしてきたのは、人類の大きな錯誤であると言わねばならない。」「世界種族」の意味も、すべてに共通であるようなユニバーサルなものを目指すというよりは、混合された状態、つまり、ラテン・アメリカで言うなら、イスパニア的なもの」と呼ばれうるような、新しい種々に統合することを意味するものだと考えるべきである。この混合された状態は、土着的なものが否定されたり対立したりする要素とはならないような類のものである」という。伝統的なものに基きながらも、かつ未来を見つめ新しいものを創りあげていく——その新しい動きの中の原動力となるものが、イスパニア的なもの——イペロ・アメリカニズム」という高次元での統一であつた。仏革命を機として西欧の国々で明確に打ち出され始めたナショナリズムが国家と密接に結びついていたのに対し、バスコンセロスのナショナリズム論は、国家的ものより、人種的誇りと結びついたものと言えらる。それゆえに、そのナショナリズムは妥協を許さないものであつたのではないだろうか。しかし、彼は白人を単に敵視して攻撃しているわけではなく、白人から受けた恩恵も認めている。ただ、それまで、経済的植民地として、白人の国から、低次レベルにおいて一括した意味しか与えられていなかったのに対して、おのおのの民族の特質とその置かれている個別の状況を明確化させて、それぞれに

見合った将来の独自の文明化を図ることが必要であり、たとえ、特質や好みは違っても、同等の権力だけは得ることが可能となるというのが彼の主張なのである。

何らかの国民的表現を見出そうというバスコンセロスの最初の努力は極めて試験的であったし、その仕事は短命であったと言えるが、その意義は深く、本質的には現在も断片ながらも生き続けているものである。オクタビオ・パスがいみじくも指摘しているように、それは、技術者の仕事ではなくて、創設者の仕事であったのである。

三、実際の壁画家たち

さて、バスコンセロスによって始められたものを、時代に迎合させ、時代の流れの中で発展させていったのは、実際の壁画家たち自身の責任によるものであった。試行錯誤の模索の中から、壁面運動をリードし、重要な特徴を与えたのは、主に、シケーロス、リベラ、オロスコの、いわゆる三大巨匠たちである。シケーロスの激情的、リベラの物語め、オロスコの表現主義的、というように、作風は、それぞれの画家の個性と習得の違いによるニュアンスの差があるものの、世界美術の中に、メキシコ派としての存在を強烈に主張するメキシコ流の社会主義リアリズムの様式を開拓し、メキシコ社会、およびメキシコ美術界、しいては世界的美術界に大きな影響を残した功績は並々ならぬものであった。

政府のかけ声のもとに国民芸術を模索して、壁画家たちが一体と

なって始めた壁面運動であったが、国民的表現を何に求めるかということは単一ではなかった。総じて言うと、以下の三つの流れを見ることができるといえる。

(一) 土着主義的な流れ——これには二つの形があり、一つは古代的絵画的で、トルテカやアステカのオリンポスとも言うべき民俗的なもの。もう一つは、近代的な土着民の生活や風習。

(二) 歴史的な内容の壁面。

(三) 革命や社会主義を宣伝する傾向。

「インディオ的なものは、すなわち国民的なものである」という急進的な態度、あるいは、壁面それ自体が左翼のためのアピールという側面をもち始め、メキシコ的なものを求めるものから次第に階級闘争が重要なテーマとなっていく傾向など、当時のメキシコ芸術の概念が、ついには余りにも狭いものであったということは、タマヨや最近の若手画家たちに指摘されているところである。とは言うものの、壁面運動がその最盛期に、芸術的・知的生活のすべてに与えたとてもない刺激は否定することはできない。民俗芸術、土着の衣裳、踊り、音楽、言語などへの関心は、壁画家たちから拡まったものである。メキシコ人に、彼らが世界の人々の目をひきつける何事かを成し得たという自信を与えたのも、また壁画家たちであったのである。

表向きの革命ムードとは裏腹に、オブレゴン政権内では政治的腐敗が潜行していることに落胆したバスコンセロスは、任期完了を目前に文部大臣を辞任してしまう。彼の辞任とともに、壁面運動はそ

の精神的支柱を失い、次第に個別の活動へと弧立していくこととなる。つまり、壁画は生き残ったが、壁画運動の初期の精神的高揚と結束は失われてしまったのである。こうしたバスコンセロスの幻滅感、カジェス政権の独裁的支配に反発して立候補した大統領選挙での敗北によって、決定的挫折感となる。このような変化に至らしめる強い力を与えたのは、カジェス政権と、そこから生まれた公党PRIであると言える。そこにおいて、国民統合がいかに成されていくのか、また、ナシヨナリズム感情がどのような方向に向かったのか、結局のところメキシコの実情には何が真に必要とされていたのかを考えていくのが、第二部の課題としたところであった。が、かなり広く深い研究が必要とされるテーマであったため、私にとつて今後に残された問題は非常に大きいと感じている。

付属・卒論目次

第一部 壁画運動にみる文化ナシヨナリズム発揚の試み

第一節 ラテン・アメリカの芸術と政治

第二節 希望の時代、一九二〇年代へ

- 。第一次世界大戦とラテンアメリカ・ユートピア思想
- 。メキシコ革命と新しい文化・ナシヨナリズム

第三節 文部大臣バスコンセロス

- 。バスコンセロスの生いたち
- 。文部省設立へ至る道

。バスコンセロスの教育改革

。バスコンセロスの理念

第四節 実際の壁画家たち

。シケーロス。リベラ。オロスコ

。左翼傾向。インディヘニスモ

。補足。タマヨ

第二部 壁画運動の挫折とメキシコ国民統合問題

第一節 壁画運動の挫折

。バスコンセロスの文部大臣辞任と壁画運動の斜陽化

。カジェス時代における挫折

。カジェス政権

。バスコンセロスの挫折

第二節 PNRの誕生と政治的統合

。PNRの誕生——PRIへ

。PRIによるメキシコの経験

(テクニクック的視点から)

第三節 国民的統合とメキシコ・ナシヨナリズム

。PRIの正統性と国民統合

。ゼノフォビアからナシヨナリズムへ Xenophobia

。「革命」の今日的意義

。「革命イデオロギー」の終末。

(うすい・みずえ スペイン語科五十一年度卒)

「スターリン批判」とブレジネフ

名 越 健 郎

(時事通信社勤務)

ブレジネフ時代の完成

「スターリンのヒゲが上に上がってブレジネフの眉になった。」このアネクドットが示すように、一九七七年を迎えてのクレムリンをめぐる政治の動きをみると、明らかにブレジネフ・ソ連共産党書記長がスターリン以来の絶対権力の座につきつつあることを感じさせる。ソ連現指導部は七一年の二十三回党大会を境にトロイカ集団指導体制からブレジネフ独裁期に移ったとみられているが、七七年以降は「ブレジネフ時代完成期」に入ったといえそうだ。ブレジネフ書記長はこの年の六月、トロイカの一角で、六四年には共謀してフルシチョフを解任させたかつての同志ポドゴルヌイを情け容赦

なく失脚に追い込み自ら最高会議幹部会議長を兼任した。これによりブレジネフは党、国家、軍の最高指導者に君臨。勲章の数でもスターリンといひ勝負で、時々姿を消すのは「さらに勲章をつけるために豊胸手術をするから」とアネクドットで皮肉られている。

この人事と相前後して公表されたスターリン憲法に代わる新憲法の制定作業もブレジネフ体制を強化するものだ。共産圏の憲法は権利、義務をうたった法体系というよりも、政治的プロパガンダといった色彩が濃いのが、新憲法草案でもスターリン憲法と比べて制度的に目新しい点といえば、最高会議幹部会に第一副議長職を新設したことぐらいのもの。冒頭でプロレタリア独裁を卒業して全人民国家に転化したと高らかに宣言しても、実社会への影響はほとんどないところから、「ブレジネフ憲法」宣言といった感が強い。また同時

に、スターリン時代につくられた国歌に代わる新国歌が発表されたが、新国歌は曲はそのまま、レーニンとスターリンを讃えた歌詞のうち、スターリンを讃えた一節が削除されただけ。それならばあえて改正しなくてもよいのではと思われるが、その目的は、スターリン憲法、スターリン国歌を、ブレジネフ、ブレジネフ国歌、に模様変えることにより、ソ連の体制に残存しているスターリン色を一掃するとともに、ブレジネフ路線を權威づけ、ソ連の歴史に刻み込むということのようだ。

ブレジネフ時代がいよいよクライマックスを迎えるにつれ、同書記長に冠せられる称讃の言葉もエスカレートする一方である。「偉大な指導者」「平和の戦士」「レーニン型指導者」からついに「わが党、わが祖国、全人民のウォシチ」という表現も『プラウダ』紙上に登場した。ウォシチという言葉は、一般に指導者という意味で用いられるルカワジ・チェリとはかなりニュアンスが異なり、いわば「カリスマ的指導者」という意味で、歴代のツァーやスターリンに対してさかんに使われていたもの。ちなみにソルジュニーツィンは「クレムリンへの手紙」の原題にウォシチを用い、現指導部の、スターリンの体質、を皮肉っている。

このほかブレジネフ讃歌は各方面で進んでおり、その演説、論文集は書店に山積みされている。小伝つきアルバムや英語による外国人向け伝記も出版され、業績を追った記録映画「ある共産主義者の物語」も上映された。また七六年には同書記長のブロンズ像が故郷のドニエプルジュルジンスクに建てられた。スターリン批判以来、

存命中の指導者の銅像建立はさし控えるという暗黙の了解があっただけに、このことは象徴的といえるかもしれない。こうみると、スターリン時代の遺物を取り払う作業が進められる一方で、逆にスターリン時代をほうふつさせるような個人崇拜が静かに進行中であるように思われる。

ブレジネフの、スターリン批判

そうしたなかで、ブレジネフ書記長はここ数年間タブーになっていたスターリン批判を行い、スターリン時代の肅清についても触れ、「このようなことを二度と繰り返してはならない」と、卒直に批判した。問題の発言はポド・ゴルヌイの政治局員からの解任を決めた五月二十四日の党中央総会で「ソ連新憲法草案について」と題された重要報告のなかで述べられたもの。演説の全文は六月四日のソ連各紙に一面トップ、一ページ半にわたって大きく掲載された。それによると、憲法草案起草委員会議長でもあるブレジネフ書記長は、①ソ連社会が全人民国家に発展したため、それに見合った憲法を制定する必要が生じた。②新憲法を読めば、社会主義社会における市民の権利と自由がいかに多様であるか一層はつきりする——などと、ブレジネフ憲法、を長々と自画自讃し、さらに、新憲法草案には社会主義合法性と法秩序を一層強化することも盛り込まれていると述べたあと、三六年のスターリン憲法制定直後にスターリンによる大粛清が起こった事実に触れ、次のように批判している。

「現行憲法制定後の一定の時期は、非合法な抑圧、社会主義的民主主義・レーニン主義的規範が侵害され、陰うつな年だった。これは憲法の規定に反して行われた。党はこの経験を断固として非難し、二度と繰り返すべきではない。」

『プラウダ』などに一ページ半にわたって掲載された大演説のなかのわずか十二行、しかもスターリンに直接言及していないとはいえ、ブレジネフ書記長がスターリン時代の肅清について触れ、それが公表されるということは現政権下では極めて異例のことである。というのも政権になってスターリンをどう評価するかは非常に微妙な状況にあり、いまだに解決していないからだ。最近はマスコミにもほとんど登場しないし、小学校用歴史教科書にもその名前は出ない。かつてスターリンの個人崇拜が進んで、各地に銅像がはらんし、あらゆる町に「スターリン広場」「スターリン通り」といった名称がつけられてスターリンを口にしなければ生活できなかったところと比べれば大変な抹殺ぶりである。六三年に第一巻が発行された「文学百科事典」は十年以上経つのにまだ第六巻の「CO」までしか出ていないが、これはそのすぐあとに控えている「CT」の項の「スターリン」の叙述にぶつかっているためとみられ、スターリンの評価に苦慮している様子がうかがわれる。

しかし今回、スターリン時代の遺物を取り除かれつつあるなかで、ブレジネフ書記長が公の場で、あえてスターリン最大の誤謬ともいわれる三七、三八年の大粛清に触れ、批判したこと、これをきっかけに今後スターリンに対するはつきりした評価がなされていくの

ではないかとみる向きもある。

ブレジネフ政権下でのスターリンの評価

フルシチョフ時代にスターリンのすべてが否定されたのに対し、ブレジネフ政権は、スターリン個人に対しては、是々非々主義で臨んでいる傾向がうかがわれる。第二十回党大会（五六年）で秘密報告を行いスターリンによる一連の個人崇拜、大量粛清、集団指導の蹂躪などを徹底的に暴露し、スターリンを一種の殺人狂にまで仕立て上げたフルシチョフも政権末期には抽象面批判をきっかけにイデオロギー統制を強めたためスターリンの罪状公開やあからさまな批判は次第に少なくなっていた。六四年十月にフルシチョフ政権を引き継いだ現政権は当初路線が不明であったが、まず軍上層部に「大祖国防衛戦争」におけるスターリンの役割を名誉回復しようという気運が盛り上がった。六五年四月二十九日付『プラウダ』は「従来歴史的事件や人物が一方的に扱われたときにはあった」との論調を掲げ、軍上層部の意向を支持するとともに、スターリン批判の事実上のストップを示唆した。続いてブレジネフ書記長が五月八日の対独戦勝二十周年記念式典の演説のなかでさりげなく、「（独ソ戦で）スターリン書記長を長とする国家防衛委員会が設立された」と述べると、聴衆から一斉に拍手がわき起こったといわれる。公式の席でスターリンの名が肯定的に用いられたのは五六年以来これが初めてである。

このあとフルシチョフ時代の諸政策がたびたび批判されていき、国内では反体制運動の活発化、国外ではチェコ事件が起こったことで、イデオロギー統制が進み、非スターリン化は停止。その反動としてスターリンは徐々に名譽回復し始める。

スターリンに対する現指導部の公式見解が初めて明らかにされたのは、六九年十二月二十一日付の『プラウダ』に載った「I・V・スターリン生誕九十周年に寄せて」と題する論文においてであった。同論文は、スターリンがとくに晩年に犯した理論的、政治的誤りに言及し、批判する一方①スターリンが党書記長を務めた三十年以上の期間に、ソ連国民は国家の社会主義的改造という世界的意義を持つ事業を完遂した。②対独戦でスターリンは国家防衛委員長として大きな役割を果たした。③「偉大な理論家、組織者」として理論的労作と実際行動で重要な貢献をした——として功罪両面を冷静に指摘しているが、どちらかといえば、功に比重が置かれているようにも思われる。これ以後スターリンに関する本格的な論文は発表されていないため、現在でもこの論文がさしあたってのブレジネフ政権の公式見解といえよう。このころには、戦時中におけるスターリンはほぼ完全に名譽回復したもようである。第二次大戦を扱った文学や映画、テレビ番組にはさかんに登場するようになった。

翌七〇年六月、赤の広場裏の墓地にスターリン像が建てられるという象徴的な出来事が起こった。六一年の二十二回党大会の会期中にスターリンの遺体が夜中にこっそりレーニン廟から運び出されて以来九年目の「復権」である。銅像建立はスターリン再評価のシグ

ナルとも思われたが、その後、スターリン没後二十周年にあたる七年三月五日にはスターリンをしのぶ集会は開かれなかったし、記念論文も発表されなかった。また七五年五月八日の対独戦勝三十周年記念演説で、ブレジネフ書記長はスターリンに一言も言及せず、慎重な対応ぶりをみせた。七六年の第二十五回党大会でもスターリンに対する言及は全くなされていない。

七六年に出版された新ソ連大百科事典第二十四巻の「スターリン」の項目は、スターリンが犯した理論的、政治的過失を指摘、彼の性格の一端が否定的に表れたことを認める一方で、「ソ連共産党、国家、国際共産主義運動の指導的人物の一人であり、マルクス・レーニン主義の優れた理論家、宣伝家だった」と記している。論調はほぼ六九年のプラウダ論文と一致しているが、五七年発行の旧版がスターリンの個人崇拜、第二次大戦初期の行動、戦後の誤った専政的な決定を全国的に非難しているのと比べれば対照的で、この二十年間スターリンの評価をめぐって揺れた形跡がしのばれる。ただ、旧版がスターリンの記述に十段を費やし、一ページ大の写真が付いていたのに対し、新版では四段、切身並みの写真と、扱いはずっと小さくなっていく。そこには、スターリン自体を徐々にソ連の歴史から抹殺しようとする意向も感じられる。

スターリニズムの復活

スターリンのすべてが否定されたフルシチョフ時代に比べ、スタ

ーリン個人はブレジネフ政権下で徐々に復活を遂げていくが、それはいわゆるスターリニズムの復権とも微妙に絡んでくる。スターリニズムという言葉から連想される個人崇拜、大量虐殺、密告、反体制派の抑圧、ラーゲリ、秘密警察によるテロ、魔女狩り、検閲等々はスターリン批判以後、陰をひそめたとはいえ、ブレジネフ政権が非フルシチョフ化を進めるにつれ、非スターリン化は減速、逆にネオ・スターリニズムといわれるほどイデオロギー引き締めが強化されていく。

フルシチョフは政権末期、抽象画を「ロバの尻尾」呼ばわりするなど抽象画批判で徐々に自由化に歯止めをかけていき、現政権もほぼこの路線を引き継いだ。これに対し雪どけを謳歌した反体制作家は地下にもぐり、サミズダートや国外での出版活動を通じて抵抗していく。こうしたなかで、現政権の自由化に対する反応が最初に試されたのは六六年一月の作家裁判であった。海外で反ソ的な作品を仮名で発表していたダニエル、シニャフスキーは六五年九月反ソ活動のことで逮捕され、翌年の裁判でそれぞれ五年、七年の懲役を宣告された。この裁判には多くの知識人、作家が抗議デモを行い、二人の釈放と検閲の廃止を求めたが、当局側は逆に、反政府デモ扇動罪で検挙、対決の姿勢を明らかにした。この裁判で、スターリン批判に伴う当局側と自由派作家の「蜜月」は事実上終了したといえる。明確な文芸政策を持つようになったブレジネフ政権は、六八年のチェコ事件も絡んで一層イデオロギー統制を強化。スターリンが徐々に名譽回復していくなかで自由化は後退、スターリン的政

策がしばしばみられるようになる。スターリンの娘スベトラナが米國に亡命するのもこの頃である。それ以後反対派への抑圧はエスカレートする一方、スターリン時代のような肉体的抹殺はないとはいえ、市民権はく奪、国外追放、流刑、精神病院への收容等々その抑圧ぶりは、高等戦術に変わってきた。とくに七四年二月のソルジュエニーツィン追放以来、ブレジネフ政権は国外追放措置を有効な手段としたのかさかんに多用している。思いつくままに追放された反体制知識人の名前を挙げてみても、「創造の七日間」を書いたマクシモフ、チェコ武力介入に反対するデモを組織した化学者リトビーフ、かつてはスターリン賞を受けた作家ネクラソフ、前衛彫刻家ネイスベースヌイ、「ソ連は一九八四年まで生き残れるか」の著者アマリク、数学者ブリューシチ、長く獄中生活を送ったブコフスキー等々、名だたる反体制派はほとんどが追放され、さながらブレジネフ時代のソ連はロシア革命直後に続く第二の「亡命の季節」を迎えた感すらある。残る大物サハロフ博士や歴史学者ロイ・メドベージェフらに対しても仮借ない抑圧が続いている。とくにブレジネフ政権が、完成期に入った七七年は、人権の年ともいわれ、人権外交を標ぼうするカーター米政権の誕生以来世界で人権論議が高まっているが、ソ連はそれに挑戦するかのようになり、反体制運動の摘発を強めている。ソ連における人権運動の中心的存在だった「ヘルシンキ宣言履行監視委員会」は七六年五月、十四人のメンバーで結成され、ソ連がヘルシンキ宣言の最終文書に違反して人権を抑圧していると西側記者を通じて訴えていたが、その後五人が逮捕され、

四人が追放措置を受けるなど、一年後になお活動中なのはサハロフ夫人ら四人だけという状態である。

自由化の行方

今からふり返ってみると、フルシチョフがスターリン批判を大胆に進め、スターリンの遺体がレーニン廟から運び出された六一年十月の第二十二回党大会から約二年間の時期がソビエト政権六十年のうちで、最も自由化が進んだ時期ではないだろうか。そのピークはソルジェニーツィンが文壇に登場する六二年十月、十一月ごろであった。しかし、六二年十二月にはすでにフルシチョフの「ロバの尻尾」発言があり、雪どけは凍てつきをみせ始める。この間ブラウダは六二年十月二十一日、エフトシェンコの「スターリンの後継者へ」と題する詩を掲載した。「スターリンが起き出さぬよう、そして、スターリンとともに、過去が再び起き出さぬよう、スターリンの墓石の警護の数を二倍に、三倍にせよ！」「スターリンの後継者がこの地上にいる限り、ぼくにはスターリンがまだ廟の中にいるように思えてならない」というこの詩は、当時の風潮を反映して、雪どけを象徴する詩となった。この詩と相前後して、スターリン時代のラーゲリ生活を描いたソルジェニーツィンの処女作「イワン・デニソフピッチの一日」がフルシチョフのおすみつきで「ノーヴァイ・ミール」誌に発表され、社会全体に衝撃を与えた。またエレンブルグ、アクショーノフ、ネクターソフら新世代の若い作家が登場、文壇に活気

あるふん囲気をかもし出し、体制批判も多少は許されるなどまさに「百花斉放」の時代であった。

しかし、現在のブレジネフ政権下では、当時の文壇をにぎわしたあの活気はみるカゲもない。やはりスターリン批判、すなわち「スターリンの犯した数々の誤謬をはつきり認め、批判すること」は、ソ連においては自由化と表裏一体をなすものであろう。

フルシチョフによるスターリン批判は、スターリンの罪状を厳しく糾弾した反面、それならばなぜ個人崇拜が生じたのか、なぜ他の指導者はそれを黙認していたのかなどの反省がなされず、極めて不十分なものであったかもしれない。たしかに、スターリンの罪を暴き出すことはソ連の体制そのものの存続を揺るがすことにもなりかねない。しかし、フルシチョフ自身も「スターリン時代の誤りを認めることは、全世界の敵に恰好な攻撃材料を与えることになろうが、しかしわれわれがそれを承知のうえで、あえてこのような誤りを明らかにし、新しいソビエトを建設していかなければならない」と力説しているように、フルシチョフ時代には、スターリン時代の誤りに決別して新しい出発を始めようとする決意が感じられる。

ひるがえって、先の中央委総会の重要報告におけるブレジネフ書記長の、十二行のスターリン批判は、スターリンに直接言及しておらず、短いうえに総括的で、十時間にわたりスターリンの罪状をまくしあげた二十回党大会の秘密報告でのフルシチョフのスターリン批判と比べると、とてもスターリン批判とはいえない。だが、久しく旧態依然だったソ連がブレジネフ体制の完成化に向けて

胎動しつつあり、スターリンの遺物を取り除かれつつある時期に行われたことは示唆に富んでいるようだ。

とくにブレジネフ書記長が、「党はこの経験を断固として非難し」と述べたことは、フルシチョフのスターリン批判を事実上肯定的に扱ったものとして注目される。建前としては非フルシチョフ化を進む現政権下で、フルシチョフの「功績」が評価されたことは画期的といえるかもしれない。このブレジネフ報告から二カ月後の七月二十二日、フルシチョフがソ連国営テレビのドキュメンタリー映画に登場したと伝えられた。五七年の世界共産党会議の宣言文にサインしているシーンで、ナレーターはフルシチョフの名前に触れなかったというが、フルシチョフのテレビ復活は十数年ぶり。現政権下ではスターリン以上に抹殺されているフルシチョフだが、今後、新生ブレジネフ政権、下で名誉回復していくのではないかとの観測も流れている。

それにしてもブレジネフ書記長がスターリン時代を「陰うつな年」として認め、「二度と繰り返すべきでない」と誓ったことは、今後の政策にどう反映していくであろうか。国内に依然一万人近い「良心の囚人」が存在し、同書記長に対する個人崇拜も進行中とあっては、「スターリンのかげ」はなかなか消去できそうにない。ソ連の体制は本来がスターリン的体質と批判する向きもある。

しかし、ソ連にかつて自由化の波が押し寄せたことも事実。「收容所群島」の訳者である木村浩氏は『ブレジデント』誌七七年七月号の対談のなかで、「私はいまはあの国に絶望していませんが、あの

国に可能性があるとすれば、フルシチョフの時代のような雪どけをもう一度やることです。いまあの国ではフルシチョフを非常に過小評価していますが、曲りなりにもスターリンを批判したことで私は大きく買っているわけです。ですから今後、いい意味での独裁者があの国に出て、もっとソ連を揺さぶって開かれた社会にすること。その可能性だけに私は期待するわけです。

確かにフルシチョフが五六年にスターリンを批判できたのも、すでに党内にワンマン体制を確立していたからだろう。「全知全能」だったスターリンを否定することは、当時価値観を転換させることであり、自らの政権をも危うくさせるほどのカケであった。今日、ブレジネフ書記長はフルシチョフ以上の権力を掌握、スターリン以来の絶対的な指導者に君臨した。今後ソ連が開かれた、自由な社会に転化していくかどうかはブレジネフ書記長の胸三寸にかかっているようだ。

(なごし・けんろう ロシア語科五十年卒業)



ドイツでのある体験から

——「世界」の外にある日本——

安野正明

「ヨーロッパ人は驚くほど日本について無知である」とは日本でもよく聞くことである。私がドイツにいる間強く感じたことの一つは、ドイツ人の日本に対する理解の不足、基礎知識のはなはだしい欠如、並びに日本に対する関心の低さであった。

私は二回心臓が止まるほど驚かざるを得ない質問を浴びせられた。七月、リンゲン市に連邦防衛軍の兵舎を訪れたとき、兵士の一人と話がはずんだ。

「あなたは日本からいらしたんですね」

「ええ、そうです」

「ハハ、それでは北京からいらしたんですか」

また、ハノーファーで知り合った中年の御婦人との会話の一コマ。

彼女は自ら日本については何も知らないと言いながらも、私が「東京から来ました」と言うとき「ああ、韓国の方ですか」とうなずいていた。もっともそのような誤解は、私も心密かにさもありなんと考えていたことでもあった。というのは、ドイツの新聞はアメリカの動きには日本の新聞に劣らず敏感である。当然、目下のところ極東の一重要問題となっている在韓米軍撤退問題を無視するわけにはいかない。ブラウン国防長官の訪韓、撤退の代償としての巨額にのぼる対韓軍事援助の話もかなりのスペースで扱われていた。ところがドイツの新聞はソウルに特派員を置いていないのであろうか、記事の発信地の多くは東京であった。その上西ドイツには実に韓国人が多い。看護婦見習い等で病院で働いている韓国人だけで七〇〇〇人を越える。私も旅行中何度も韓国人ですかと聞かれることがあった。

もちろん、紹介した応答は極端な例である。平均的ドイツ人の答ではない。しかし、ドイツ人の頭の中では、中国・朝鮮・日本が様々な部分で重なりあって混沌としていることは確かである。

しかし、このような悲しむべき問答が生まれるのもしかたがないのかも知れないと思うようになるまでに時間はかからなかった。

マスコミに目を向けてみよう。日本に関する記事のなんと乏しいこと。乏しいという言葉は適切ではない。皆無に等しいのだ。七月いっぱい『ウェルト』という多少保守的傾向が強いが西ドイツの代表的日刊紙に目を通し、東京発かつ日本のことを扱った記事を探した。私が見つけたのは三回。一つは参院選の結果、二つ目はストックホルムで逮捕された高橋某という赤軍ゲリラの引き渡しを日本政府が要求したという記事。参院選の記事はこの記事の扱いよりも小さく外信欄の片すみに十六行、自民党が過半数を維持したという以外のことはわからない。ラジオのニュースに至っては、なんと五秒程度の扱いである。西ドイツの選挙が前回行なわれた時には、『朝日新聞』では「争点なき激戦」というテーマで数日にわたって連載があり、選挙結果が一面と外交欄でかなり大きく報道されていたのと比較すると雲泥の差である。

もう一つは『ウェルト』の特殊記事で、「金融の中心・東京」というテーマで経済大国としての日本が五ページにわたって紹介されていた。円がいかに強い通貨で、ヨーロッパがいかに日本の経済力の脅威の前に立たされているかが強調されていた。しかし、これはまさに例外的な扱いである。

新聞を毎日開いて感じたことは、ドイツ人にとって世界とは未だにヨーロッパとアメリカであり、彼らが経済的にも地理的にも密接な関係を持つアフリカなのだとしたことであった。

西ドイツには『シュテルン』という雑誌がある。その7月23日号に、特別付録として『日本』という冊子がついていた。B6版、82ページにわたる堂々たるもので、13の日本に関するレポートから成り、写真も多数掲載されている。もちろんドイツ人の編集によるものだが、なかなかおもしろい。レポートも経済のことばかりでなく、平均的日本人の一生から「世界で一番がんこな」日本人の性意識にいたるまでよりどりみどり。日本人である私も知らないことが色々あらわれてきて退屈せずに読み進むことができた。

しかし、読んでゆくうちにだんだんと心配になってきた。ドイツ人がこの特集を読んで、日本はこういう国であると思ひこむとしたら困ったことだと思う。この雑誌の読者層が広く他に情報源が乏しいだけにその危険性は高い。誤解を生む種はいたる所にばらまかれている。

一例として、平均的日本人の一生を論じたレポートを、引用をほさみながら紹介したい。私の経験した限りでも、ドイツ人の日本人観の典型であると言ってよい。

ここでは平均的日本人として「中村さん」に登場いただく。レポートの題名は、「果たして中村さんは幸福であろうか？」

ここに登場する中村さんは、「以前は早く帰宅できたが、今は夜更けてから会社の電灯を消して帰らなければならない。なぜなら、

他の人よりも早く帰宅すれば、近所の人々が、中村さんは会社で無用の人間とされているか、もしくは彼の会社がうまく行っていないと邪推する。彼はそんな大衆の圧力の下にある人間」であり、「毎日真夜中近く酔っぱらってゆらゆらしながら帰宅するサラリーマン」

で、「賃金生活者 (Gehaltentänzer)」とは別のもの」と筆を進む。

ドイツの賃金生活者は、日本の賃金生活者とは根本的に異なるというのである。それは、「サラリーマンにとって、ある会社に入ることとは結婚よりも重要な人生における最も大切な瞬間である。なぜなら、妻はどこでも見つけられるが、他の会社と仕事はめったに見つけられない。それも当然、三十五年間、サラリーマンは家庭よりも会社ではるかに長い時間を過ごさなければならぬ」さらに、「会社は安い住居を提供し低利で融資する。病気になるれば会社の経営する病院で治療してもらえ、会社は時には嫁捜しまでしてくれる」と続き、「自分はたいして裕福でなくても会社の業績が上がれば喜ぶ」。これらのことはドイツ人の思い浮かべる賃金生活者とは関係ないのだ。また彼らには、会社の提供する恩恵が、老年の到来と共に奪われるのが不思議でならないらしい。

さらに、サラリーマンに必要不可欠のものとして酒とパチンコが紹介される。「ほとんど全てのサラリーマンは仕事の後グループで酒を飲みに行き、仕事の為のチームワークを高める」と始まり、「日本には一五〇万のアル中患者がいて、公衆の面前で泥酔しても社会的損失は受けぬ」と続き、「酔ってぐでんぐでんになった夫を殺害した女性は、長くとも数週間鎖につながられるだけである。裁判所

は判決でアルコールの害悪を呪い、それで何もかもおしまいである」となる。果たしてこれは事実であるのか？

パチンコについては、「サラリーマンに喜びと娯楽を与えるのはパチンコだけである」と紹介される。そして、「サラリーマンはパチンコに年平均三八二マルク (四七七五〇円) 使い、これは米を消費する金額 (三三一マルク) より多い」のだそうである。さらに、「パチンコを他の国に輸出しようという試みは全て失敗した。唯一の例外はハワイである。もっとも、ハワイにはたたくさんの日系人がいることを忘れてはならない」と嘲笑して終る。

さらに話の中村さんの子供に飛火してゆく。受験地獄の紹介である。「世界で最も過酷な制度」まではよいが、それからが何ともすさまじい。「その戦争は有名中学・高校・大学へと導く小学校の入学から始まり」さらに、「小学校では生徒はグループに分けられ、グループ同士の競争が強制される」。このような環境の中で、「神経性胃炎に悩む学童の数は激増し、そのような学童の為の病院も建てられ、その中には学校の授業も受けられる。最年少患者は四歳である」。そして、「子供に能力がない場合には、教師にわたすわいろがその子を救う。五〇〇〇〇マルク (六二五万円) 程度のわいろはざらである」と語られる。

次に、試験をめぐる自殺の諸例。例えば、「交通事故にあって三ヶ月の重傷を負った娘になお入学試験を受けさせようとした母親は、毎日病院でがんばっていたが、娘が試験合格不可能と見てとるや、真夜中娘を絞殺した」という話が紹介され、「頻繁に起こるので、

日本ではもはやこのような事件はセンセーショナルではない」と結ばれる。そして、このような地獄を通り抜けた後で、「さほど恵まれた収入が約束されていない」と、ここで両国の国民一人あたりの年平均収入が紹介される。(日本—一五九五—マルク、西独—二一八五九マルク)。

さらに様々な中村さんの、すなわち平均的日本人の生活が紹介され、最後に次のような問が立てられる。「中村さんはいったい幸福だったのであろうか？西洋的な観点から言えば、彼ははしむったれたつらい学校生活、たいして金にならない仕事、惨めな家庭生活、荒涼とした性生活と暗い老年を過ごした。彼は常に単なる集団の動物であったのだ。」「西洋の水準に準拠すれば、中村氏は幸福であるはずはない。しかし、日本は西洋ではない。彼は深い満足を味わったのだ。彼にとっては、彼の属している会社が成功を収め、世界市場を征服すれば、それで十分幸福なのである。第二次大戦後、日本にはその様な会社がたくさん生まれたのだから、同じく無数の幸福な中村さんがいるのである。中村さんは、今自分自身とその国を誇りに思っているのである」と締めくくられる。

日本人は外国人の日本観を聞くのを好む。しかし、このような記事を読んで歓迎の意を表する日本人は多くはあるまい。部分的には傾聴に価する言辞もあるとはいえ、あまりに一面的な記述であるし、「異なる風土・慣習・価値を持った国を把握し理解するために、他の価値基準を導入し比較し断定することは許されない」という当然の前提は無視されている。日本人が、ヨーロッパで一番日本を理解

してくれるであろうと淡い期待を抱いているドイツでも事情は上に述べたような具合である。

なぜ日本を知らないか？日本に対する関心が低いのか？それは、日本が遠く離れた極東アジアの国だからである。地理的な距離の開きが、そのまま関心の低さにつながっている。その上、ヨーロッパは日本から学ぶ必要を感じたことはなかった。

しかし、ドイツはしだいにそのような態度を変えつつあるのではないかと思うことしばしばあった。それは一つの反省である。すなわち、現実に存在している日本が強力な経済力を背景に、かつては世界そのものであったヨーロッパを脅かすようになった今日、今までのように日本を無視することはできなくなったのである。先にあげた『ウエルト』の特集記事も『シュテルン』の付録もその一つの現れである。しかし、そこに見られる日本は、第一に、経済進出・経済成長という点のみが強調されすぎているし、第二に、西洋の慣習・価値基準を中心にすえた上で、奇妙な国としての日本をおもしろおかしく描く傾向が強い。

単なる旅人でなければヨーロッパで意識せざるを得ないヨーロッパと日本との間に横たわる深い深い溝、まことにさまざまに機会に直視するを免れない断絶、ヨーロッパの日本に対する同情なき態度、『シュテルン』の特集記事は私にそれらを改めて感じさせたのである。

しかし、それはドイツ人が企画編集したものならばいたしかたないのかもしれない。同じような誤解はやはり日本も犯している。た

たとえば、今夏の西ドイツでのヒトラー・ブームの捉え方である。日本のマスコミは、「西ドイツはいま、左右両極で、左翼過激派西独赤軍のテロとヒトラーブームという厄介な問題をかかえている」。「問題の根のところではヒトラーの亡霊がからんでいる」というように、ヒトラーブームをテロリズムと結びつけたり、その中にナチズムの再台頭を関連づけようとする人さえいる。私の経験から判断する限りそれは正しくない。

ヒトラーブームに火をつけた伝記映画を私は三回見た。それは、ヒトラーを台頭させたのはドイツ大衆社会の欲望と幻想であったとドイツ国民の責任を告発していると私には思えた。また、『シュピゲル』という雑誌のヒトラー特集は、「我々の子供達の歴史像―ヒトラーはいかに事実と違つて捉えられているか」という副題が示すように、ドイツの若い世代のヒトラーに対する無知を指摘していた。日本のマスコミは、このような側面をあまりに軽視している。話が少し横にそれたが、私はヨーロッパ人の日本に対する無知の責任の多くは、やはり日本の側にもあると思う。言葉を換えれば、日本はヨーロッパに日本を理解してもらうためにどれだけのことをしているのか。

福田首相は、『シュテルン』の誌上インタビューで、欧州の大学では日本の事情をあまりに教えていないと批判していたが、それだけでは問題は一步も前進しない。たとえば、国際交流資金の何%が日本研究のためにヨーロッパの大学に与えられているのか。日本側が、財政的な負担を覚悟の上で、ヨーロッパの大学に日本研究機関

を設立するくらい熱意を示さなければだめであらう。

また、日本人は日本語を理解してもらおうという意欲に欠ける。ヨーロッパ人に日本語を教えてもわかるはずがないとか、こちらがヨーロッパ語を話すべきなのだという考えで、最初からそれを諦めている。しかし、完全にマスターできなくても、言葉を学ぶことによって、その言葉を持つ国への関心は高まる。その意味において、いかに知識が不十分であっても、言葉を知ってもらおうことの意義は重大である。ドイツにはゲーテ協会をはじめ、外国人の為のドイツ語教育組織は多く、研究も大変進んでいる。ゲーテ協会から派遣されたドイツ語教育専門家は全世界にちらばり、どうすれば外国人にドイツ語を理解してもらえるかを研究するために日夜努力を重ねている。この地道な努力が、ドイツ語が国際語としての地位を保つにどれだけ貢献していることか。日本もゲーテ協会のような、外国人の為の日本語教育機関を設立し、積極的に海外へ日本語を普及させるためのイニシアチブをとるべき時期にきているのではないだろうか。

理解とは相互理解でなければならぬ。そして、そのために日本が果たすべき役割は小さくない。官民一体となって、日本語の普及・政治・経済及び文化の実情を知らせることに力を尽さなければならぬ。それは、短期間の旅行者でさええ担わなければならない。ともかく、日本がイニシアチブを取ることが必要である。今の日本とヨーロッパの関係は、一〇〇年前の關係の正反対ではないのだから。

(やすの・まさあき ドイツ語科四年)

《研究動向》

S. E. Finer, *The Man on Horseback*:

The Role of the Military in Politics 再版に寄せて

——最近の軍民関係研究動向——

遅野井 茂 雄

(筑波大学大学院)

一、序 言

ファイナー教授の *The Man on Horseback* が再版された。①この初版本が出された一九六二年から七五年に到る十数年は、非西欧世界におけるいわゆる「軍事政権」の隆盛と相俟って、将に軍民関係研究 (civil-military relations) が曲りなりにも比較政治学の領域において地歩を確立してきた歴史であった。今さらいうまでもなく、非西欧世界の政治的現実を理解する上で、軍部研究はカギとなる。それも、ミリタリー・バランスたぐいのハードウェアではなく、軍部の政治的役割、ないしは軍部の「政治介入」といった政治社会学的研究が不可欠である。しかしこの分野における日本の研究は、はなはだ心細い限りである。またこの分野に関する限り現実の第三世界の政治的メカニズムを究めてリアルに認識する目を持たなくて

はならぬが、日本の既存研究はこの面においても心細い限りである。例えば、ここ二、三年の中国の政治過程は、「あるべき姿」といった虚像ではなく、軍部の政治支配力の認識と政治的力学を地道に見据えることの重要性を示す最良の教訓であった。これは、ミクロな細部のレヴェルの予測の当りはずれといったチャチなことではない。将来の第三世界の行く末を見守り、建設的な新国際政治秩序の実現のためにも欠くべからざることである。

この小稿の目的は、ファイナー教授の著作が再版されたのを機会に、最近の軍民関係研究の傾向をざっと概括しようとするものである。尚、筆者の専攻領域の関係上、ラテン・アメリカの軍民関係にその関心の多くが注がれていることを最初に断っておきたい。

二、ターム

軍部と文民を嚴格に分離する思考方法は、明らかに文民による軍部の統制 (civilian control) が制度化された国々のバイアスの呪縛から免れていない。この対立二分法 (dichotomy) は、非西欧世界の政治研究や軍部の政治的役割を理解する上で障害となるばかりでなく、日本で広く一般的に呼称レッテル化されているような軍事政権、文民政権といった二分法は、誤りであるといっても過言ではない。

つまりこの二分法によって現実の軍部と文民勢力との多様な関係性を無視してしまうからである。^①たとえば、キューバに関する最近の研究で、ホルヘ・ドミンゲスは、シヴィック・ソルジャー (civic soldier) という概念を使用している。ある程度長期にわたる革命闘争を経てきた社会主義政権に共通していると思われるが、キューバの如き政治状況においては、軍民の境界線が不明瞭化し、軍人が「軍民両生活の大部分を支配し、革命的伝統とイデオロギーの体现者となり、共産党の規範と組織を体内化することによって自らを文民化、政治化し、教育を通じて軍・政・管理、技術、経済、教育の専門家となる」^②のである。またランド・コーポレーションの D・ロンフェルトは「軍民連携 (civil-military coalitions)」という概念を用いて、けつして二分化できない両者の同盟、連携、依存のパターンを分析して次のように論じている。「大統領職を形式上誰が占めるかに関りなく、ラテンアメリカの経験上の共通事実は、軍民連携による支配 (rule by civil-military coalitions) である。したがって『軍民政権 (civil-military regime)』とこの概念化されるべきであつて、文民対軍部といった二分法に基づいたある連続

性の上に立つものでも、両者の混合でもない。……それは、ちょうど権威主義体制が、全体主義と民主主義の混合体制でないのと同じように、独自の意味をもった政権である。」^③

したがって、このような観点にたてば、「軍民関係研究」という言葉それ自体も適切ではなく、より広い意味合いを包含するような概念の創出が望まれる。また、メキシコの軍部は非政治化されているとか、軍部の政治介入といういい方も、現実の政治文脈の上からみれば、誤ったイメージを与えるし、^④また更にミリタリズムを単に「軍国主義」とだけ訳すことは、日本の歴史的被拘束性もさることながら、やはり適切とはいえないだろう。^⑤

三、職業専門化

軍部の政治支配の動機 (motivations) は何か。何故、軍部は政治に「介入」するのか。

このようなし慣れた疑問を發する時、ともすれば、軍部を歴史的に政治の枠外にとじ込めようとして成功してきた国々の諸条件を基礎に推論しがちである。かつてサムエル・ハンチントンが、軍部に對する文民統制を議会や社会階級、政党といった文民政治努力の軍部に対する権力増大をはかる「主觀的文民統制 (subjective civilian control)」と、軍部の職業専門化 (professionalization) の達成による「客觀的文民統制 (objective civilian control)」の二つの主要側面を識別した。^⑥そしてこの職業専門化の要素を、軍事技術的

専門主義の徹底と国家に対する責任性、それに軍部の組織的自律性に求めた。またハンチントン^②は、この職業専門化が徹底すればするほど政治介入を抑制し、逆にその分化と職業化が低ければ低いほど介入の契機は高まると論じた。^② このハンチントンの職業専門化についての特殊な定義に基づいた政治介入抑制の条件に異を唱えたのは、ファイナーであった。彼は、ハンチントンの職業専門化の徹底によるだけでは介入の抑制にはけて十分ではなく、その上に、文民優位の原則を軍部が信ずること、更に政治介入をすることによって生ずる戦闘能力の減退、軍内部の政治的分裂による内乱の発生、^③ については軍の組織制度そのものを壊滅させることになりはしないかといった軍将校の恐れを追いかえた。^③ しかしながら、この種のファイナーの介入抑制条件は、文民優位の伝統を有してこなかった国々においては、その政治文化の異質性のために、そもそも意味を失なってしまうだろう。したがって、その種の伝統を欠き、経済発展を急務としている非西欧社会においては、教育的技術的な軍部の近代化とハンチントン流の職業専門化の深化は、必然的に軍部の政治的発言力の拡大強化と全面的軍部支配^④ につながるを得ない。

この点を明確に論じているのは、十分に軍部が職業専門化しており、「独裁者の黄昏」^⑤ が去り「軍政のルネッサンス」^⑥ が六〇年代中葉以降開始したラテンアメリカの、軍部の政治的役割に注目してきた研究者たちである。フレデリック・ナンは軍事的職業専門主義 (military professionalism) から職業専門的ミリタリズム (professional militarism) への発展を次のように指摘した。「前者は

状態であり状況である。後者は状況でも状態でもなく軍事的エリートに基づいた国家社会に対する一群の態度である。」^⑦ また A・スデパンは、ハンチントン流の「対外防衛の旧来の職業専門主義」が冷戦以降六〇年代初頭をおそった counterinsurgency doctrine によって徹底し「国内治安と国家発展の新たな職業専門主義」に変質したとして、次のようにその対照モデルを提示した。^⑧

(軍部の役割)

対外安全保障 → 国内安全保障

(政府に対する文民の姿勢)

文民が政府の正統性を認める → 社会の分断が政府の正統性に

挑戦

(要求される軍の技術)

政治的技術に無関係な高度に専門化した技術 → 高度に相互連

関した政治軍事的技術

(軍部の職業専門的行為の規模)

制限されている → 無制限

(専門社会化のインパクト)

軍部に政治的中立性を賦与 → 軍部を政治化する

(軍民関係に及ぼすインパクト)

非政治的軍部と文民支配 → 軍部の政治的管理主義 (manager-

ial) と権威主義的役割の拡大

そして彼は、ブラジル (一九六四 ↓)、ペルー (一九六八 ↓)、

アルゼンチン (一九六六 ↓)、インドネシア (一九六五 ↓) の各軍

部を典型例としてあげている。またランド・コーポレーションのルイ・エイナウディは、先進諸国に比して劣っている兵器体系を有しながらも、低開発社会にいて自らを近代的な職業専門化にしようとするペルー将校団のフラストレーションを次のように述べている。

「最高の教育的な努力にもかかわらず、現代の戦争の要求する技術兵器体系は、自分たちの能力を超えている。……おそらく、期せずしてペルーのような低開発諸国における現代的な軍事技術の『無意味性 (Irrelevance) 』は、国家発展のための技術的組織的能力の貯蔵庫として、将校団の重要性を強調するだろう。」^①

四、軍部と社会

いうまでもなく、軍部の政治「介入」、政治参加を考察する際には、軍部それ自身とそれを取りまく政治社会的特質の双方から研究されなくてはならない。これまでに、いくつかの先験的 (a priori) な命題が存在してきたが、そのいずれもがこのような軍部と政治社会の相互関係を無視してきたことに誤りがあった。つまり「政治参加に押し出す (push) 軍部内部の条件」と「軍部の政治参加を引き出す (pull) 外部の文民政治的文脈の特質」^①の相互関係という視点にたつて、軍部の組織制度の発展と、内部ドクトリン、更に社会の近代化の程度と政治参加、政治発展のレヴェルといった広範囲にわたる諸問題を連関構造的体系的に捉える必要があるのである。

この点、ファイナーの著作と並んで最近の研究業績のうち、エイブラム・ローウェンソル編集の *Armies and Politics in Latin America* ^② は、上のような視点にたつ六〇年代以降の論文を十数編収めたすぐれた論文集である。

軍部の政治参加の動機をはじめとする軍部研究は、類型化の危険性を犯して列挙すれば概ね次の諸点から捉えられてきた。

- (一) 自由主義的アプローチ^③
- (二) 国益・開発主義 (developmentalist) アプローチ^④
- (三) 階級代表論的アプローチ
- (四) 軍部の組織制度的利益代表アプローチ

(一) 自由主義的アプローチ

自由主義的諸価値の強調とミタリズムに対する敵意から文民諸勢力による「主観的」統制を伝統として有してきた西欧の歴史を前提とするもので、非西欧世界の軍部に関する初期の研究者には、この立場にたつものが多く、例えばラテンアメリカの軍部による政治支配を病理現象的にしか捉えることができず、^⑤ 将校の社会的出自 (social origins) も貴族的支配階級からとしかみることができなかった。^⑥ つまり、「軍将校が政治に介入するのは、強力な中産階級を欠いた前工業社会に典型的である。」^⑦ とか、支配を文民支配と同等視しがちなアプローチはみなこのカテゴリーに入る。

(二) 国益・開発主義アプローチ

この立場は、ルシアン・パイのように「未組織状態にある過渡期

社会 (Transitional societies) に人工的に導入された近代の制度としての軍部の政治的含蓄^⑧を強調し、またその戦略的性格上、外国との相対化を可能にする立場にあるため自国の後進性を認識して、党派的文民の利害関係を超越し、愛国心に立脚して開発・近代化・発展を志向して国益を推進しようとする軍部、といったイメージを捉えている。このナセル主義的イメージに彩られたモデルは、近代化推進、国家統合と建設勢力としての軍部という視点から、軍將校の社会的出自が低中産階級であるアジア・アフリカの新興諸国の諸経験に多くを依存しており、それに比して工業化の水準が著しく異なるラテンアメリカ諸国には適用有意性を欠いているといえる。この立場は、△保守的▽とも△理想主義的▽とも△ネオ・ヘーゲリアン▽とも呼ばれている。^⑨

③階級代表的アプローチ

(一)の立場が「国家と軍服を着た下僕が公共の利益を体现する」^⑩の対して、この立場にたつ研究者にとってみれば、マルクスの支配階級の執行部である。その意味で、ネオ・ヘーゲリアンに対してネオ・マルキストとも呼称されるが、このアプローチは(一)とも連動する部分を有している。ホセ・ヌンはラテンアメリカの軍將校の出自が殆ど中産階級であることを認めながらも、ラテンアメリカの中産階級の同質性を強調してアプリアオリにポジティブに捉えることに反対し、その異質性と保守性を強調して次のような命題をたてた。「軍部の政治介入主義は、中産階級を脅かすものでもなく(一)のアプローチの如く)、中産階級の代替にもならない(二)のアプローチ

の如く)。それは中産階級を代表し、この階級が無能であるためにきわめて統合された支配集団として確立できないことの、代償となつていたのである」^⑪ またハンチントンには、「社会が変動するにつれて軍部の役割も変つてくる。寡頭制の世界では、軍人は急進的である。中間階級の世界では、軍人は参加者であると同時に調停者である。大衆社会が現われてくるに従つて、軍人は現行秩序の保守的な保護者になる」^⑫ という有名な命題をうちたてた。つまり中産階級には政治参加の扉を開くが、低下層には閉じる門衛の役割をするのが軍部なのである。たしかに、ハンチントンが従来軍部の組織的特性を強調してきた幾多のアプローチに異を唱えて、「政治に対する軍の介入の最も重要な原因は軍事的なものではなく政治的なものであり、その社会の制度的構造を反映している」^⑬ と主張したのは正鵠を得ていた。しかしながら、彼の政治参加と安定に關する考察の輝くばかりの明晰さは、当然のことながら多くの重要な点を代償にした上で成立している。^⑭ つまり、彼は、移りゆく社会制度的特質の変化の中に、軍部をあまりにも独立的な変数とみため、軍部の内的発展の契機を捉え損ねているのであって、M・ジャンピッツの『新興国と軍部』^⑮ を批判して逆の極端の方向に行きすぎたきらいがある。^⑯ このアプローチのもつ意義は、軍部の政治参加を全政治体系の中に位置づけようとしたところにあるが、このアプローチの命題そのものは、最近のラテンアメリカ、特にペルー軍部の急進性によって経験的に反駁されてしまった。^⑰

④軍部の組織制度的利益代表アプローチ

軍部は所詮軍部にすぎず、厳格な規律と上からの命令体系の下で、十代後半から軍人教育をうけた将校たちは、根っからの「軍人」になり社会的出自や社会階級の背景は、さほど重要ではないという議論は、ライト・ミルズなどにより耳慣れている。¹⁸ 上述の三アプローチとは異なり、この立場にたつ研究者は、軍部の集団的全体的な制度組織的な自己利益を保護するために軍部が政治に「介入」すると指摘している。この種の利益とは、ラテンアメリカの泰斗、M・ニードラーによれば、軍部の団結、統一性、上級将校の下士官に対する權威、武力の独占、軍部の文民に対する特殊な地位、軍事予算の維持、軍制度の文民からの自律性、民間人との良好な関係、軍部の社会的威信、国境防衛とその準備、国安秩序、といった幅広いものが挙げられる。¹⁹ たとえば、悪名高き軍部の反共主義は、その

イデオロギーや社会階級の政治的意味合いという点からではなく、共産主義政権が既存の正規軍制度を解体して革命的義勇軍(militia)を創設するという(キューバの例の如く)恐れからだといふ。²⁰ この点、最近のチリのアジェンデ政権の倒壊も、アジェンデによる義勇軍創設のはじめかし(cordones industriales)によるその武力の独占に脅威を感じたチリ軍部の恐怖が大きな一因であったと指摘する研究者が多い。²¹ しかしながら、このアプローチには、根本的な誤りがある。つまり、軍部を一枚岩的な統一集団だと捉えることはできないし、²² 組織制度的な利益がどこまで軍の政治介入の意志となつて機能するかも不明確である。また、そもそもこの種のアプローチは、結局全てをその組織制度的利益だと見做すことを可能

にする危険性をはらんでおり、結局何も説明しないことにならないとも限らないだろう。

五、結びにかえて

以上のように、いままでに試みられてきたアプローチは一長一短があり、あまりにも先験的命題に依拠するか、軍部の組織的特性と社会的特性の一方のみを強調しすぎたきらいがあった。最近の研究は、七〇年代以降の「軍部のルネサンス」による軍部の性格的多様性と、個別事例的経験的研究の精緻化と相俟って、軍部と社会の双方を総合して新たな研究視座を提供しようとする努力がなされてきている。そして、ステパンの指摘する如く、あくまでも「状況的エリート(stichhaltig)」^①にすぎない軍部を、その制度組織的強度と文民制度的強度、政治参加のレヴェル、社会体系的特性との関係の中に体系的に位置づける努力がなされる必要性が認識されてきた。^②

この他、広く軍部の政策遂行能力、^③ 軍事援助との関係、^④ 政治的「撤退」のタイミングと動機、^⑤ 更には、変動論的視座から、権威主義体制の出現と近代化との対応、^⑥ 経済発展のタイミングと軍部支配との関係^⑦など、研究領域の裾野は広い。今こそ、日本でも「軍部のルネサンス」の現実を直視して、日本固有の歴史的被拘束性をも摂取した新たな第三世界の政治研究のための比較政治学的視座が開拓されることが望まれる。^⑧

注 釈

I.

(1) S.E. Finer, *The Man on Horseback: The Role of the Military in Politics* (2nd ed., Peregrine Books, 1975)

この初版が一九六二年 Pall Mall Press から出たが、日本研究者への影響力が見過せなむ。たゞてば、慶応大学地域研究グループ編『変動期における軍部と軍隊』（慶応通信 一九六八年）の内山秀夫、松本三郎各氏の論文参照。

II.

(1) H. Bieman and D. Morel, "Transition from Military Rule: Thailand's experience," in C.M. Kelleher, Ed., *Political-Military Systems: Comparative Perspectives* (Sage Publications, 1974): 3-4

(2) J. I. Dominguez, "The Civic Soldier in Cuba," in Kelleher *op. cit.*, p.210

(3) D.F. Ronfeldt, "Patterns of Civil-Military Rule," in L.R. Einaudi, ed., *Beyond Cuba* (N.Y.: Crane, Russak & Company, Inc., 1974): 111

(4) Cf. D.F. Ronfeldt, *The Mexican Army and Political Order Since 1940* (Rand, P-5089), J. N. Rosenau, "The Concept of Intervention," *Journal of International Affairs* (Summer 1968): 165-176

(5) 軍部研究の古典であるノーストミン(A. Vagts)の *A History of Militarism* を邦訳した同窓社大学の藤田幸男教授は、「軍国主義」や「ミリタリズム」を混同して使分けしてゐる。

III.

(1) S.P. Huntington, *The Soldier and the State* (Harvard U.P., 1957): 80-85

(2) Huntington, *op. cit.*, Huntington, "Civil-Military Relations," in *International Encyclopedia of the Social Science*, p. 493

(3) Finer, *op. cit.*, pp. 20-27

(4) Cf. A. Perlmutter, "The Praetorian State and the Praetorian Army," *Comparative Politics* (April 1969): 397-403

(5) T. Szulc, *Twilight of the Tyrants* (N.Y.: 1962)

(6) この言葉は字面を承認せむべからざるべし。筆者の友人(筑波大修士)の造語である。

(7) F. M. Nunn, "Military Professionalism and Professional Militarism in Brazil, 1870 - 1970," *J. of Latin American Studies* (May 1972): 30

(8) A. Stepan, "The New Professionalism of Internal Warfare and Military Role Expansion," in Stepan, ed., *Authoritarian Brazil* (Yale U.P., 1973): 52

(9) L. R. Einaudi, "U. S. Relations with the Peruvian Military," in D. Sharp, ed., *U. S. Foreign Policy and Peru* (The Univ. of Texas Press, 1972): 19

(10) Ronfeldt, "Patterns of . . ." pp. 112-3

(11) A.F. Lowenthal, ed., *Armies and Politics in Latin America* (N.Y.: Holmes & Meier Publishers, Inc., 1976)

(12) J. Nunn, "The Middle-Class Military Coup," in C. Veltz, ed., *The Politics of Conformity in Latin America* (Oxford U.P., 1967)

IV.

- (4) Nun, op. cit., M. C. Needler, "Military Motivations in the Seizure of Power," *Latin American Research Review* (Fall 1975)
- (5) Cf. P. C. Schmitter, "Paths to Political Development in Latin America," in D. A. Chalmers, ed., *Changing Latin America, Proceedings of the Academy of Political Science* (Aug. 1972)
- (6) e.g., A. C. Wilgus, "The Chemistry of Political Change in Latin America," *Annals of the A. A. of P. & S. C.* (July 1962)
- (7) J. H. Meisel, *The Fall of the Republic* (Michigan U.P., 1962) p. vi., quoted in Nun op. cit., p. 67
- (8) L. W. Pye, "Armies in the Process of Political Development," in his, *Aspects of Political Development* (Little, Brown and Company, 1966): 173
- (9) Needler, op. cit., p. 64
- (10) Needler, op. cit., p. 65
- (11) Nun, op. cit. p. 112
- (12) S. P. Huntington, *Political Order in Changing Societies* (Yale U.P., 1968) (坂山秀太郎『変革期社会の政治秩序』サートン出版会、一九七二年〈上〉二二三頁以下)
- (13) Huntington, Political... <上>二〇二頁以下
- (14) ハンチントン『変革期社会の政治秩序』を校本系統的な批評として村上記の論文参照のよう。
- M. Kesselman, "Order or Movement? The Literature of Political Development as Ideology," *World Politics* (Oct. 1973)
- (15) M. シャンボン『新興国と軍部』張明雄訳、世界思想社、一九六七年。
- (16) Cf. James Malloy, "Dissecting the Peruvian Military: A review Essay," *J. of Inter-American Studies and World Affairs* (Aug. 1973)
- (17) A. F. Lowenthal, "Armies and Politics in Latin America," *World Politics* (Oct. 1974), Lowenthal, "Peru's Ambiguous Revolution," in Lowenthal, ed., *The Peruvian Experiment* (Princeton U.P., 1975)
- (18) リトル・ソックス『ペルー・エリート』鶴岡純真共訳、東大ロク、一九六九年 特に第八章参照。
- (19) Needler, op. cit., p. 69 - 71
- (20) Needler, op. cit., p. 69
- (21) Arturo Valenzuela, "The Breakdown of Democracy in Chile," in J. Linz and A. Stepan eds., *Breakdowns and Crises of Democratic Regimes*, quoted in Needler, *Finer*, op. cit. Lisa North, "The Military in Chilean Politics," in Lowenthal, ed., *Armies and Politics*. . . . p. 166
- (22) Cf. A. Stepan, *The Military in Politics: Changing Patterns in Brazil* (Princeton U.P., 1971)
- (23) Stepan, *The Military in Politics*, p. 269
- (24) Lowenthal, "Armies and Politics. . . ."
- (25) P. C. Schmitter, "Military Intervention, Political Competitiveness, and Public Policy in Latin America: 1950 - 1967," in M. Janowitz and J. van Doorn, eds., *On Military Intervention* (Rotterdam U. P., 1971)

- (4) Cf. H. Bienen, "Foreign Policy, The Military, and Development: Military Assistance and Political Change in Africa," in R. Butwell, ed., *Foreign Policy and the Developing Nations* (Lexington, 1969)
- (5) G. A. Heeger, "Politics in the Post-Military State," *World Politics* (Jan. 1977), E. Feit, *The Armed Bureaucrats* (Boston, 1973)
- (6) G. O'Donnell, *Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism* (Berkeley, Univ. of Calif., 1973)
- (7) D. Collier, "Timing of Economic Growth & Regime Characteristics in Latin America," *Comparative Politics* (April 1975)
- (8) 最近出版された Y. Nagai and A. Irye, eds., *The Origins of Cold War in Asia* (Univ. of Tokyo Press, 1977) は、冷戦研究に日本人研究者たちがらかに建設的な視座を開拓したかを示している。

(安野のう・じびお スペイン語科四十九年度卒)



勢力均衡に関する一考察

大和田 玲 子

はじめに

勢力均衡は国際関係の基本原則と見られ、古典的存在となつてゐる。一般にバランス・オブ・パワーというと、一六四八年から一九一四までの国際体系にあたえられた名称をさすようであり、(1) ローマ帝国崩壊はじめてヨーロッパに安定をあたえたものとして、人類史上一つの重要な革新とみなされることもある。

また、とくに時代を限定せず、物理的領域や社会的分野から導入された用語として国際関係における均衡状態を示すこともある。私はここではさしあたって後者の意味で、つまりより一般的な原理としての勢力均衡概念をとりあげるつもりである。そのうえで、卒論

であつかう予定の「ウィーン会議にみる勢力均衡」と対比すれば、メッテルニヒの時代における勢力均衡の特殊性をさらに明確にすることができないかと思われる。

したがって本稿では、一つの研究ノートとして、国際関係論の用語としてはあまりにも有名でありながら、その定義がまだ確立されていない勢力均衡概念をいま少し明確にしたいと思ひ、主にマーティン・ワイトとハーバート・バターフィールドの論文 (Herbert Butterfield and Martin Wright (eds.), *Diplomatic Investigations*, London: George Allen and Unwin Ltd., 1966) を参考に、自分なりに概念の整理を試みることにした。

勢力均衡の歴史

勢力均衡体系は今日の国際社会の基礎であり、国際政治学の用語の源泉である。これを調べるにあたって、まずその歴史をたどってみることにしたい。

デヴィット・ヒューム (David Hume 1711~76) はその『勢力均衡論』(2) のなかで、勢力均衡という考えは近代ヨーロッパに限らず古代世界からすでに存在していたと述べている。ギリシア時代には、優越した力を持つ国が必ず連合によって対抗され、またアレキサンダー大王の後継者も、均衡の原則に基いているかのような行動をとった。ヒュームもこのような行動が嫉妬深い競争心の故であることは認めているが、結果的に勢力均衡と同じであると主張することである。

しかし、私は、結果的にどうであれ、勢力均衡を理論的にあるいは政策的に意識せず、したがって長期的展望に立った計画的な行動として作用させないかぎり、これを勢力均衡理論と呼ぶわけにはいかないように思う。

十六世紀を通じて国際社会で考えられていた問題は、隣国が戦争をし、その結果強大になつたらどうするか、ということであった。

マキャベリ (Machiavelli 1469~1527) は当時、中立——勢力均衡理論の前に考えられていたことであり、広い意味では勢力均衡の一部に含まれるのであるが——ということを考ええた。(3)

これにたいしてグイッチャルディーニ (Guicciardini 1483~1540) は一応中立に関心を示したものの、弱い国にとって中立は危険だと考え、初めて勢力均衡の概念を打ち出した。彼は十五世紀末のイタリアにおける五つの主勢力を例にあげているが、(4) ただしマキャヴェリも彼も、長期的視野に立った外交を考えるにはいたらず、古代的な考え方を抜け出せなかった点で、勢力均衡理論とするには問題があろう。

このように厳密に考えた場合、勢力均衡は十六世紀にはほとんど存在しなかったといつてよく、その数が多くなり、存在が明確になつてきたのは十七世紀半ば頃であった。(5) フランシス・ベーコン (Francis Bacon 1561~1626)、グロチウス (Grotius 1583~1645) なども隣国の強大化にたいする行動に均衡の概念を導入しており、(6) またマザラン (Mazarin 1602~61) の公文書(7) にも勢力均衡という語がみられる。

スペインが衰えたあとヨーロッパの脅威となつたフランスの政府が宣伝を始めてから勢力均衡は重要なものと意識されるようになる。これはやがて皮肉にもルイ十四世 (Louis XIV 1643~1715) に対抗する説となつた。(8) この原則が公式として意識されるようになってからますます外交上の目標にまで高められ、利己主義と野心を監視し、長期的利益のために短期的利益が制限されるようになった。フリードリッヒ大王 (Frederick the Great 1712~86)、ビスマルク (Bismarck 1815~98) などはこの原則を意識して自制した、あるいは少なくとも自制するふりをしたよい例である。

ヒュームは、フランスの優越に対抗することを中心としてくり広げられた十八世紀初めのヨーロッパの国際政治を念頭において、世界帝国に対立するものとして勢力均衡原則を考えた⁽⁹⁾。世界帝国を拒否し、多様性を好む考え方は近代ヨーロッパのほとんどの人が持っていたものである。平衡のための勢力配分が、一大帝国への降伏かという選択は、ナポレオンの登場に際して最も重大な問題となつた。

勢力均衡はもともとヨーロッパの平和と自由を守るためのものであったが、十八世紀のヨーロッパにおいては必ずしも平和の維持に効果的であつたとは思われない。⁽¹⁰⁾しかし、この原則は領土的变化に歯止めをかけ、status quo を維持するのに効果的であつたため、小国が正当化され、自由の維持には大きな影響を与えることになつたと見ることができよう。

このことは、平和より自由のほうが大切であるとするヨーロッパ秩序の特徴に関係がある。そして、この勢力均衡原則に基いた国際社会をつくっているのが欧州国家体系 (the European states-system) である。ここにおいて勢力均衡とは、要するに国家の独立を意味しており、勢力均衡原則の合意が欧州協調 (Concert of Europe) なのである。

しかし、ここで注意しなければならないことがある。すなわち、ヨーロッパで勢力均衡が守られていた一方で、ヨーロッパの外においては、支配の原則が確立されていたということである。⁽¹¹⁾ イギリスがヨーロッパ大陸においては勢力均衡政策を強力に押し進めな

が海上権は絶対に放棄しなかったことも理解できる。

非ヨーロッパ地域における支配の法則があつたからこそ、ヨーロッパ内で勢力均衡を維持できたと考えた方がよいかもしれない。したがって、国際社会がヨーロッパと同じ勢力均衡原則をそのまま世界の規模に拡大適用することはできなかった。

第一次世界大戦後、世界的な規模での国際連盟が創設され、勢力均衡は十八世紀の政治家の十八番にすぎないとして忘れさられようとする。だが連盟支持者は、連盟が勢力協調の完成であつて交替ではないこと、集団安全保障原則が勢力均衡の代替物ではなく、これを改善、規則化、制度化したものと見ていた。⁽¹²⁾

第二次世界大戦後できた国際連合はその憲章を見ても、安全保障理事会の投票過程を見ても、勢力均衡原則から離れたものとなつた。しかし、現在、勢力均衡は外交用語において不可欠のものとなつている。もとよりそれは、近代ヨーロッパのものと同じではないであろうが……。

以上、勢力均衡の歴史をたどって明らかになつたことは、バターフィールドも指摘しているように「一つの国際秩序は、自然に授けられたものではなく、考えられ練り上げられたものと推論すべきである」ということである。⁽¹³⁾

勢力均衡の意味と国際社会の現実

さて、勢力均衡の意味は時代により、場所により、また使う人

より様々に変化するが、基本的には「勢力の平等な配分の状態であり、またそうすべきであるという原則」と考えるのが適当と思われる。そしてそのねらいとするところは、一大勢力に支配されることのない安定した秩序と平和と自由を維持することといえよう。

理論的には勢力均衡の意味、目的ともに明解であるが、非常に抽象度が高いため、具体的に適用される際にこの本来の意味と目的がそのまま保持されることはほとんど不可能といつてよい。どのような原則でもこのようなあいまいさは免れないが、勢力均衡の原則にはとくにこのあいまい性が顕著であり、大きな欠点の一つとなっている。⁽¹⁴⁾

それというのも、まず「勢力」の規定が不明確なためである。勢力の要素として考えられるものは、領土、人口、資源、軍事的潜在力、外交的指導力、経済力などいろいろあげられるが、総合的に判断するのは不可能に思われる。したがってこの不確定な各国の勢力を釣り合わせようという試みが非現実的であるのは当然である。

また、たとえ各国の勢力が相対的に比較できるとしても、この勢力均衡体系に加わった国は、勢力の配分について客観的かつ冷静な判断力を失う。どの国もこの体系に加わる際、できるだけ優位を保ちたいと望む。この体系内で独立した自由な、かつ重要な役割を演じたいと思う。国際的勢力均衡の観念において優越性より釣り合いの方が重要なのは当然であるが、各国とも、少なくとも不利な立場には立ちたくない。客観的に平等な勢力配分ができない以上、各国の主観に委ねられるのはやむを得ない。各国が常により優位に立と

うと鎬を削っていることによって、確かに決定的な大勢力は現われないだろうが、同時にこの体系は決して安定することはない。この不安定性が、勢力均衡の二つめの大きな欠点である。⁽¹⁵⁾

勢力均衡の原則には、このような本質的な欠陥がありながら、国際関係において長く、ほとんど唯一の原則らしいものとして存在し続けている。それはなぜだろうか。

国際政治において一国が最も尊重することは、その国の独立である。国際社会で独立して生き抜く、そのためには世界帝国の出現を許してはならない。すべての国が相互に監視し合つて、一つの勢力が押えがたいほど大きくなる前に予防しなければならぬ。勢力均衡はそのために実際最適の理論なのである。そこで勢力均衡は国際政治における重要な原則として意識され、人々はそれを守ろうと、少なくとも守っているように見せかけようと努めるのである。

一大帝国に支配されない世界は確かに自由を保障するであろう。だが各国間の緊張はつねにつきまとい、些細なことから連鎖反応的に大戦争が起ころる可能性は依然として残っている。勢力均衡だけでは安定した平和と秩序は望めない。

というのは、勢力均衡においては力だけを考慮に入れるからである。力のみを考えると、どの国も他国より弱くなりたくない一心で少しずつでも勢力拡大を図る。他の国もそれに対抗して一層強大になつて、相手国を押えようとする。この過程で戦争が起ころるのを避けるのは難しいことである。

フランス・ペーコンは「もしある勢力が大きくなれば、それに

対する恐れを持ったというだけで戦争が正当化される」とまで言っている。グロチウスは「超勢力国家が攻撃をしようとしたのでなければ戦争は悪である」と言ったが、⁽⁶⁾この場合も、戦争の可能性を十分認めているにはかわりない。平和を維持するためには勢力均衡に加えて、平和への強い意志が必要である。

この平和への意志とは、ちょうど、ウィーン会議において、勢力均衡によってヨーロッパに安定と秩序を再建したメッテルニヒの生きた時代、あの十八世紀ヨーロッパの条件のもとで擁護されていたように思われる。すなわちあの文化的雰囲気、ヨーロッパ諸国を強く結びつけていた文化的・人的・経済的な紐帯、力の好ましい配分といったものである。勢力均衡が作用するためには、このような条件における自制の精神という道徳的要素が不可欠なのである。

さもなければ勢力均衡の名のもとに、自国の利益を限りなく追求しようとする政治家が後を断たない。一九四〇年、モスクワにおけるクリップス (Cripps 1889~1952) とスターリン (Stalin 1879~1953) の話し合いを引用してみよう。

クリップス (英国大使) 「ドイツによってヨーロッパは危険にさらされているので、イギリスとソ連が結んで勢力均衡を回復しなければなりません。」

スターリン 「いわゆる勢力均衡は、今までドイツばかりかソ連をも圧迫してきました。だからソ連は古い勢力均衡が再建されることを全力をあげて阻止するつもりです。」⁽⁶⁾

これでわかるように、同じ状況にたいする態度が、イギリスとソ

連では正反対である。それまでの国際状況における立場の違いが明らかに表われているといえよう。イギリスはそれまでの *Status quo* を維持したいと思ひ、それが本当の勢力均衡であると正当化しようとする。他方、ソ連は不利だった立場をここで一気に有利なものにするべく均衡を傾けようとする、いわば修正主義者である。

では、この勢力均衡は誰がつくり、保持するのであろうか。ここでは、三つの場合を考えてみたい。まず、勢力均衡体系に加わっているすべての国によるという考え方である。ナポレオンの敗北から第一次世界大戦までは比較的公平な力の配分があり、このような状態にあったと考えられる。私は、これが最も望ましい方法だと思ふ。

つぎに、ある特定の国、とくに勢力均衡の *holder* という国によるという考え方もある。イギリスは均衡の *holder* であることを伝統的外交政策としていた。⁽⁷⁾しかし、特定の国が勢力均衡に特に重要な役割を演ずるのは、均衡がその特定の国の都合で勝手に傾けられるということになるのであって、あまり望ましい方法ではあるまい。一七二七—一八六八年のイギリス、アメリカ独立戦争時のイギリスと反英連合(仏・西・蘭)の均衡をとったエカテリーナ二世、一九三九年三月—九月のスターリンなどが例としてあげられる。

最後に、勢力均衡の原則が普遍的な法則であるかのような見方もある。すなわち、たとえ諸国がこの原則を無視し、放棄しても法が支配して勢力均衡が起きるというものである。たとえば、ルソ (Rousseau 1712~78) は「……均衡は存在し、維持されるためには誰の介入もなくただ均衡そのものだけが必要である」⁽⁸⁾と述べ

ている。A・J・P・テイラーは一八四八年―一九一四年は経済の法則が政治に適用された勢力均衡があったとしているし、⁽¹⁹⁾ トインビーは、政治力学の体系とみている。⁽²⁰⁾ つまり彼らは、道徳的、合法的原則としてではなく、社会学的法則として勢力均衡を見ているのである。

現在の世界も一種の勢力均衡状態にあると見ることは可能であろう。ただし、この体系においては非ヨーロッパ地域の2超大国、アメリカ合衆国とソ連が圧倒的に強く、欧州国家体系とは全く異質のものである。当時のように、優雅に、均衡を保つことはもはやできなくなった。

技術の進歩は人間の管理能力を越えてしまい、国際政治の舞台は全世界に及んでいる。世論の力が強くなり、国際舞台で活躍するのは外交専門家だけではない。国際関係は飛躍的に複雑になり、以前のような勢力均衡体系は望めない。しかし、人々は一大帝国による支配はもちろん、無政府状態も望まない。残る道は世界の国々の協力関係しかあるまい。そこにおいて作用する原則として最適と考えられるのは、今のところやはり勢力均衡であろう。

米ソ両大国をはじめ世界の国々は、戦争を避けたいという点では共通の利益を持っているはずである。米ソ両国が相互理解を一層深め、均衡維持に中心的な役割を果たすとともに、世界諸国がこの体系の一部であることを十分自覚し、協力することを強く願う。

以上、国際関係における勢力均衡の意味をできるだけ簡潔にまとめてみた。マーティン・ワイト、ハーバート・バターフィールド、

あるいはハンス・モーゲンソーなどそれぞれに勢力均衡を論じているが、その内容は三人三様であり、いちいちもつともなものであった。それだけ勢力均衡の多義性が明らかになされたわけである。

その中から最も基本的だと思われることを選んだつもりであるが簡単にわりきれないところが多いのが勢力均衡であるとの感を強くした。今後、卒論をすすめる過程で、近代ヨーロッパの勢力均衡を追いながら、さらに明確になることを期待している。

注 釈

- (1) See Joseph Frankel, *International Relations*, Second Edition (Oxford Paperbacks University Series, 1969). 邦訳、田中治男訳『国際関係論』東大出版会、一九七六年、二〇一ページ。

- (2) 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、一九七八年、九ページ。

- (3) See Herbert Butterfield, "The Balance of Power", in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations* (London: George Allen and Unwin Ltd., 1966), p. 134.

- (4) Guicciardini, *The History of Italy* 國語館大蔵本。
- (5) See Herbert Butterfield, op. cit., p. 139.
- (6) *Ibid.*, p. 145.
- (7) See *Historie des Relations Internationales*, ed. Pierre Renouvin, vol. ii, (Paris : Hachette, 1953), pp. 203 — 4.
- (8) See Fénelon, *supplément à L'Examen de Conscience sur les Devoirs de la Royauté* (Oeuvres, Paris: Lebel, 1824), vol. xxii, pp. 306 — 15.
 (9) 徳文原典 福澤諭吉 十一年一六。
- (10) See Edmund Burke, *Annual Register* for 1760, pp. 2 — 3.
- (11) See G. Barraclough, *History in a Changing World* (Blackwell, 1955), p. 176.
- (12) See C. K. Webster, *The Art and Practice of Diplomacy* (Chatto and Windus, 1961).
- (13) See Herbert Butterfield, op. cit., p. 147.
- (14) See Martin Wright, "The Balance of Power" in *Diplomatic Investigations*, p. 150.
- (15) See Hans J. Morgenthau, "Evaluation of the Balance of Power" in *Politics among Nations* (New York : Alfred. A. Knopf, 1960), pp. 210 — 213.
- (16) See *Nazi-Soviet Relations 1939 — 1941 : Documents from the Archives of the German Foreign Office* (Washington D.C. : Department of State, 1948), p. 167.
- (17) See L. Dehio, *The Precarious Balance* (Chatto and Windus, 1963), p. 102.
- (18) See Rousseau, *Projet de Paix Perpetuelle* (with translation by E. M. Nuttall, Cobden-Sanderson, 1927), pp. 26 — 8.
- (19) See A. J. P. Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848 — 1918* (Clarendon Press, 1954), p. xx.
- (20) See A. J. Toynbee, *A Study of History* (Oxford University Press, 1934), vol. iii, pp. 301 — 2.
 (21) 中央公論社・オックスフォード大学出版部



skills in the performing arts. Increasing emphasis also is being placed on Aboriginal culture in schools in Aboriginal communities, and early education in their languages is being introduced where possible.

Today's younger Aboriginals are born into a less mythological and less geographical world than that of their elders; hence the Aboriginal population is engaged in a fight for their own survival, in a fight against the Western society, and in a fight to preserve their own social law and ritual life.

In closing, I would like to relate what one Aboriginal, the artist Yam Anderson Jangala, calls the Native Bee story. It is about an old grandfather bee, who, while engaged in his task of depositing ample supplies of honey in suitable trees, was continually being interrupted by his grandson who kept stealing some of the honey. Eventually, in exasperation, the old man bee turned on his grandson and chased him. The chase concluded when the grandfather collapsed with exhaustion, and in so doing spilt the remainder of his honey store. This is a tale with two morals; can you recognize them both ?

REFERENCES

- (1) Gola Mathews, The Schoolroom, [1976].
- (2) R. G. Kimber, Mosaics you can move, [1977].
- (3) Australian Government Publishing Service, Australia - Handbook 1975.
- (4) Australian Government Publishing Service, Australia : the land and its development, [1975].
- (5) Australian Information Service, The Australian Aboriginals, [1976].
- (6) Australian UNESCO Committee for Museums, Australian Aboriginal Culture, [1973].

years ago. New policies are needed to cope with the changing attitudes. Government policy has moved away from planned "assimilation" and now aims to allow Aborigines to decide their own future as much as possible. Assistance is provided by both the Australian Federal and the State governments to enable Aborigines to become more independent, whether they wish to become part of the general Australian community, or whether they prefer to live in isolated communities.

In general, however, the Aborigines are disadvantaged in terms of education, health, employment and housing. Major government efforts are being made to improve their position, and Australians generally are accord- ing increasing recognition to the values of Aboriginal culture. The Australian, State and Territorial legis- latures have removed most of the remaining discriminatory provisions from legislation. The activities of the various governments are in a large part a response to the activities of Aboriginal leaders and their support- ers in pressing the claims of their people. The Australian Government's policy towards Aborigines is to aid and encourage self-determination and give Aborigines legal title to their lands.

Aboriginal tribes have complex systems of religion, law and social organization, and a rich store of ceremony and mythology. They have expressed the wish to retain their identity as Aborigines, and recently an Institute of Aboriginal Studies was established to encourage research into their traditional culture, and to record and preserve as much as possible of their languages, arts, crafts, music, and particularly those sites which are sacred to them, before it is too late. There is a growing awareness of the need to do this, and increasing interest in the cultural heritage of the Aborigines amongst non-Aboriginal Australians.

The rock and bark painting and engravings and the dancing of the Aborigines have been widely acclaimed. Indeed, an Aboriginal Theatre Foundation has been established to encourage the development of traditional

and fishermen, whereas the women were the principal food collectors catching small animals and providing the staple vegetables diet of seeds, yams, roots, honey, fruits and berries. To catch animals for food, a number of ingenious weapons were used, mostly fashioned from wood. These included, for example, the woomera, or throwing stick, that could propel a spear more than 120 metres. The Aborigines made fires by rubbing sticks together, and used them for cooking and to keep warm, although some groups used kangaroo and other skins as cloaks. They built shelters from branches and bark, and whatever other growth was available, but had no permanent dwellings. Their belongings were all portable and they could more easily take advantage of seasonal changes.

Nowadays, very few Aborigines still live in a traditional manner; those who do are mainly in the undeveloped desert areas of the interior. Many more live on pastoral properties and on reserves in the Northern Territory and States, mostly in the north, retaining some of their traditional ways, although the influence of modern European cultures is obvious.

Many aborigines have shifted into country towns and capital cities during the past 15 years, coming more into contact with Australian community. More than 20,000 live at missions and settlements in the outback, where in some areas such as the Northern Territory for example, 27% of the population is Aboriginal. About 1% of the overall Australian population has Aboriginal ancestry.

Hence, about 45,000 retain some tribal associations, while the rest are more affected by contact with the white community.

It was formerly believed that the Aborigines would die out, but it is now accepted that their population is increasing. Population growth rates indicate that towards the end of the century there will be more than 300,000 people of Aboriginal descent in Australia — a return to the approximate numerical situation of 200

from South-east Asia by way of Indonesia. The Aborigines are typically of medium height, with slender limbs, heavy eyebrows, deep-set brown eyes, wide nostrils, a long head and a somewhat protruding lower face. Pigmentation ranges from light tan to dark brown and almost black, while hair is dark brown and grades from straight wavy or curly.

In common with other continental populations, the Aborigines adapted over many thousands of years to a wide range of environment. For example, the people of the colder climates of southern Victoria and Tasmania tended to be short and thick-set, an adoptive development which would help to conserve body heat.

Like several other peoples, they sustained themselves until recently as hunters (of kangaroos, emus and reptiles) and foragers (of roots, berries and insects), totally unaffected by the development of agriculture, animal husbandary and metal-working.

The Aborigines were almost completely isolated from contact with the rest of mankind for thousands of years, and evolved a technology and way of life finely tuned to the environment in which they lived. Seen through their systems of belief, social organization, language, art and education, the culture of the Aborigines is rich and complex. Highly efficient procedures were developed for transmitting knowledge to succeeding generations.

The history of these people during Australia's early development by British settlers is not a happy one, although perhaps not quite as bad as that which followed racial confrontation in Africa or North and South America. European settlement brought a decline in their population, and a deterioration in their culture. There was much conflict and bloodshed, and settlers brought diseases. What was once a simple way of life changed drastically.

Their way of life deserves mention here, being of a certain interest. The men were essentially the hunters

An Introduction to the Australian Aboriginals

My name is Michele Miller, and I am from the island state of Tasmania, the smallest state of Australia. It is a pretty island, not quite the size of Hokkaido, but has a reputation of being one of the most mountainous in the world. In proportion to population, and to its total area, it has more national parks and reservations than any other part of Australia. Wild life is prolific in Tasmania parks, and many of these reservations, like the convict-built Port Arthur in the south, have interesting historical links.

The island is noted for its slow pace of life, and also for its primary industries such as the production of wood, beef, and apples to name a few.

As mentioned, Tasmania's population is only very small; however, according to the latest statistics, Australia's population now exceeds fourteen million. The Australians' life-style reflects the mainly British origins of its people. Broader European influences have become more important since World War II, when about three million migrants settled in Australia. Britain being the largest single source of newcomers, other countries include Greece, Italy, the Netherlands, West Germany, and so on.

An estimated 140,000 Australians are Aboriginals, with a further 10,000 Torres Strait Islanders. The wholly Aboriginal population is about 40,000 — this number is increasing yearly while the 100,000 remaining are part-Aboriginal.

The Aboriginals were living in Australia more than 30,000 years ago when the world's population was small and family groups everywhere lived by hunting, fishing and food-gathering. Thus they are the indigenous people of Australia; their origin is uncertain although it is generally accepted that they came to the country

"研究室だより"

フィリピン大学アジアセンターJ・サニエ
ル女史(三月七日)

ソ連科学アカデミー極東研究所チエレフコ
研究員(四月二十日)

スウェーデン国際関係研究センター副所長
フランシス・シエ氏(四月二十二日)

米コネチカット大学イル・ピョン・J・キ
ム(金一平)教授(五月十四日)

東ドイツ大使館ゲンチ一等書記官(五月十
八日)

米ユタ大学政治学レベナー助教授(五月二
十一日)

米コロンビア大学大学院M・J・ブレナン
さん(五月二十七日)

西独ミュンヘン国際関係・安全保障研究所
グラウゼヴィッツ博士(七月一日)

米ハワイ大学東西センター大学院キャロル
君(七月十五日)

オーストリア中国研究院院長カミンスキ
ー博士(一月十九、二十一日)

ソ連科学アカデミー東洋学研究所中国部長
L・P・デリューション博士(一月二十八日)

韓国京畿大学朴斗福教授(三月一日)

一口に国際交流と言ってもわれわれ日本人
にとつてはまだまだ不慣れな点も多く、現在
海外で活躍中の数多くの日本人の行動が、良
かれ悪しかれあらゆる意味において目を集め
ていることは事実であります。しかしながら、

東京西ヶ原の片隅に位置する外語大において
もそうした交流が活発化し、この地に学ぶ学
生たちに大きな励みとなっていることはいな
めません。いわば、みずから海外の地を踏む
ことのない学生にとつても、「居ながらにし
て国際交流ができる」と言つてよいのではな
いでしょうか。(三十三画生)

◆新役員紹介◆

「中嶋ゼミの会」

幹事 堀 憲昭(講談社勤務)

幹事 川副泰治(東京銀行勤務)

幹事 五島文雄(東外大学院)

会計 渡辺啓貴(東外大学院)

「歴史と未来」

編集委員長 井尻秀憲(東外大学院)

編集顧問 伊豆元(東外大教務補佐員)

編集委員 杉田 朗(英米語科四年)

編集委員 岩城 宏(中国語科四年)

編集委員 安野正明(独語科四年)

編集委員 大和田玲子(仏語科四年)

「中嶋ゼミの会」のページ

中嶋ゼミの会も発足して四年目、会員の数も六〇名を越える大所帯となり、各方面での会員の活躍も聞かれる昨今となりました。これもひとえに中嶋先生の御指導をはじめとして、この会を応援して下さる多くのかたがたのおかげと感謝いたしております。

さて『歴史と未来』第五号の発刊にあたりこの紙面をおかりして五十一年度後期～五十三年度前期の「中嶋ゼミの会」活動報告をしたいと思ひます。

五十一年、外語祭が終わって間もない十一月二十八・二十九日の両日、八王子大学ゼミナーハウスで合宿。まず三年生が「脱亜と入亜」という共通テーマで各自報告をし、四年

生が卒論の中間発表を行ないました。続いて先生の「北京政変」についてのお話があり、さらに『歴史と未来』第四号の講評会が開かれました。

年が明けて五十二年三月十九・二十日には伊豆稲取へ「中嶋ゼミの会」総会を兼ねた研修旅行があり、そこで中嶋先生の「著者は語る」と題する『逆説のアジア』についてのお話と戸張先輩（住友商事勤務）の「アブダビでの経験」と題する報告を聞かせていただきました。総会では、五十一年度活動・会計報告のあと五十二年度新役員の選出が行なわれました。

五十二年度に入って間もない六月、日本国際政治学会が本学で開催され、会員はその準備、運営の裏方として奔走しました。

夏休みの八月五日～七日には、長野県松本市にある中嶋先生の別荘、望岳山荘で合宿。この時行なわれた「八〇年代の日本をめぐる国際環境」と題する研究発表会では、三〇名におよぶ多数の参加者の活発な討論がみられました。オーストラリア留学生ミラーさんもゲストとして参加、先生に松本を案内してい

ただき大喜びでした。

この夏、七月にロータリークラブの奨学生として高橋妙子さん（上智大学国際関係論修士一年）がコロンビア大学へ、八月にはサンケイ・スカラシップ奨学生として中村智恵子さん（英米科四年）もジョージタウン大学へそれぞれ留学されました。

休みが明けて九月十五日には、慶応大学教授・池井優先生のゼミと軟式野球の親善試合を行いました。試合の結果は12対2で中嶋ゼミチームが惜敗。試合後のコンパも歓談がたえずとても楽しい一日となりました。今後とも両ゼミの交流が深まることを願ってやみません。

それから三週間後の十月八日、中嶋先生はオーストラリアへ出発され、以来、ゼミの会の活動は『歴史と未来』の編集を中心に行なわれてきました。

五十三年度に入ってからには、まだ総会も開催されずゼミの会役員も事実上留任のままですが、先生の帰国を待ってまた楽しい会合をもちたいと考えています。

(F・G)

編集後記

★ 『歴史と未来』も本号で五冊目。小生の本箱もバックナンバーで一杯になりました。将来のことも考えて、今度新しい本箱を買いました。

(小さな本箱)

★ 「日中片面条約」の警鐘が響くなかでも、一層強まる官民総絡みの日中友好ムード。今年の中文系就職戦線には異常潮位が発生「青田刈り」が公然化。小生も早く嫁ぎ先を決めて、落ち着いて卒論に取り組むべし。

編集室では「筑摩書房倒産」のニュースに、東外大出版会の創設が唱えられる。何とも言う事は大胆な編集委員面々。(珍華社)

★ 三人の才女の卒論ダイジェストを校正しながら、私のものも来年の今頃は……などと考えて、ハツとする。なんとまだ手つかずのままではないか。『未来』でしかない私の卒論が立派な『歴史』として残る日を夢見つつ……。

(マドモアゼル)

★ せめて立派な編集後記を書いて、編集長の労に報いようと思っても、なぜか筆はなかなか進まない。暑さのゆえか、老化か、はたまた○の悩みか。卒論に励まねばならぬ夏を迎えながらも、連日の猛暑で部屋にはいつくばる我が姿を思い浮かべ、道の遠さと我が身のはかなさを嘆くこのごろである。たよりに聞けば、今年のヨーロッパは史上最高の寒さとか。思い出に浸るのもよいが、私は日本で汗をかき続けなければならないのだ。

(ジークフリート)

★ 寝苦しい夜、耳元をよぎる蚊の羽音に、超小型迎撃ミサイル (Anti-mosquit missile) 開発の夢。中性子線香は？ マーヴ蚊取りは？とかまびすしい。

(SALTの敵)

★ 大変ながらくお待たせいたしました！『歴史と未来』第五号をおとどけいたします。編集の仕事をはきうけて以来、流動する国際環境、不況下の経済情勢を反映してか、本号の発刊も伸び伸びになつてしまいましたが、ここようやく皆様のご笑覧をうることができましたことはこのうえない喜びです。

本号は、昨年と今年の卒業生による論文を中心とし、当ゼミ出身者の論文、研究動向ならびに本学留学生からの寄稿をつどい、くわえて在豪中の中嶋先生からは、キャンベラでのホットなご感想をいただくなど、きわめて異色な内容となりました。

また、先頃広島大学を退官されました今堀先生には、中国研究四十年をふりかえる貴重なエッセイをお寄せいただき、本号に記念すべき色どりを添えていただきました。

はるばる玉稿をお寄せいただきました先生がはじめ、いつもながら資金面等の暖いご援助を賜りましたOBの皆様には、発刊の遅れなど、多大のご迷惑をおかけしましたが、この場をかりて厚く御礼ならびにお詫び申し上げます。

最後に、広告をいただきました『中央公論社』、『時事通信社』『霞山会』に深く感謝いたします。

(井尻秀憲)

『歴史と未来』第5号 特別頒価 400円

発行日 1978年9月1日

編集発行人 井尻秀憲

発行所 東京外国語大学中嶋嶺雄研究室

東京都北区西ヶ原4-51-21

電話(917)6111 ex., 322

印刷所 東洋出版印刷株式会社

© 禁無断転載

© 1978

<好評発売中>

中国総覧 1978年版

—周辺社会主義諸国—

諸大学，研究機関，新聞界等の権威ある専門家52氏が執筆。
現代中国を客観的，学問的に捉えた本邦唯一の中国総覧。
中国問題を正しく理解するための座右の書。

◇ 編集 中国総覧編集委員会

委員長	坂本 是忠	(東京外大学長)
委員	石川 忠雄	(慶応大学塾長)
"	中嶋 嶺雄	(東京外大教授)
"	江頭 敦馬	(毎日新聞論説委員)
"	岡部 達味	(東京都立大教授)
"	尾上 悦三	(アジ研主任研究員)
"	井崎 喜代太	(霞山会常任理事)

◇ 発行 財団法人 霞山会

◇ A5判 美装 箱入

本文(550頁)，付録・資料編(450頁)，索引

◇ 定価 8,500円

◆ お申込は

霞山会文化事業部へ 03(581)0401

東京都千代田区霞が関3-2-4

●国際水準で考える人の情報源

世界週報

●B5判
350円
《金曜発売》

時事通信社の海外特派員網をフルに活用し、各界専門家の解説を添えて、最新のニュースを詳報するほか、諸外国の重要資料(協定、声明、議事録、報告書、記者会見など)を逐次訳載、世界の動きをお伝えします。



最新号の目次の一部

●5月30日号

試練に立つ華国鋒体制
政治変動下の北朝鮮
苦境にあえぐ東欧経済
ハダで触れたソ連①
世界の商業会議所

●6月6日号

特集 エネルギの将来
80年代世界と日本/近
づく核融合時代と日米
技術協力/日本の原子
力開発計画/九電カル
ボ/サンシャイン計画

●6月13日号

英保守党の政策と日英
の将来/急旋回した米
のアジア政策/調整期
のイラン経済/二重ス
パイはどこに消えた

東京・千代田・日比谷 時事通信社 03(591)1111

書店で販売しておりますが、年間購読ご希望の方は左記へ——1ヵ年19,200円(千共)

中央公論社 〒104 東京都中央区京橋 2-8-7
振替 東京 2-34

叢書 国際環境 第1期全10冊

監修 林 健太郎・細谷千博・永井陽之助

中ソ対立と現代

中嶋嶺雄

新中国建設時に始まる毛沢東とスターリンの激烈な確執、米中接近の一幕、朝鮮戦争をめぐる中ソの抗争など一枚岩神話の裏側史。10月刊予価2000円

日米戦争

入江 昭

朝鮮戦争

小此木政夫

冷戦の起源

永井陽之助

ソ連外交と東欧

アメリカ政治の潮流

本間長世

冷戦と東南アジア

第二次大戦の軍事戦略

福田茂夫

サンフランシスコ

米国の日本占領政策

五百旗頭真

細谷千博

中公叢書

中嶋嶺雄

中国像の検証

さまざまな虚像を排してあくまで中国の実像を追求し、文化大革命から林彪事件、ニクソン訪中にある毛沢東政治、周恩来外交を精緻に分析する、力作論文集。

1100円